

第5次階上町総合振興計画

ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり | 後期計画 |

2020



2029

はしかみ New era plan

心豊かで安心安全な暮らしと
活力あふれる地域をみんなで作る



青森県階上町

はしかみちょう

第5次階上町総合振興計画

ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり | 後期計画 |

はしかみ New era plan

2020

▼
2029

心豊かで安心安全な暮らしと
活力あふれる地域をみんなでつくる



青森県

はしかみちょう

階上町

本町は昭和55年の町制施行以来、昭和57年（1次）、平成2年（2次）、平成12年（3次）、平成22年（4次）にわたり総合振興計画を策定し、長期的かつ総合的なまちづくりを推進してきました。

令和2年に策定した現在の第5次階上町総合振興計画は、「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を基本理念とし、「心豊かで安心安全な暮らしと、活力あふれる地域をみんなでつくる はしかみnew era plan」を将来像に掲げ、その実現に向けて、各種施策に取り組んでいます。

総合振興計画における基本計画の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間ですが、前期5年間、後期5年間の2区分としており、令和6年度が前期の最終年度であったことから、前期5年間に取り組んできた施策の検証を行い、選択と集中によって、より持続可能なまちづくりを目指し、令和7年度以降の新たな後期5年間を反映する総合振興計画の後期計画の策定に取り組んだところです。

全国的な問題である少子高齢化の進行や地域の担い手の減少など社会構造の変化は、これまでも国や地方が解決に向け様々取り組んできましたが、依然として解決の糸口が見えず、さらに加速している状況にあります。また、インフラの老朽化、働き方や価値観の多様化への対応、カーボン

New era plan

ニュートラルの実現など、これまでにない新たな問題が生じている時代でもあります。

一方、AIやデジタルトランスフォーメーション(DX)など新たな技術によって、産業構造の革新が進んでいくとともに、地域活動や行政運営にもこの技術を導入していくことも、問題解決の手段の一つとして認識しているところです。

この後期計画の推進に当たっては、多様な問題に柔軟に対応し、町民の皆様のニーズや社会情勢を的確に捉えながら、「夢 未来 創造 新しい時代を皆さんと共に」をスローガンに、本町の魅力をさらに引き出し、新たな発展へとつながるように、実現性と実効性の高い施策を展開していきます。

そして、SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会の実現」を念頭に、町民の皆様と手を携え、多様な主体との協働のもと、心豊かで活力あるまちづくりに取り組めますので、皆様の一層の御支援と御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定に御尽力いただいた階上町総合振興計画審議会委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月 階上町長 荒谷 憲輝



第1部
序論

第1章 計画策定の目的と性格

第1節 計画策定の目的	9
第2節 計画の性格	10
第3節 計画の構成と期間	11

第2章 階上町の概況

第1節 階上町の沿革と特性	13
第2節 階上町の現況	15

第3章 まちづくりの課題

第1節 時代の潮流	21
第2節 まちづくりの重点課題	25

第2部
基本構想

第1章 階上町の将来像

第1節 町の将来像	33
第2節 人口フレーム	34
第3節 土地利用構想	35

第2章 施策の大綱

第1節 快適で安心して暮らせるまちづくり	40
第2節 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり	44
第3節 とともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり	47
第4節 未来を担う人づくり	49
第5節 協働によるまちづくり	51
第6節 町民参加によるまちづくり	53
第7節 開かれた行財政づくり	55

第1章	快適で安心して暮らせるまちづくり	
第1節	快適な生活を支える都市基盤の整備	59
第2節	都市的活動を支える道路・交通の整備	63
第3節	豊かな暮らしを支える生活基盤の整備	67
第4節	自然と共生する生活環境の整備	73
第5節	暮らしを守る安全と安心の確保	81
第2章	地域資源をいかした活力あふれる産業づくり	
第1節	新しい魅力づくりによる農林水産業の振興	95
第2節	時代に対応した商工業の振興	102
第3節	町の魅力を高める地域ブランドの創出	106
第4節	地域資源を活用した観光の振興	108
第5節	働きやすい環境の整備	110
第3章	ともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり	
第1節	豊かな生活を支える健康づくりの推進	113
第2節	ともに支え合う福祉社会づくりの推進	118
第4章	未来を担う人づくり	
第1節	豊かな心と個性を育む教育の充実	133
第2節	生きがいのある生涯学習の推進	141
第3節	地域に根ざした文化・スポーツの振興	145
第5章	協働によるまちづくり	
第1節	協働によるまちづくりの推進	151
第2節	まちづくり地区計画の推進	153
第6章	町民参加によるまちづくり	
第1節	町民参加の推進	155
第2節	男女共同参画社会づくりの推進	158
第7章	開かれた行財政づくり	
第1節	町民に開かれた行財政の推進	161
第2節	SDGsの理念を踏まえた行財政の推進	166
第3節	デジタル技術を活用した行財政の推進	170

資料編

第5次階上町総合振興計画後期計画策定の経過	172
諮問・答申	173
第5次階上町総合振興計画後期計画策定組織図	174
国勢調査人口	175
国勢調査人口・世帯数の推移	176
年代別の人口推計	177
産業別総生産額の推移	178
市町村民所得の推移	179
主副業別個人経営体の推移	180
年齢階層別就農状況	181
家畜飼育戸数と頭羽数	182
民有林の状況	183
所有形態別森林面積	184
経営組織別漁業経営体数	185
年齢別漁業就業者数	186
観光地別観光客入込数	187
財政状況の比較(県内町村平均との比較)	188
普通会計決算額の推移	189

まちづくり地区計画編

石鉢地区	191
蒼前地区	192
野場中地区	193
角柄折地区	194
金山沢地区	195
田代地区	196
晴山沢地区	197
平内地区	198
鳥屋部地区	199
赤保内地区	200
耳ヶ吠西地区	201
耳ヶ吠東地区	202
荒谷地区	203
大蛇地区	204
追越地区	205
榊地区	206
駅前地区	207
道仏地区	208
小舟渡地区	209
階上町民憲章	210

A large, ancient tree with a thick, gnarled trunk and many branches dominates the foreground. The tree's bark is rough and textured. In the background, a group of people, mostly men in traditional Japanese clothing like kimonos and hakama, are standing in a line, looking towards the tree. The forest is dense with other trees and foliage. The overall scene is captured in a blue-tinted, monochromatic style.

第 1 部
序論

01

01

第1部 第1章

計画策定の目的と性格

- 第1節 計画策定の目的
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画の構成と期間

計画策定の目的

階上町は、昭和55年の町制施行以来、昭和57年3月、平成2年3月、平成12年10月、平成22年3月及び令和2年3月の5次にわたる「階上町総合振興計画」を策定して、長期的、総合的なまちづくりを進めてきました。

第1次、第2次の計画は、将来像を「緑の大地と、活力あふれる豊かなふるさと」と掲げ、第3次、第4次及び第5次の計画では、「ゆめ みらい心ときめくふるさとづくり」を基本理念に、各種施策を展開してきました。

計画に基づく取組については、着実な成果が見られる一方、人口減少や少子高齢化の進行など、本町を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが見込まれます。また、産業構造の変化や、公共施設等の老朽化

への対応など、様々な大きな課題に直面しています。

今後の行財政運営は、人口減少社会に対応するとともに、行財政改革の徹底を図り、また、町民の参画と協働により持続可能なまちづくりを目指した、主体性と責任ある自治体運営が求められています。

令和7年度からの「第5次階上町総合振興計画後期計画」では、「前期計画」の課題を検証するとともに、今後の時代の潮流や厳しい社会情勢を踏まえ、本町の行政運営と地域経営（まちづくり）に向けて望まれる将来像を展望し、各行政区において策定されたまちづくり地区計画などとの整合性を図りながら、実現性・実効性の高い施策を展開するため策定するものです。



（1）行政運営の指針

本計画は、豊かで潤いのある町民生活の実現に向けて、町政の基本的方向を示すものであり、本町における今後の「行政運営の指針」として位置付けられるものです。

（2）町民活動の指針

本計画は、町民や各種団体の町政に対する理解・協力と積極的な町民参加を要請し、その活動の指針となるものです。

（3）広域行政における位置付け

本計画は、国、県、広域行政との整合・連携を考慮しつつ、これらに対して本町の施策の方向を明らかにするものです。

（4）町の最上位計画

本計画は、施策の決定、予算編成の基本となるものであり、各分野における個別計画の上位計画として位置付けられるものです。



第5次階上町総合振興計画後期計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、時代の潮流を踏まえ、本町における現状と課題を明らかにした上で、まちづくりの将来像、基本方向を示したものであり、それを実現するための分野別基本方針を明記したものです。

また、計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年次とする10か年計画とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示した将来像の実現を図るための施策を体系化、具体化したもので、部門別に現況と課題、取り組むべき施策の基本方針を示

しています。

また、計画期間は令和2年度から令和11年度までですが、本町を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応するため、前期5年間、後期5年間の2区分により基本計画の達成を図ります。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を計画的に推進するため、基本計画で示した施策の基本方針と施策の体系に従って、主要な事業の実施年度、実施主体、内容、事業費等について明らかにするもので、各年度の予算編成における基本的な指針となります。

また、計画期間は5年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行い、事業の実施を図ります。



01

第1部 第2章

階上町の概況

第1節 階上町の沿革と特性

第2節 階上町の現況

1 沿革

本町の歴史は神亀年間（西暦724年～728年）僧の行基が寺下に應物寺を創建し、観音像などを刻んだと伝えられているところまで遡ることができます。そして、文安元年（西暦1444年）には琳阿孝寛大和尚が道仏に西光寺を開山するなど、このときに現在の集落の基礎が形成されました。

藩政時代に入って寛文4年（西暦1664年）には、南部直房に八戸藩が与えられ、本町は八戸藩の所領となりました。また、文化4年（西暦1807年）に海岸防備のため小舟渡海岸に八戸藩の浦固めが置かれました。

明治4年の廃藩置県により八戸県に属しましたが、当時の角柄折村出身の八戸県大参事太田広城と斗南県小参事広沢安任の連名で5県の合併を政府に建議し、同年9月青森県に改称統合されました。

明治6年大小区制により、本町は第9大区4小区に属しましたが、明治11年に大小区制が廃止され、郡制施行により本町は三戸郡に編入されて角柄折の正部家に戸長役場が置かれました。

明治22年市町村制施行により、旧8か村を合併して階上村となり、昭和55年5月1日には町制施行により階上町となりました。

「はしかみ」の語源については定かではありませんが、糠部5郡の中に階上郡があり、糠部の中心から見て北方海上（階上）郡があったと言い伝えられ、当時郡役所の仕事をし、改革に当たった役人たちが階上岳の北麓にある8つの村を統合する名称として「はしかみ」と命名されたのではないかと考えられています。



2 立地特性と自然環境

(1) 位置と地勢

本町は青森県の最東南端に位置し、東は約5.5kmにわたる海岸線をもって太平洋を望み、西と北は中核市八戸市、南は標高739mの階上岳を越えて岩手県洋野町に隣接した県境の町です。

地形は南の階上岳の北面に開けた山麓地帯を除いては、ほぼ平坦地です。山麓の段丘から見ると多少凹凸があるものの西方から東方へ下降しています。主な川は、階上岳の西南端に発し、田代を経て新井田川に合流する全長約9.1kmの松舘川が最も大き

く、岳の中央から小流を集めて角柄折から松舘川に合流する全長約5.5kmの御堂川、岳の東端に発し県の名水に指定されている寺下の滝から道仏を経て太平洋に注ぐ約7.5kmの道仏川と、赤保内から大渡を経て八戸市金浜から太平洋へ注ぐ大渡川があります。松舘川流域は石灰岩等の堆積岩や結晶質石灰岩(大理石)等の変成岩で覆われていますが、地質のほとんどが階上岳周辺で見られる花崗閃緑岩や海岸線の火山岩といった火成岩に覆われています。

(2) 気 象

太平洋に面しているため春から夏にかけては偏東風(ヤマセ)が、秋から冬にかけては偏西風が吹き、冬期間の寒さは厳しく積雪は少ない地帯です。

最近5年間の平均降水量は1,081.8mm、平均気温11.5度、平均日照時間1,971.1時間となっています。

気象条件

注) 気象庁気象観測データ(八戸)より

区分	気温(℃)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	日照時間 (hr)	平均風速 (m/s)	最深積雪 (cm)
	最高	最低	平均					
令和元年	34.8	-10.2	11.1	73	967.0	2,051.1	5.1	20
令和2年	35.5	-8.6	11.3	77	1,229.0	1,741.2	4.9	17
令和3年	33.7	-11.7	11.3	76	1,012.5	2,006.2	5.0	44
令和4年	34.4	-8.8	11.2	76	1,200.5	1,972.0	4.8	23
令和5年	36.7	-10.1	12.5	76	1,000.0	2,085.1	4.9	26
5年平均	35.0	-9.9	11.5	75.6	1,081.8	1,971.1	4.9	26

1 人口と世帯数

本町の人口は、昭和45年の国勢調査で9,279人まで減少しましたが、昭和55年の国勢調査では10,199人と再び1万人の大台を超え、平成2年の国勢調査では12,959人と昭和60年に続き、県下の人口増加率(12.2%)を示しました。以来、緩やかながらも安定した人口増加をたどってきましたが、令和2年の国勢調査では、13,496人と平成27年の国勢調査での14,025人から529人、約3.8%の減少となりました。住民登録においても、平成15年12月末に15,305人を記録して以降減少に転じ、その後は緩やかに減少し続け、平成28年には14,000人を割り込みました。

本町は、これまで県南の中心都市である八戸市の

ベッドタウンとして多くの転入者を受け入れることにより人口が増加してきましたが、少子化による自然減と、東京圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)等への人口流出に伴う社会減が人口減少に転じた要因として挙げられます。

全地域で人口が減少していますが、市街地を形成する中央地域に比べて、農村地帯の西部地域と漁村地帯の東部地域の減少幅が大きくなっています。

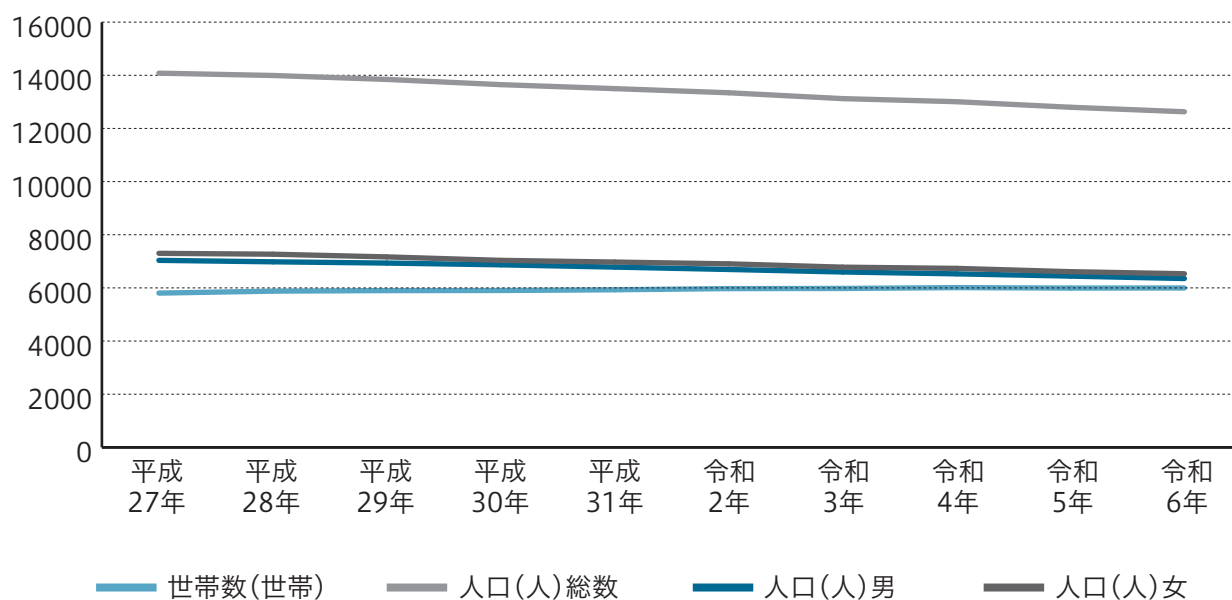
一方、世帯数は全体としては増加していますが、西部・東部地域は減少傾向が見られます。また、一世帯当たりの世帯員数も減少しています。この原因は、少子高齢化の影響と核家族化の進行が要因として挙げられます。



住民基本台帳による人口と世帯数の推移

注) 住民基本台帳各年3月31日現在

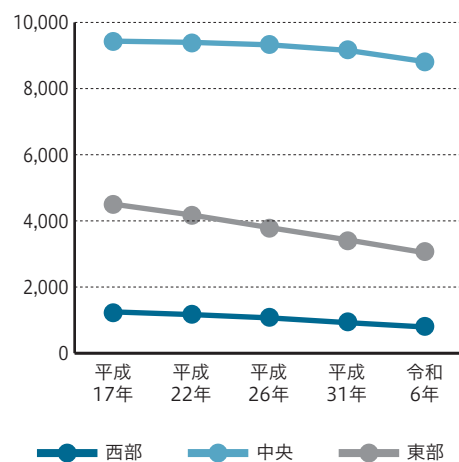
年	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		総数	男	女
平成27年	5,804	14,080	7,036	7,044
平成28年	5,878	13,993	6,981	7,012
平成29年	5,898	13,844	6,934	6,910
平成30年	5,902	13,648	6,868	6,780
平成31年	5,929	13,498	6,782	6,716
令和2年	5,973	13,342	6,693	6,649
令和3年	5,979	13,122	6,598	6,524
令和4年	6,010	13,006	6,528	6,478
令和5年	5,993	12,797	6,443	6,354
令和6年	5,997	12,628	6,352	6,276



地域別人口推移

注) 住民基本台帳各年3月31日現在

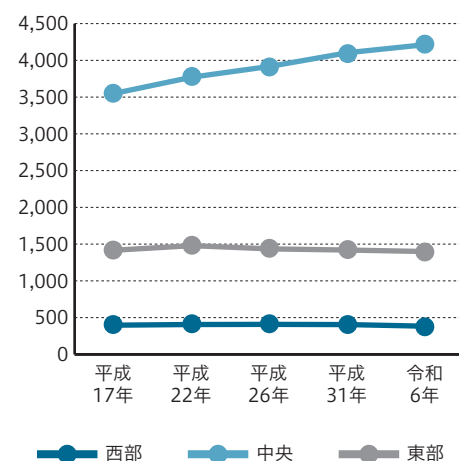
区分	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年	令和6年
西部	1,248	1,167	1,067	922	790
中央	9,434	9,397	9,322	9,153	8,808
東部	4,504	4,177	3,794	3,423	3,030
計	15,186	14,741	14,183	13,498	12,628



地域別世帯数推移

注) 住民基本台帳各年3月31日現在

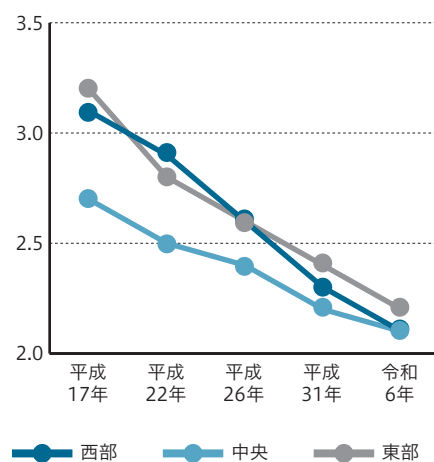
区分	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年	令和6年
西部	397	406	408	405	383
中央	3,549	3,771	3,918	4,105	4,215
東部	1,416	1,479	1,435	1,419	1,399
計	5,362	5,656	5,761	5,929	5,997



地域別1世帯当たりの世帯員数推移

注) 住民基本台帳各年3月31日現在

区分	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年	令和6年
西部	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1
中央	2.7	2.5	2.4	2.2	2.1
東部	3.2	2.8	2.6	2.4	2.2
計	2.8	2.6	2.6	2.3	2.1



※西部地域：金山沢、田代、晴山沢、平内

中央地域：石鉢、蒼前、野場中、角柄折、鳥屋部、赤保内、耳ヶ吠西、耳ヶ吠東

東部地域：荒谷、大蛇、追越、榊、駅前、道仏、小舟渡

2 土地の利用状況

本町の総面積は、9,400haであり、固定資産概要調書（令和6年度）による内訳としては、山林・原野が3,391ha、田・畑は1,452ha、宅地が372haとなっています。

田、畑などの農地面積や山林、原野が減り、雑種地が増えています。これは、太陽光発電施設の増加によるものと考えられます。また、宅地については、緩やかに増加傾向となっています。

土地の利用状況

（単位：ha）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
田	332	331	331	331	330
畑	1,125	1,128	1,125	1,123	1,122
宅 地	367	368	369	370	372
山 林	3,082	3,077	3,069	3,057	3,059
牧 場	95	95	95	95	95
原 野	327	325	324	333	332
雑種地	929	932	947	953	952
その他	3,143	3,144	3,140	3,138	3,138
合 計	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400

資料：固定資産概要調書



3 産業就業構造

令和2年の国勢調査における就業者人口は6,439人、総人口に占める割合は約47.7%で、平成27年と比較して5年間で41人減少しましたが、約0.9ポイントの増加となっています。

就業者人口の産業別内訳の推移を見ると、第1次産業及び第2次産業ともに減少傾向となっています。

このことから、第1次産業の中心を占める農林漁

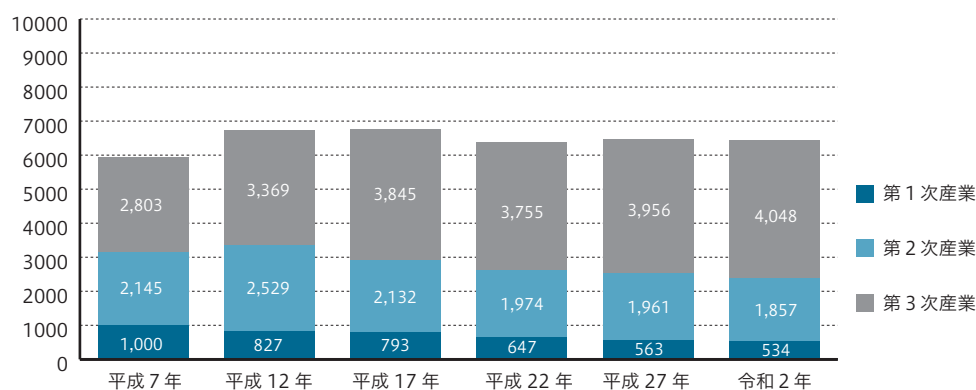
業の後継者不足が依然として続いていること、また、製造業や建設業からの職離れが進み、第3次産業へ移行していることが分かります。

また、令和2年の国勢調査における昼夜間人口比率は77.8%で、22.2%が八戸市を含む町外に就業等の場を求めていることが分かり、ベッドタウンとしての本町の姿をうかがうことができます。

産業構造

区分		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総人口		14,428		15,618		15,356		14,699		14,025		13,496	
産業別人口	第1次産業	1,000	16.8	827	12.3	793	11.7	647	10.1	563	8.7	534	8.3
	第2次産業	2,145	36.1	2,529	37.6	2,132	31.5	1,974	31.0	1,961	30.3	1,857	28.8
	第3次産業	2,803	47.1	3,369	50.1	3,845	56.8	3,755	58.9	3,956	61.0	4,048	62.9
合計		5,948	100	6,725	100	6,770	100	6,376	100	6,480	100	6,439	100

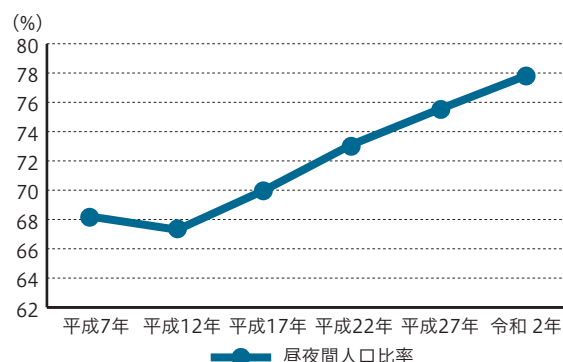
資料：国勢調査



昼夜間人口

区分	昼間人口	夜間人口	増減	昼夜間人口比率
平成7年	9,844	14,428	△4,584	68.2%
平成12年	10,507	15,612	△5,105	67.3%
平成17年	10,748	15,356	△4,608	70.0%
平成22年	10,749	14,699	△3,950	73.1%
平成27年	10,593	14,025	△3,432	75.5%
令和2年	10,500	13,496	△2,996	77.8%

資料：国勢調査



01

第1部 第3章

まちづくりの課題

第1節 時代の潮流

第2節 まちづくりの重点課題

1 進行する人口減少と少子高齢化社会

日本の総人口は平成16年をピークに減少に転じ、以後、長期の人口減少過程に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計（出生中位推計）では、2045年の1億880万人を経て、2056年（令和38年）には1億人を割って9965万人となると推計されています。また、同研究所によると高齢化が急速に進行し、2038年（令和20年）には総人口の3人に1人が65歳以上の高齢者になり、2070年には2.6人に1人が65歳以上になると推計されています。また、少子化も進行し、厚生労働省による人口動態統計によると、令和4年の合計特殊出生率は1.26で、依然として低水準となっています。

このことは、労働人口の減少や消費市場の縮小など、我が国の経済に大きな影響を与えられ、また、高齢化が進むことにより、年金、医療、介護などの社会保障費が増加していくこととなります。

こうしたことから、今後は町民が少子高齢化を自分たち自身の問題として捉え、地域全体で積極的な取組を積み重ねていくことが重要であり、安心して子どもを産み、育てられる社会、そして高齢者をはじめ全ての人々が健康で生きがいのある人生を送ることができる地域づくりのために、総合的な施策を展開していく必要があります。

2 高度情報化社会

スマートフォンが普及し、インターネットの利用増大に伴い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用したコミュニケーションが日常的に行われるようになるなど、私たちの身近な生活の中にICT（情報通信技術）が浸透してきました。近年は、ICTがより進化し、IoT（モノのインターネット）が普及することにより、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながり、ビッグデータ（大量のデジタルデータ）やAI（人工知能）、ロボットなどを活用した新たなサービスが登場しています。国では、「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く5番目の社会として、AI、IoT、ビッグデータなど第4次産業革命によるデジタル技術とデータ活用をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society（ソサエティ）5.0」の実現を目指しています。

一方、高度情報化に対する幅広い知識や、情報セキュリティの確保等の課題に対応していくことも必要となっています。

※SNS：社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

※IoT：モノのインターネット コンピューターなどの情報通信機器だけではなく、様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※AI：人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。

3 地方創生

地方分権改革により、権限移譲や自治体に対する義務付け見直し等が着実に進められており、地方自治体に求められる役割はますます大きくなっています。また、人口減少社会の到来や超高齢化の進行など大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会に向けた地方創生の取組が推進されています。国においては、単なる地方の活性化策ではなく、日本全体の活力を取り戻す経済対策であるとして、若者、女性にとって選ばれる地方を創っていく取組を進め、地域資源を生かした高付加価値型の産業・事業を創出していくこととしています。

このため、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の面的展開など急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用することとしています。

また、SDGsの達成に向け、全ての関係者が連携し積極的に取組を推進することが、持続可能なまちづくりと地域の活性化の実現につながることが期待されます。

※デジタルトランスフォーメーション(DX)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※SDGs(持続可能な開発目標)：先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標が設定されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしており、目標の達成に当たっては、全ての関係者の役割が重視されています。国ではSDGs推進本部を設置し、実施指針として「持続可能で、強靱、そして誰も取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」をビジョンとし、8つの優先課題と具体的な施策を掲げています。

4 新たな広域的な連携

国では、人口減少・少子高齢化社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する「連携中枢都市圏構想」を推進しています。

八戸圏域(八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町)では、平成21年度に八戸圏域定住自立圏を形成し、各種連携事

業を展開し、圏域全体における生活関連機能サービスの向上に取り組んできました。このような中、平成29年3月に定住自立圏から連携中枢都市圏へ発展的に移行し、その将来像の実現に向けた具体的な取組を推進しています。

今後は、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるため、公共交通、産業、医療・福祉、教育、人材育成等の分野において、連携中枢都市である八戸市と締結した連携協約を具体化し、魅力あふれる圏域形成が期待されます。

5 深刻化する環境問題

世界規模での急速な人口増加や経済活動の発展に伴い、資源の大量消費の結果、地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊といった様々な環境問題が引き起こされ深刻化しています。環境問題は、特定の地域に限定されるものから、地球規模に影響を及ぼす問題まで様々な種類が存在することから、世界全体での対策の必要性が高まっています。

特に、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減するために脱炭素社会を目指した省エネルギー等の対策や、環境への負荷が少ない太陽光や風力発電等再生可能エネルギーへの転換と普及が進んでいます。

近年、プラスチックごみによる海洋汚染の問題が深刻化し、その危機感から世界各国で脱プラスチックに向けた動きが加速しており、レジ袋の有料化や

使用禁止等によって、プラスチック利用削減の取組が進められています。

今後は、プラスチック製品廃棄物の分別収集及び再商品化の実施を検討するとともに、資源循環の促進に努め、一人一人が環境の保全を意識し、省エネルギーや3R(リデュース・リユース・リサイクル)の強化と使い捨て型ライフスタイルの見直しを推進し、地球環境に負荷をかけない持続可能な社会を目指す必要があります。

※3R：Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称。リデュース(Reduce)は、廃棄物等の発生抑制、リユース(Reuse)は、再使用、リサイクル(Recycle)は、再び資源として利用すること。

6 心の豊かさと絆

スマートフォンやインターネットが普及するなど、急速に進展する情報化社会は、格差社会へ進む恐れがあり、人と人とのつながりが希薄になるなど、地域や職場、家庭内における個別化やモラルハザードなどを引き起こす要因の一つとなっています。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加などにより、親と子が触れ合う機会が減ってきています。

こうしたことから、家族の絆、地域の絆を強め、心の安らぎや、心の豊かさを感じることものできる家庭づくりと地域づくりへの取組を進めていくことが重要となっています。

※モラルハザード：道徳の欠如、倫理の欠如の意。

7 男女共同参画の推進

少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していくため、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が課題となっています。

また、社会全体で女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスや長時間労働の是正、柔軟な働き

方の環境整備などの働き方改革の取組も進められています。

今後も、男女が対等なパートナーとして、仕事と家庭生活との両立に加え、仕事と介護との両立やあらゆる分野における方針の決定への参画を推進していく必要があります。

8 地域資源を生かした特産品の創出

地域の特産品等を他の地域のものとは差別化し、地域活性化を図るブランド化や農林漁業者が生産・加工・販売を一体化させたり、第2次・第3次産業と連携させたりする6次産業化は、地域の持続的な発展と地域資源の活用を目指す取組として期待されています。

ます。

今後も、地域の素材を生かした新たな商品開発に取り組むとともに、各種イベント等により町内外へ情報発信を行う必要があります。

9 厳しさを増す財政状況

少子高齢化等の影響による生産年齢人口の減少傾向は今後も続くものと予想され、町税収入の大幅な伸びは期待できない状況です。また、本町の財政構造は地方交付税に大きく依存する形となっています。今後は、高齢化等による扶助費・社会保障費の増大や施設・インフラに要する経費の増加が見込ま

れるなど、地方財政は依然厳しい運営を強いられています。

このような中、持続可能な財政状況を維持していくためには、長期的な展望により積極的な行財政改革を進め、効率的・効果的な行財政運営を図っていく必要があります。

1 自然や景観と調和したまちづくり

階上岳・階上海岸が三陸復興国立公園に指定され、みちのく潮風トレイルや階上海岸を含む三陸海岸が三陸ジオパークに認定されるなど、本町の豊かな自然環境が人を呼び寄せる重要な要素となっています。

住民生活にとって、道路ネットワークの整備や良好な住宅地の創出といった都市的なまちづくりは、快適性や利便性の向上を図る上で重要な施策と言えます。しかし、それによって緑がなくなり河川が汚されたなら、住民にとって本当の意味で「住み良い」

まちとは言えません。

豊かな自然と農耕地や海洋が創り出す穏やかな景観は貴重な財産であり、「人と地域、人と人、人と環境」の三つの関わりを重視した都市的なまちづくりと自然保護、景観の保全のバランスを図ることが必要です。

※ジオパーク：地球科学的に見て重要な自然の遺産を含む、自然に親しむための公園。



2 都市的基盤の整備

(1) 主要道路の整備促進

本町のほぼ中央を南北に国道45号、西側を町境に沿って八戸大野線が、東側海岸線と平行に八戸階上線が走り、これに東西を走る名川階上線が接続しているほか、八戸・久慈自動車道によって広域交通網が形成されています。このほかに町内には一般県道をはじめとして町道が縦横に走り、各主要幹線道

路に接続して、周辺都市との連絡や交流の基盤となる道路交通機能の利便性を果たしています。

今後は、利便性や防災面、除雪対策等を考慮した生活道路の拡幅や主要道路の歩車道の区分整備など、町民生活に密着した道路環境づくりを進める必要があります。

(2) 公共交通の利用促進

本町の海岸沿いにはＪＲ八戸線が走り、階上駅と大蛇駅を有しています。また、西部・中央地域を中心に、民営バスが運行され、さらに本町ではその支線となるコミュニティバスを運行しています。いずれも町民の通学や通院などの重要な交通手段となっ

ていますが、近年、少子化や自家用車利用の増加などの影響で、鉄道・バスともに利用者は減少傾向にあります。

今後は、持続可能な公共交通とするため、利便性向上と利用促進のための施策に取り組む必要があります。



(3) 下水道の整備と経営の健全化

本町は、公共下水道及び大蛇地区漁業集落排水施設の供用により、生活環境の改善に努めています。

しかし、下水道の整備と維持管理には多額の費用を要することから、今後は計画的・効率的な整備と下水道経営の健全化を図る必要があります。

3 産業の活性化

(1) 農業の活性化

本町の基幹産業である農業は、農業者の高齢化や後継者不足、食料自給率の低さや人口減少による農作物の消費の減少、さらにTPP11（環太平洋パートナーシップ協定）をはじめEPA（日EU経済連携協定）といった経済連携協定の発効による諸問題など、農業経営を取り巻く環境も依然として厳しい状況に直面しています。

今後は、これらの問題解決のため、耕作放棄地の解消や農地利用集積の推進、後継者の育成、認定農業者制度の適正な運用、さらには収益性の高い作物の導入やデジタル技術の活用など、経営基盤と生産基盤の改善のための施策に取り組む必要があります。

※TPP11：アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービスなど、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

※EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルールづくり、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

(2) 林業の活性化

本町の森林面積は令和6年時点で5,519haと、総面積(9,400ha)の約58.7%を占めています。その内訳は民有林が5,424ha、官行造林が96haで、民有林が多くの面積を占めています。森林は木材や林産物の生産の場であると同時に、水源のかん養、土砂

災害等の防止、保健休養の場としての機能も兼ね備えています。

しかし、長期にわたる木材産業の低迷や林業労働者の高齢化、後継者不足により林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。

今後は、森林を環境保全や景観、健康づくりの視点から有効活用していくとともに、経営安定や適正管理に努める必要があります。

(3) 水産業の活性化

本町はこれまで、地域水産業が抱える問題を改善するため、磯根資源の増殖や低未利用魚の有効活用、漁業環境の整備・保全、水産物産直施設の整備など各種施策を展開してきました。

近年は、水産資源の減少や後継者不足などの課題が漁業者に大きな不安を与えています。

今後は、このような状況にも耐え得る体制を築き上げるといった観点から、地域水産業の活性化を図っていく必要があります。

(4) 商工業の活性化

商業については、八戸圏域の事業所数、従業員数、年間出荷額ともに減少傾向を示しています。

また、工業については、八戸圏域の事業所数は減少傾向が見られ、従業員数と年間出荷額はほぼ横ばいとなっていますが、本町の事業所数、従業員数、年間出荷額は増加傾向にあります。

商業、工業ともに依然として厳しい状況にありますが、今後は、就業機会の確保の観点から商工業の活性化に努める必要があります。

4 健康・福祉のまちづくり

妊娠届、出生数は年々減少傾向にあり、近年の出生数は、年間50人前後となってきました。これに対し、高齢者数は年々増加し、令和6年4月現在の高齢化率は35.9%と約3人に1人が高齢者であり、今後、更に高齢化が進むものと予測されます。

(1) 健康づくりの推進

国保加入者が年々減少してきている中、国保特定健診受診者はほぼ一定の方が受診し、受診率も年々増加してきています。また、働き盛りの年代と中高年期の健康管理を推進するため、医療機関や健診センターと連携し、受診しやすい体制づくりを推進しています。

このような中、本町は、平成29年2月1日に健康的な生活習慣を確立し、「元気はつらつ 健康な町 階上町」を目指すため、「健康宣言」を行い、健康課題である、「健(検)診」・「運動」・「減塩」・「禁煙」・「歯科」を行動目標に掲げ、町民と行政、地域関係者が協力して健康づくりに取り組んできました。

また、令和2年度の平均寿命は男性女性ともに伸び、男性については県内で上位の伸び率となりました。今後は、高齢者の健康づくりにも力を入れ、健診受診率向上の他、効果的に運動や食事、心の健康、喫煙対策等に取り組む必要があります。

さらに、乳幼児を取り巻く環境も変化し、少子化や核家族の増加など、家族形態の多様化が進み、家族や地域のつながりが希薄となっている現代社会に

おいて、「妊娠・出産・子育て」に関する悩みを家族や地域、関係機関と連携した体制の維持が必要です。

(2) 福祉の充実

近年、少子高齢化に対応できるよう各種福祉施策が充実してきています。一方で、高校生までの医療費無償化や幼児教育・保育無償化をはじめ社会保障費は増加しています。

今後は、子育て世帯、障がい者、高齢者等の支援の必要な人が、できる限り地域の中で自分らしく自立した生活ができるよう、関係者と連携しながら妊婦から高齢者まで支援するための地域包括ケア体制を充実させるなど、サービスを有効に活用できるようにしていく必要があります。

また、一人暮らし高齢者の増加等により、緊急時の支援体制や災害時の要配慮者支援も含め地域福祉の充実も必要とされており、民生委員を中心に避難行動要支援者名簿の整備等を進めています。このように、生活に密着した福祉課題を自らが解決し、支え合えるように地域福祉の中核的役割を果たす社会福祉協議会や地域関係者と連携し支援していくことが求められています。

さらに、生きがいを感じる生活や健康寿命の延伸を目指し、ボランティア活動やクラブ活動など高齢者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

5 協働のまちづくり

まちづくりには、子どもから高齢者まで、町民一人一人が地域に関心を持ち、優しさと思いやりの心を持って、地域づくりに取り組むことが重要です。

また、町民と行政が信頼関係を構築するとともに、お互いの役割分担を明確にすることも重要です。そして、施策の実行に当たっては、町民と行政がそれ

ぞれ自立しながらも協働によって進められる必要があります。

令和5年3月に全19行政区で「第2次協働のまちづくり地区計画(後期)」を策定しました。

今後は、この計画の実現に向け、協働のまちづくりの更なる推進を図る必要があります。

6 移住・定住促進への取組

本町の人口は平成11年12月に住民登録15,000人を達成し、その後も緩やかに増加し続けてきましたが、平成15年12月末をピークに減少へ転じ、平成28年には14,000人、令和4年には13,000人を割り込んでいます。人口の減少は、労働力人口の低下へとつながり、税収の減少や基幹産業の更なる後継者不足など、町全体の活力にも大きな影響を与えます。また、人口減少による空き家も増加しており、その傾向は、学生が多く住み、多数のアパートが立ち並ぶ蒼前地区において顕著となっています。

本町のこれまでの人口増加は、八戸市のベッドタウンとしての利便性による社会増が大きな要因でしたが、進学や就職等により転入者と転出者の数が逆転したことや、出生数の減少等により、人口減少に転じたと考えられます。

今後は、公共交通の充実や子育て環境の整備、空き家対策、就業機会の確保など魅力あるまちづくりに努めるとともに、移住・定住促進に向けた新たな施策の展開が重要となります。

7 防災・減災、国土強靱化への取組

平成23年3月11日に三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0という日本の地震観測史上最大の地震「東北地方太平洋沖地震」により引き起こされた東日本大震災は、東北地方、関東地方に甚大な被害をもたらしました。この地震により発生した巨大津波は、本町にも襲来し、町民の生活や経済基盤に大きなダメージを与え、沿岸部を中心に大きな爪痕を残しました。

本町においては、大津波による甚大な被害に加

え、地震と同時に発生した停電、燃料不足は、人・物の移動の停滞を招くとともに、情報通信手段の確保が困難な状態をもたらしましたが、一方で地域の絆を深め、お互いに助け合う社会の構築が必要であることなど、多くの教訓も得ることができました。

今後は、この教訓を基に、更なる災害に強いまちづくりのため、防災・減災及び国土強靱化施策の展開を図る必要があります。

8 健全な財政運営

国の経済は、緩やかな回復を続けていて、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済は好循環で回りつつあります。しかし、国・地方の債務残高は膨らみ、今後も増えていくことが見込まれ、引き続き厳しい状況にあります。

今後も、町税の更なる減少や物価高騰の影響、社

会保障費の増加により、財政運営は一層厳しさを増すことが予想されることから、税収以外の自主財源の確保や経常経費の抑制、効果的な事業の選別などにより、多様化する町民ニーズに的確に対応できるよう、効率的な財源の運用と健全な財政運営を図る必要があります。

第 2 部
基本構想

02

02

第2部 第1章

階上町の将来像

第1節 町の将来像

第2節 人口フレーム

第3節 土地利用構想

1 基本構想の理念

まちづくりには、町民一人一人が、自ら考え、自ら創り、自ら行う、という主体者意識と、町民と行政とがともに地域を支え合い、そしてともに地域サービスを支え合う「協働」のまちを築き上げていく必要があります。本町のまちづくりに当たっては、

ゆめ みらい
心ときめく ふるさとづくり

を基本理念に、未来を担う子どもたちが夢と希望と自信を持って成長できる地域社会の実現のため、“住んでいて良かった、これからも住み続けたいと実感できるまち”の実現を目指します。

2 将来像

本町が目指す将来像を次のように掲げ、この実現に向けて積極的な施策展開を図ります。

心豊かで安心安全な暮らしと
活力あふれる地域をみんなでつくる
はしかみ
New era plan

※new era:新時代

国勢調査における本町の人口は、平成7年の14,428人から平成12年には15,618人へと増加しましたが、その後は緩やかに減少を続け、令和2年の国勢調査では13,496人と平成27年の国勢調査

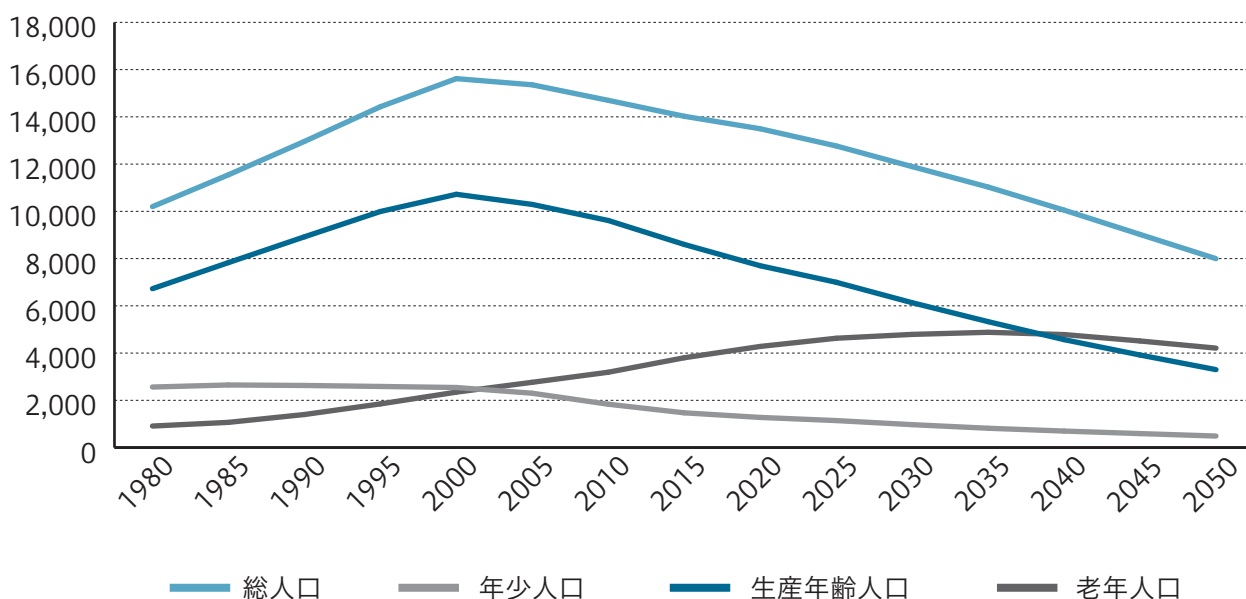
から529人、3.7%の減少となりました。今後も、少子化の影響や東京圏への転出の増加などにより人口は減少していくものと考えられ、令和12年には11,894人になるものと予測されています。

国勢調査による将来人口予測

※年齢不詳を除く

	西暦	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和55年	1980	10,199	2,563	6,725	911
昭和60年	1985	11,547	2,650	7,830	1,067
平成 2 年	1990	12,959	2,629	8,921	1,399
平成 7 年	1995	14,428	2,587	9,993	1,848
平成12年	2000	15,618	2,543	10,722	2,347
平成17年	2005	15,356	2,300	10,292	2,764
平成22年	2010	14,699	1,835	9,613	3,189
平成27年	2015	14,025	1,471	8,599	3,802
令和 2 年	2020	13,496	1,276	7,697	4,281
令和 7 年	2025	12,769	1,143	6,998	4,628
令和12年	2030	11,894	970	6,133	4,791
令和17年	2035	11,029	818	5,331	4,880
令和22年	2040	10,052	699	4,569	4,784
令和27年	2045	9,023	592	3,918	4,513
令和32年	2050	7,997	488	3,299	4,210

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」



1 土地利用の概念

土地は限られた資源であるとともに、生活や産業活動の全てにわたる共通の基盤であり、その利用の在り方は本町の発展や生活の質の向上と深い関わりを持っています。

本町は、おおむね南北に台形の形状をしており、東は太平洋に面し、約5.5kmの海岸線と、南に標高739mの階上岳（臥牛山）を有し、山岳部・平野部・海岸部という三つの地勢の立地条件の下に発展してきました。このため、町域の広がりや土地条件、農用地の分布等から見て、広面積・広範囲にわたる都市的土地利用への急速な転換は見込みにくいこ

とから、歴史的風土、地理的条件、自然環境などの地域特性を生かしながら、土地の有効利用という点に主眼を置いた対応を図っていく必要があります。

しかし、一方では基盤整備の不足や様々な土地利用の混雑も見られ、快適な暮らしや円滑な生産活動が少なからず妨げられている状況も見られます。

このため、公共福祉の優先という原則の下に、町の将来像に向けた土地利用の基本的な方向性を示し、今後の総合的かつ計画的な土地利用を誘導するものとします。

2 土地利用の基本方向

①自然環境への配慮

三陸復興国立公園の階上岳・階上海岸等の豊かな自然と美しい景観は、本町の貴重な財産であり、個性でもあります。本町の風土に培われた歴史的・文化的遺産を後世に継承するとともに、森林や生産農地、漁場などの自然環境の保全と活用を図り、快適な生活を支える町土の環境形成に努めます。

また、公園緑地や水辺空間の活用などにより、環境整備に努め、美しくゆとりのある土地利用を目指します。

②都市的土地利用と自然環境の調和

住宅地や商工業用地、道路などの都市的土地利用については、自然環境との調和を図りながら、土

地の高度利用や複合的な利用及び低未利用地の有効利用をより一層促進するとともに、計画的な土地利用を図ります。

③安全、安心性の向上

本町には土砂災害の危険地域が点在しているほか、浸水被害や地盤災害、東日本大震災において経験した地震に伴う津波への不安などから、災害に強い安全な町土づくりへの要請が高まっています。

災害を未然に防止するための対策事業を推進するとともに、適正・計画的な土地利用を通じて、災害に強い町土の形成に努めます。また、防災上の配慮を加えて、安全な土地利用に努めます。

3 利用区分別土地利用の基本方向

①農用地

国営八戸平原総合農地開発事業の土地基盤整備により整備された農地を核として、農産物需給に対応する農業生産力の確保を基本に、より生産性の高い農業を目指して、優良農地の保全、確保と利用集積の促進を図ります。また、今後、観光資源、交流の場としての農園地の活用を視野に置いた農業の6次産業化の検討を進め、付加価値の高い農用地の活用を図ります。

②住宅地

民間開発業者に対し適切な指導を行うなど、良質な住宅や良好な居住環境の形成を図るよう努めます。

なお、既成市街地やその周辺の集落においては低未利用地の有効利用を促進するとともに、防災性の向上やゆとりのある快適な居住環境の拡充に努めます。

③工業用地

環境との調和や公害の防止、就業機会の確保、町民所得の向上などに考慮しながら、誘致・移転を含めた工場の立地動向に対して必要な用地の確保を図ります。

④商業用地

商業の活性化や良好な環境形成に配慮しながら、商業地の高度利用を図り、さらに用地の需要に対応した必要な用地確保に努めます。また、日常生活利便に応える商業業務機能を高めながら、周辺の土地利用との調整を図るとともに地域の景観との調和に配慮します。

⑤その他

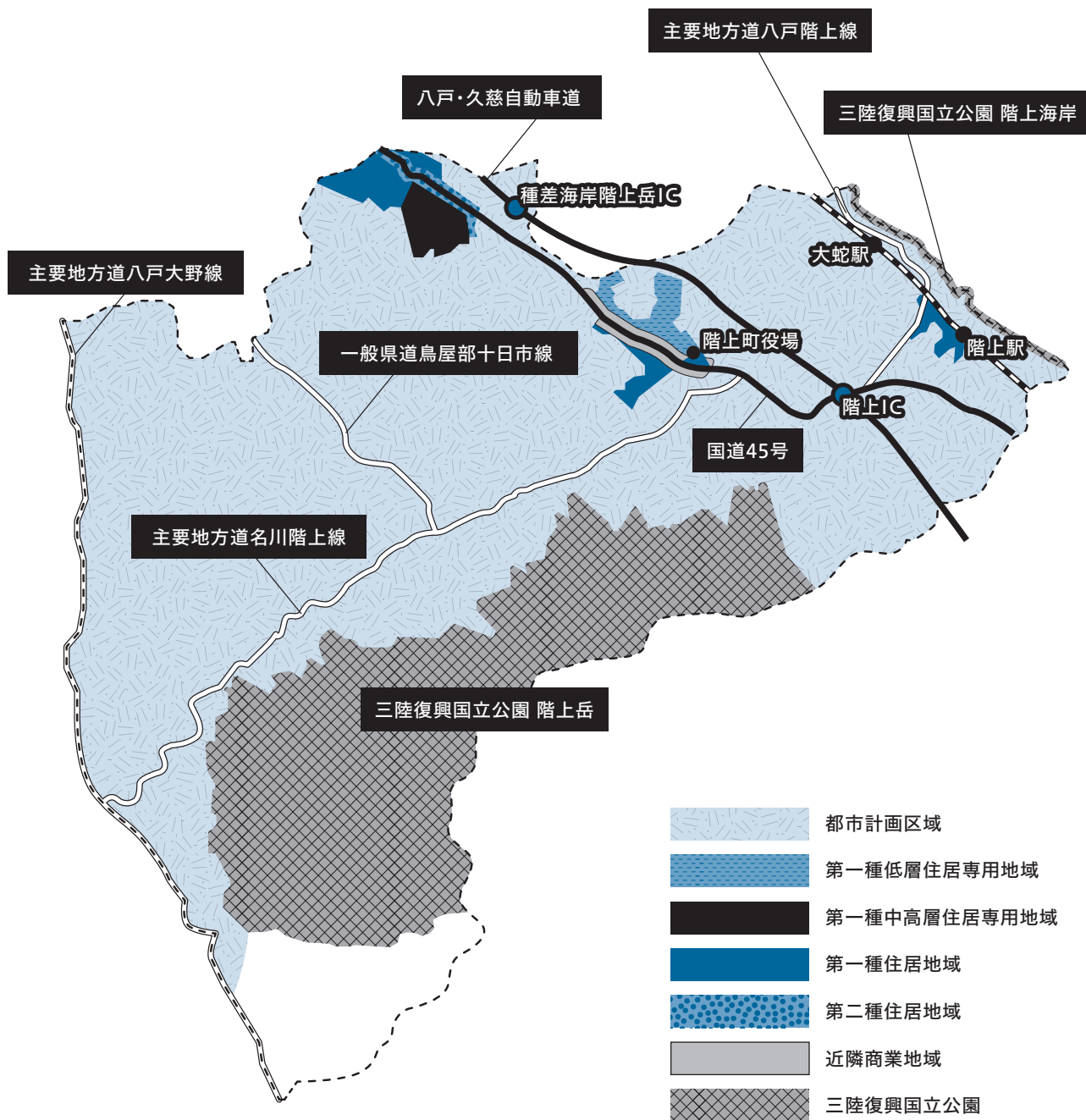
■森林については、森林の持つ町土保全・水源かん養・保健休養機能などを総合的に発揮させるため、その管理・整備を計画的に推進します。

■水面・河川・水路については、町土保全や水害防止、より安定した水供給などの観点から改修整備を促進し、そのための用地を確保するとともに、河川緑地の整備を図るなど、水辺の自然と触れ合う親水活動の場として有効利用に努めます。

■道路については、町土の有効利用や便利で快適な生活の確保と産業を振興するための重要な基盤として、必要な用地の確保と整備を図ります。

■公共施設用地については、多様化する町民のニーズに対応し、安全性、利便性、快適性などに考慮し、必要な用地の確保に努めます。

土地利用方向図



02

第2部 第2章

施策の大綱

- 第1節 快適で安心して暮らせるまちづくり
- 第2節 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり
- 第3節 とともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり
- 第4節 未来を担う人づくり
- 第5節 協働によるまちづくり
- 第6節 町民参加によるまちづくり
- 第7節 開かれた行財政づくり

第5次総合振興計画体系図

基本理念

ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり

将来像

心豊かで安心安全な暮らしと活力あふれる地域をみんなでつくるはしかみ New er a p l a n

基本目標

- 1 快適で安心して暮らせるまちづくり
- 2 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり
- 3 ともに生き支え合う健康・福祉のまちづくり
- 4 未来を担う人づくり
- 5 協働によるまちづくり
- 6 町民参加によるまちづくり
- 7 開かれた行財政づくり

基本方向

- 1 快適な生活を支える都市基盤の整備
- 2 都市的活動を支える道路・交通の整備
- 3 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備
- 4 自然と共生する生活環境の整備
- 5 暮らしを守る安全と安心の確保
- 1 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興
- 2 時代に対応した商工業の振興
- 3 町の魅力を高める地域ブランドの創出
- 4 地域資源を活用した観光の振興
- 5 働きやすい環境の整備
- 1 豊かな生活を支える健康づくりの推進
- 2 ともに支え合う福祉社会づくりの推進
- 1 豊かな心と個性を育む教育の充実
- 2 生きがいのある生涯学習の推進
- 3 地域に根ざした文化・スポーツの振興
- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 まちづくり地区計画の推進
- 1 町民参加の推進
- 2 男女共同参画社会づくりの推進
- 1 町民に開かれた行財政の推進
- 2 SDGsの理念を踏まえた行財政の推進
- 3 デジタル技術を活用した行財政の推進

施策

- ① 計画的な土地利用
- ② 市街地及び集落の整備
- ① 道路網の整備
- ② 公共交通機関の整備
- ① 上下水道の整備
- ② 住宅対策の推進
- ③ 移住・定住の促進
- ① 公園・緑地の活用
- ② 自然保護対策
- ③ 循環型社会の推進
- ④ 生活環境の保全と美化
- ① 防災・減災対策の推進
- ② 消防対策の推進
- ③ 交通安全対策の推進
- ④ 防犯対策の推進
- ⑤ 消費対策の充実
- ⑥ 空き家対策の推進
- ① 農業の振興
- ② 林業の振興
- ③ 水産業の振興
- ① 商業の振興
- ② 工業の振興
- ① 階上ブランドの推進
- ① 観光資源の活用と振興
- ① 就労支援と労働環境の整備
- ① 健康づくりの推進
- ② 保健・医療体制の充実
- ① 高齢者福祉の充実
- ② 児童福祉の充実
- ③ 障がい者(児)福祉の充実
- ④ 社会保障制度の充実
- ⑤ 地域福祉の推進
- ⑥ 少子化対策の推進
- ① 義務教育の充実
- ② 高等教育の充実
- ③ 青少年の健全育成
- ① 生涯学習環境の整備
- ② 生涯学習事業の充実
- ① 芸術・文化の振興
- ② 文化遺産の保全
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の振興
- ① 協働のまちづくりの推進
- ① まちづくり地区計画の推進・支援の充実
- ① 広報・広聴の充実
- ② 地域間交流の促進
- ③ 国際交流の促進
- ① 女性の社会参加の促進
- ① 行政運営の充実
- ② 広域的な連携
- ③ 健全な財政運営の推進
- ① SDGsの視点に立った施策の展開
- ① 行政サービスにおけるDXの推進

快適で安心して暮らせるまちづくり

より良い生活環境の中で快適に安心して暮らすことは、町民共通の願いです。

広域幹線道路をはじめとする道路網の整備促進と、効率的な土地利用の誘導や公共交通の充実などにより、都市機能を高めるとともに、本町の持つ

豊かな自然環境と独自の景観を保全しながら、快適性と安心が実感できるまちづくりを進めます。

また、災害に強いライフラインの施設整備と合わせ、消防対策、減災・防災対策の推進を図るなど、安心して生活できる環境づくりに努めます。

1 快適な生活を支える都市的基盤の整備

①計画的な土地利用

公共福祉の優先という原則の下に、地域の社会的、経済的、文化的及び自然的諸特性に配慮して、歴史的文化遺産や優れた自然の保護・保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の形成と町土の均衡ある発展のため、町民生活と経済活動の基盤である町土の総合的かつ計画的な利用を推進します。

②市街地及び集落の整備

「生活環境領域の拡大への対処」、「均衡ある地域

づくり」を主要な柱として、本町の特性ともいえる農耕地、集落地、河川緑地、海浜地域、山林地帯の保全・整備に配慮しつつ、将来を見据えた土地利用と居住環境の整備などを進め、市街地及び集落の整備推進による生産活動と暮らしの調和を図ります。

また、道路整備と連動した住宅地整備により、混在する中心街地の環境改善と健全で機能性を備えた中心街地の形成を推進します。

2 都市的活動を支える道路・交通の整備

①道路網の整備

生活道路や町内幹線道路をはじめとし、県道、国道45号や八戸・久慈自動車道などそれぞれの役割分担を明確にした整備を進め、本町の特性に見合った体系的な道路環境を整備していきます。

また、主要幹線道路については拡幅改良や歩道の整備など、安全で安心な道路環境づくりに努めます。

②公共交通機関の整備

少子高齢化の進行に対応し、町内の学校や福祉・文化・交流施設、病院、駅などをつなぐ町民の交通手段であるコミュニティバスについて、利便性の高い運行体系の確保に努めます。

また、路線バス及び鉄道の利用促進を図り、公共交通を維持するため、コミュニティバスを含めた総合的な公共交通の施策の展開に努めます。

3 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備

①上下水道の整備

安全でおいしい水道水の安定的な供給に向けて、八戸圏域水道企業団との連携を保ちながら、計画的に施設や設備の更新及び耐震化を図り、上水道の整備を進めます。

また、快適な生活環境の確保と河川・海洋汚濁の防止を図るため、計画的に下水道を整備し加入促進に努め、下水道未整備地域の合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

②住宅対策の推進

民間による住宅地造成は、適切な開発指導を行い、良好な宅地の提供に努めます。

③移住・定住の促進

移住や定住を希望する人への情報発信等を行い、人口の維持に努めるとともに、地域の活性化を図りながら、にぎわいのあるまちづくりに努めます。

4 自然と共生する生活環境の整備

①公園・緑地の活用

生活水準の向上や余暇時間の増大、高齢化社会の進行などに伴い、身近で自然に触れ合える公園・緑地の利用に対する要望が高まっています。より良い生活環境を確保するとともに、防災の面からも公園・緑地の有効な活用を促進します。

②自然保護対策

本町の豊かな自然を守り後世に残していくことは、私たちに課せられた重要な課題です。また、自然保護は、環境災害や自然災害から町民を守るために大きな役割を担っています。

大切な自然を見守り、保護しながら、自然環境と共生したまちづくりを進めます。

③循環型社会の推進

人口減少のほか、ごみ減量化対策やリサイクルに対する意識の高揚とともに、ごみの排出量はゆるや

かな減少傾向にあります。美しく快適な環境を守るため、更なるごみ減量化の推進、分別収集の徹底と有効活用による資源再利用を推進します。

また、階上町環境保全率先行動計画を推進し、庁内の温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、町民や事業者等に対して、地球環境に対する意識啓発と環境に配慮した活動の普及に努め温室効果ガスの排出抑制をはじめとする環境負荷低減の促進を図ります。

し尿対策については、下水道への加入促進と合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

④生活環境の保全と美化

事業活動や町民生活に伴う土壌、大気、水質の汚染や悪臭・振動・騒音による公害を防止するため、必要な調査や監視活動を行い生活環境の保全に努めるとともに、環境意識の高揚と地域ぐるみの環境美化運動の推進を図ります。

5 暮らしを守る安全と安心の確保

①防災・減災対策の推進

町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、町に関わる全ての者が相互に連携、協力し合い、地域ぐるみの防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりの実現に努めます。

②消防対策の推進

常備・非常備消防を含めた消防力の充実強化を図るとともに、関係機関や地域との連携及び協働により、町民一人一人への防火思想の普及啓発に努め火災のないまちづくりを推進します。

③交通安全対策の推進

安全なまちづくりを推進するため、各地域や関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた交通安全教育の推進と交通安全意識の高揚を図ります。また、交通事故防止に向けて交通安全施設の計画的な整備を推進し、交通環境の充実を図ります。

④防犯対策の推進

犯罪のない安心して住めるまちづくりを推進するため、関係機関や地域と一体となって見守りや声掛けなど、地域全体で防犯体制の充実と地域防犯意識の高揚を図ります。

⑤消費対策の充実

悪質商法や特殊詐欺などから消費者を守るために、相談体制の充実を図るとともに、正しい消費知識の普及、広報やパンフレットの配布など様々な活動を通じて、情報の提供を行い、消費者意識の向上を図ります。

⑥空き家対策の推進

町民の安全で安心な生活を確保するため、空き家の把握に努め、所有者の管理責任の明確化を図ります。また、空き家の有効活用を通して移住・定住の促進に努めます。

農業をはじめとする全ての産業分野において、時代の変化に対応した活力あふれる産業づくりが求められています。

町民生活に大きな影響を及ぼす産業の活性化を図るため、地域産業の育成・支援と計画的な基盤整

備を進めます。また、産業関係団体との連携を強め、相互の役割を理解した上で、新たな地域資源の発掘や特産品の開発など、地域一体となった活力あふれるまちづくりを目指します。

1 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興

①農業の振興

農業を活性化させるため、耕作放棄地の解消と抑止、農地利用集積の推進や収益性の高い作物の導入、農業経営基盤の強化や農業生産基盤の整備などに努めます。さらに、観光と地産地消を目的とした体験型観光農業の推進と、高い生産力と安定した農業経営を実現するため、担い手の育成を図ります。

②林業の振興

町土保全、治山・治水、自然景観の保護の観点か

ら林業の果たす役割を見直し、林道の整備、造林保育、間伐事業の推進を図るとともに、林業の振興に努めます。

③水産業の振興

漁業者が安定した生産を維持・継続できるように、漁業環境の保全と水産資源の管理を促進していきます。また、漁業者と地元の水産関連事業者に対して水産物産直施設の積極的な活用を促します。さらに、体験型漁業の導入による本町の漁業の魅力発信に努めます。

2 時代に対応した商工業の振興

①商業の振興

商業の活性化を図るため、町内事業者の発展と持続力の向上を目指し、消費者のニーズに的確に対応した魅力ある商圈づくりを推進します。

また、融資制度の充実などによる後継者の育成・支援と経営の合理化・協業化など経営技術の向上を促進し、地域づくりと一体となった商業の振興に努めます。

②工業の振興

各種融資制度の充実などによる地場産業や中小企業の近代化、経営の安定化に努めます。

また、環境との調和、町土景観の保全、さらには就労場の確保の観点から、企業立地の集積化と新規企業の立地促進を推進します。

3 町の魅力を高める地域ブランドの創出

① 階上ブランドの推進

本町の基幹産業である第1次産業から生産される農林水産物を中心に、付加価値が高く、市場性のある地場産品、特産品を開発するなど、6次産業化を図るとともに、地域資源を生かし、本町の魅力と

価値、イメージアップを図るため、階上ブランドの確立と流通体制の強化に努めます。

また、特産品PRのため、インターネット等を活用し、積極的な町内外への情報発信に努めるとともに、都市部への販売ルートの確立に努めます。



4 地域資源を活用した観光の振興

①観光資源の活用と振興

三陸復興国立公園の階上岳・階上海岸を軸とした観光基盤の整備を推進し、伝統行事、史跡、イベントなどの観光資源を有機的に結び付け、地域特性に合わせた観光ネットワーク確立と食・歴史・文化など、地域の触れ合いを重視した体験型観光の推

進に努めます。

また、「道の駅はしかみ」、「フォレストピア階上」、「わっせ交流センター」、「はしかみハマの駅あるでい〜ば」を基点とし、観光、物産及び地域の様々な情報を発信し、本町を訪れる観光客との交流を促進して、地域産業の活性化を図ります。



5 働きやすい環境の整備

①就労支援と労働環境の整備

働く意欲のある町民や新規学卒者やU・Iターン希望者に対して、魅力ある雇用機会を確保するため、関係機関との連携による求人求職情報の収集、

提供に努めます。

また、高齢者・女性・障がい者など多様な人材の雇用促進や勤労者福祉の充実に努め、様々なライフスタイルに対応した就労環境の促進を図ります。

共働き世帯の増加、少子高齢化などが進む中、町民が健康で互いに助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりが大きな課題となっています。

健康や福祉活動において複雑、多様化する様々な

町民ニーズへの適切な対応により、保健、医療、福祉のスムーズな連携による各種サービスの提供などに努め、全ての町民が健康で生きがいのある生活を送るために、広域的取組も含め、ともに支え合う地域社会の構築を目指します。

1 豊かな生活を支える健康づくりの推進

①健康づくりの推進

健康づくりには、町民一人一人の自覚と意識改革が必要です。健康教育による啓発活動を積極的に展開するとともに、医療、福祉、スポーツなど様々な機関・団体との連携を図り、健康づくりの推進に努めます。

②保健・医療体制の充実

各種健康診査の定期的実施や救急医療体制の整備、医療機関・団体との連携強化などにより、多様化する町民のニーズに対応できる地域医療体制の充実と地区組織活動の充実に努めます。

2 ともに支え合う福祉社会づくりの推進

①高齢者福祉の充実

高齢者の健康保持・増進のため健康管理体制を充実させるとともに、社会福祉協議会で運営する「いきいきシルバーバンク事業」等の活用により社会参加の機会を拡充し、生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。また、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づくサービスを提供するとともに、高齢者が要介護状態にならないよう総合

的な介護予防事業を推進します。

②児童福祉の充実

多様化する保育のニーズに対応した児童保育施設や体制の充実、児童の健全育成のための体制づくりや児童相談などの実施により、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりや支援体制づくりに努めます。

③障がい者（児）福祉の充実

「ノーマライゼーション」の理念の普及と、町民一人一人が心身に障がいを持つ人々への理解を深め、ともに助け合う環境づくりを進めます。特に、社会参加を支援するため、雇用環境や在宅福祉サービスの向上など、自立のための基盤整備を促進します。

※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会の在り方であるとする考え方。

④社会保障制度の充実

相互扶助の精神に基づく、国民健康保険制度や

後期高齢者医療制度、国民年金制度、介護保険制度について、町民の理解を得るための積極的な啓発と健全な運営に努めます。

⑤地域福祉の推進

あいさつ運動や安否確認のための声かけ、地域見守り活動など、地域の人々が互いを思いやり、地域の絆を深め、町民がともに支え合える協働による地域福祉を推進します。

⑥少子化対策の推進

本町の少子化の現状や少子化対策の重要性について情報の収集や提供に努め、効果的な少子化対策を検討し推進します。

少子高齢化や核家族化の進行、さらにスマートフォンやインターネットの普及など、社会状況の急激な変化は、子どもたちに大きな影響を与えています。人と人とが顔を合わせ、触れ合い、心を通わせる機会が少なくなることにより、地域連帯感の希薄化や人を思いやる心の欠如などを招き、地域活動や教育の分野において、様々な問題を引き起こしています。

今後も、学校、家庭、地域が連携を強化し、地域全体で子どもを育て、心が通い合う魅力ある地域づくりにつながるよう、町民の自主的な活動や交流活動の積極的な支援に努め、生き生きとした活力あるまちづくりを目指します。

また、子どもから高齢者まで全ての町民が、豊かな心と生きがいを育むことができるよう、生涯学習の機会の充実とネットワークの形成に努めます。

1 豊かな心と個性を育む教育の充実

①義務教育の充実

社会の変化に主体的に対応し、自らの力で未来を切り開くことのできる心身ともに健全な児童生徒の育成と、一人一人の学力の向上を目指し、情報化などの社会情勢の変化に対応した教育環境づくりと能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努めます。

また、学校施設の経年に伴う老朽化に対応するため、計画的に維持管理するとともに、教職員の資質の向上と障がいを持つ子どもたちの教育環境の充実を図ります。

②高等教育の充実

高等教育等については、進学率向上を図るとともに、奨学金制度の運用などによる就学機会の拡充に努めます。

③青少年の健全育成

学校、家庭、地域の教育力の充実と連携強化を図り、地域全体で健全な青少年を育成するための明るい社会環境づくりに努めます。

また、地域リーダーの育成など、活発な青少年活動の推進に努めます。

2 生きがいのある生涯学習の推進

①生涯学習環境の整備

町民の自主的な学習活動を支援するため、学習環境の整備と機会の拡充に努めます。

また、広報やホームページの活用などにより、町民がいつでも生涯学習に関する情報を得られるよう、生涯学習情報の広域的なネットワークの充実に努めます。

②生涯学習事業の充実

生活様式と価値観の多様化により、多種多様な生涯学習が求められています。また、町民ニーズに応えるため、様々な分野での学習機会の提供と学習内容の充実を図るとともに、町民の自主的な学習活動や組織づくりの支援に努めます。

3 地域に根ざした文化・スポーツの振興

①芸術・文化の振興

町民が優れた芸術、文化に触れることのできる環境づくりと、様々な芸術・文化活動に参加しやすい体制づくりを進めます。

また、地域に根ざした文化活動を支援し、文化の高いまちづくりを目指します。

②文化遺産の保全

本町にある貴重な史跡や文化財などの保護、継承に努めるとともに、地域の重要な資源として、その保全活動と活用に努めます。

③スポーツ・レクリエーション活動の振興

健康への関心の高まりや余暇時間の増大による、町民のスポーツ・レクリエーション活動への要求に応えるため、年齢、体力に応じたスポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。

また、指導者の養成と活用の促進や自主的な活動団体の育成などに努め、健康で明るい地域づくりを進めます。

社会や経済の仕組みが刻々と変化を続ける中、町民ニーズも多様化しています。

このような状況においても、まちづくりの主役は常に町民であり、町民一人一人が自らのまちづくりに主体性をもって参加することが重要となります。今後のまちづくりは、町民と行政がパートナーとして連携し、町民の意見を反映させるとともに、町は

効率的・効果的な行財政運営に取り組む必要があります。

今後も町民とともにまちづくりに対する意識を一つにし、その目標に向かって互いに手を取り合い行動することができるよう、協働のまちづくりを更に推進していきます。

1 協働によるまちづくりの推進

①協働のまちづくりの推進

個性豊かで夢のある暮らしやすいまちづくりのためには、町民一人一人が地域を考え、地域のために行動することが重要です。

本町は、これまで町民とともに協働のまちづくり

を推進してきましたが、更にステップアップするため、町民の自主的な取組やまちづくりへの参加意識の向上を図り、より一層、協働のまちづくりの推進に努めます。



2 まちづくり地区計画の推進

①まちづくり地区計画の推進・支援の充実

本町では、平成18年度から同19年度にかけて、町内の19行政区全てにおいてまちづくり地区計画が策定されました。また、同29年度には計画の見直しをし、より一層地域の特徴や魅力を生かした「第2次まちづくり地区計画」が策定され、令和4年には同計画を見直し後期計画が策定されました。同計画

は、その住民の意思とビジョンが町政において尊重され、町政の基礎をなす計画として位置付けられます。そのため、町民の自主的な取組やまちづくりへの参加意識の向上を推進するため、計画の実現に向けて支援の充実を図るとともに、計画された事業等を本町の個別計画に反映させる仕組みづくりや、進捗状況の確認・評価等の体制の整備に努めます。

※ビジョン：将来の構想。展望。



町民参加によるまちづくり

町民がまちづくりに積極的に参加し、町政に対し意見や要望又は提案を行うことが、とても重要となっています。そのためには、町民が町政を正しく理解できるよう、行政は町民に情報を提供する必要があります。

今後は、町民に的確な情報を提供し、町政に対す

る理解を得るために積極的な広報活動に努めるとともに、町民の意見、要望などをまちづくりに反映させるために、広聴活動の充実に努めます。

また、町民や団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、地域間で交流を図り、地域が活性化するように、自主的なコミュニティ活動を推進します。

1 町民参加の推進

①広報・広聴の充実

町民と行政のコミュニケーションの活発化を図り、町民の行政に対する関心を高めるため、インターネット・SNSを活用するなどして、必要な行政情報などを提供する広報活動の積極的な展開に努めます。

また、多様化する町民のニーズを把握するための広聴活動を充実し、町民の声が行政施策に反映できる広報・広聴体制の活用を推進します。

②地域間交流の促進

地域住民による自主的なコミュニティ活動を推進するため、組織の育成、リーダーの養成、さらに必

要な情報の収集と提供などに努めるとともに、町内各地域の特性を生かし、地域と地域の連携強化に努め、町内地域団体等と他市町村における地域団体等との間での共同・連携による交流事業を支援します。

③国際交流の促進

国際社会に対応し、町民の国際理解と国際感覚を養うため、各分野を通じた交流を推進します。

また、学校教育や生涯学習において、異文化に触れる機会を支援することにより、町民の国際感覚を醸成し、各分野での国際交流事業を推進します。

2 男女共同参画社会づくりの推進

①女性の社会参加の促進

社会情勢や女性のライフスタイルの変化などにより、女性の社会進出が進み、それに伴い地域社会や就業の場における女性の果たす役割も大きくなっています。家庭や地域における男性と女性の役割分担

を見直し、男女平等教育の推進、女性の政策決定の場への参画の推進など、女性の社会参加を促進し、あらゆる分野で協力し合えるよう男女共同参画社会の形成を推進します。



行政の基本は、町民に、より良いサービスを効率的に提供できるようにすることであり、そのためには、町民の視点に立った行財政運営を行うことが重要です。また、町民ニーズに的確に対応するためには、「基礎自治体」として自主性と責任ある行財政運営を行うことも重要となってきます。

今後は、税収や地方交付税などの財源の確保もより厳しさを増すとみられるため、効率的・効果的な事業の選択、地方債借入残高や経常経費の抑制など、弾力的な財政運営により、財政状況に応じた健全な行政運営に努めます。

そして、多様化・高度化する行政事務に的確に対

処できるよう職員の資質向上を図り、自主性と責任ある行財政運営の実現に取り組みます。

また、グローバル経済の下で、世界全体の経済、社会及び環境等の課題に国際社会全体で取り組んでいくため、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げられ、17の目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本町においても、今後の行財政運営に当たっては、SDGsの理念を踏まえながら取組を推進します。

1 町民に開かれた行財政の推進

①行政運営の充実

社会経済情勢の変化や行政のニーズの多様化への対応と、町民に開かれた行政の展開を進めるため、常に行財政改革に取り組むとともに、職員の意識改革と資質の向上、行政の情報化、町民参加の促進などを進め、きめ細かい町民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

②広域的な連携

グローバル化、高度情報化、環境問題、地方分権の進展に対応するとともに、本町の魅力を更に高め

るために、周辺市町村との連携が重要となります。そのために、広域的な連携の強化を図り、連携中核都市圏による事業を推進します。

③健全な財政運営の推進

本町は引き続き、町税をはじめとする自主財源の確保に努め、経常経費の抑制や事務事業の見直し、公共施設の老朽化に備えた総合的・効率的な管理、効果的な事業の選択により、健全な財政運営を行うとともに、町民への分かりやすい財政状況の公表に努めます。

2 SDGsの理念を踏まえた行財政の推進

①SDGsの視点に立った施策の展開

SDGs推進本部が定めた、SDGs実施指針では優先課題として、以下の8つを掲げています。

今後の行財政運営に当たっては、SDGsの視点に立ち、全ての関係者の連携の強化等により、SDGs達成に向け、積極的に取組を促進します。

- 1 あらゆる人々の活躍の推進
- 2 健康・長寿の達成

- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- 5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- 7 平和と安全・安心社会の実現
- 8 SDGs実施推進の体制と手段

3 デジタル技術を活用した行財政の推進

①行政サービスにおけるDXの推進

国は、「DX推進による住民利便性向上や業務効率化、また業務効率化によって得られる人的資源を行政サービスの更なる向上につなげることが自治体に求められる。」として、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体デジタル・

トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。

今後は、人口減少などの様々な社会問題に対応するため、デジタル技術の活用による問題の解決や新たなサービスの創出に努めるとともに、地域の豊かさを生かした魅力ある地域づくりを目指します。



第3部 基本計画 03

03

第3部 第1章

快適で安心して暮らせる まちづくり



第1節 快適な生活を支える都市基盤の整備

- ① 計画的な土地利用
- ② 市街地及び集落の整備

第2節 都市的活動を支える道路・交通の整備

- ① 道路網の整備
- ② 公共交通機関の整備

第3節 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備

- ① 上下水道の整備
- ② 住宅対策の推進
- ③ 移住・定住の促進

第4節 自然と共生する生活環境の整備

- ① 公園・緑地の活用
- ② 自然保護対策
- ③ 循環型社会の推進
- ④ 生活環境の保全と美化

第5節 暮らしを守る安全と安心の確保

- ① 防災・減災対策の推進
- ② 消防対策の推進
- ③ 交通安全対策の推進
- ④ 防犯対策の推進
- ⑤ 消費対策の充実
- ⑥ 空き家対策の推進

1-1-① 計画的な土地利用

| 現況と課題 |

本町は青森県の最東南端に位置し、平成25年5月に三陸復興国立公園に指定された階上海岸や階上岳をはじめとした、緑豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。町土面積は約94.00km²で、森林面積が約32.5%、農地面積が約15.4%と農林業的土地利用が大勢を占めています。

今後は人口減少の影響等により、市街地の人口密度の低下、低・未利用地や空き家等の増加が懸念されるため、円滑な土地利用に支障を来さないよう、町土の適切な利用と管理を進めることが重要です。

また、人口減少の影響による土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化等が懸念されるため、生態系や、人と自然との関わりの中で育まれてきた景観、美しい街並みを保全し、次世代へ継承することも重要です。

加えて、東日本大震災をはじめとする自然災害の経験により、安全・安心に対する町民の意識が高まりを見せており、防災・減災対策の強化とともに安全性を優先的に考慮した町土利用が必要です。安全・安心は全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会の被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる国土強靱化の取組を進めていくことが必要です。

| 基本方針 |

「適切な町土管理を実現する町土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用」、「安全・安心を実現する町土利用」の3つを基本方針とし、町土の安全性を高め持続可能で豊かな町土を形成する町土利用を目指します。

計画的な
土地利用

複合的な施策の推進と町土の選択的な利用

多様な主体による町土利用

利用区分別土地利用の推進

| 施策の展開 |

(1) 複合的な施策の推進と町土の選択的な利用

人口減少や財政制約により、全ての土地についてこれまでと同様に管理することは困難になることが想定されます。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、町土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、町土の適切な管理を図ります。

また、適切な管理を続けることが困難な土地については、それぞれの地域の状況に応じて新たな用途を見出すことで、最適な町土利用を選択するよう努めます。

(2) 多様な主体による町土地利用

急激な人口減少下においては、将来的に無居住化する地域が拡大することも想定されることから、地域住民や行政など、様々な主体が地域の土地利用について検討するなど、町民一人一人が関心を持って町土管理を進めることが一層重要となります。

(3) 利用区分別土地利用の推進

①農地

農地は本町の基幹産業である農業の基本的な生産基盤であることから、一層の効率的な利用を図ります。

また、営農等の効率化のため、担い手に農地の集積・集約を図ることで、安定した農業の担い手の確保を促進します。

②森林

木材の需要動向などを踏まえながら、将来にわたり森林の多面的機能を発揮できるよう、森林環境譲与税を活用し、町土の保全、水源のかん養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を図ります。

また、良好な生活環境を確保するため、地域社会の活性化に配慮しつつ、積極的に緑地としての保全及び整備、適正な利用を図ります。

③住宅地

人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、道路、公園、上下水道等の生活関連施設の整備を計画的に進めます。

住宅地の整備については、低未利用地や空き家等の有効利用を推進します。工業用地の整備については、町民所得の向上、就業機会の確保、地域への定住化及び町土の均衡ある発展を図るため、環境の保全等に配慮しつつ必要な用地の確保を図ります。事務所・店舗用地の整備については、生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制、良好な環境の形成に配慮して必要な用地の確保に努めます。

④公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、環境衛生施設などの公用・公共用施設の用地については、町民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮します。

⑤沿岸域

漁業、レクリエーション等各種利用への多様性や自然的・地域的特性等を踏まえ、長期的視点に立った利用を図ります。また、漂着ごみ対策推進、町民の環境美化意識向上を図り、町土の保全と安全性の向上に資するため、沿岸域の保全に努めます。

主要事業

- 第5次階上町国土利用計画の推進
- 八戸・久慈自動車道洋野階上道路の利活用推進
- 八戸・久慈自動車道八戸南道路種差海岸階上岳IC及び階上IC周辺の土地利用の促進



1-1-② 市街地及び集落の整備

現況と課題

市街地は、蒼前地区や耳ヶ吠地区の国道45号沿いとＪＲ八戸線沿いに集中しています。近年は、交通機能の発達と生活様式の変化に伴い、町民の生活は広範囲にわたっています。

基本方針

機能的で快適なまちづくりを進めるため、農業振興基盤整備による営農集落地等の整備を計画的に進めるとともに、商業振興のための街並みの整備等の推進による中心市街地の整備を図り、適正な市街化の促進に努めます。

市街地及び
集落の整備

都市機能の段階的・計画的な整備

宅地の計画的整備

施策の展開

(1) 都市機能の段階的・計画的な整備

街並みや景観の保全・整備・誘導を進めるとともに、令和5年3月に改訂した都市計画マスタープラン及び同年3月に策定した立地適正化計画に基づき、住宅や医療、福祉、商業などの生活に必要な都市機能を誘導し、生活産業活動を支える道路、下水道等の都市整備を段階的・計画的に図っていきます。

(2) 宅地の計画的整備

営農集落地等の土地利用の安定化と市街地での良好な宅地の計画的整備の促進を図るとともに、優良宅地化への計画的な誘導を図ります。

主要事業

- 階上町都市計画マスタープラン等に基づく計画的な市街地整備
- 階上町立地適正化計画に基づく持続可能なまちづくりの推進
- 良好な景観形成の推進
- 優良宅地化への計画的な誘導

1-2-①

道路網の整備

現況と課題

本町の道路網は、八戸・久慈自動車道、国道45号、主要地方道3路線、一般県道1路線と町内を縦横に結ぶ314路線の町道からなっています。

- (1) 国道45号は宮城県仙台市を起点とし、本町内の区間延長は10.4kmで、本町の産業経済、通勤・通学等日々の生活に重要な役割を果たしています。また、平成26年3月に高規格幹線道路として、八戸・久慈自動車道の八戸南環状道路及び八戸南道路が全線開通し、階上ICから八戸JCTまで接続され、令和3年3月には階上ICから八戸・久慈自動車道洋野階上道路として久慈ICまでの区間が、令和3年12月には三陸沿岸道路として仙台市までの区間が開通し、全線開通となりました。今後も、渋滞緩和、地域振興などに寄与することが期待されます。
- (2) 主要地方道は、名川・階上線、八戸・階上線、八戸・大野線の3路線、一般県道は、鳥屋部・十日市線の1路線で、町内の幹線道路として主要な役割を果たしています。

今後は、交通安全対策として、拡幅改良や交通安全施設の設置、歩車道区分や段差解消等の整備を進める必要があります。
- (3) 地域住民の生活道路としての重要な役割を担っている町道は、一級町道11路線、二級町道24路線、その他の町道279路線の計314路線が町内を縦横に走っています。しかし、未整備路線が多数あるため、今後は要望や協働のまちづくり地区計画等を踏まえ順次整備していく必要があります。
- (4) これまでに整備された町道の道路舗装や橋梁、付属施設の機能状態は、経年劣化等により良好とは言えない状態であり、長寿命化修繕計画に基づき修繕や改修を行う必要があります。

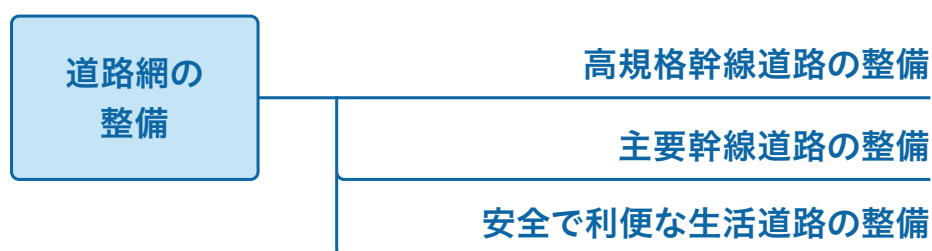
道路

注) 令和6年3月31日現在

区分	路線数	実延長(m)	路線別内訳(m)	
			舗装(m)	砂利(m)
国 道	2	14,692	14,692	0
県 道	4	32,957	32,954	3
小 計	6	47,649	47,646	3
一 級 町 道	11	36,497	35,929	568
二 級 町 道	24	54,031	47,704	6,327
その他の町道	279	169,485	106,781	62,704
小 計	314	260,013	190,414	69,599
合 計	320	307,662	238,060	69,602

基本方針

本町の社会・経済の諸活動を支える幹線道路の整備とともに、これらと連携した生活道路の整備を促進します。また、安全性、快適性等、道路に求められる多様な機能に配慮し、道路環境の向上等に努めるとともに、バリアフリー化など人にやさしい道づくりを進めます。



施策の展開

(1) 高規格幹線道路の整備

令和3年に全線開通した八戸・久慈自動車道洋野階上道路及び三陸沿岸道路について、広域経済圏の形成、さらに広域的交流を促進するため、引き続き利活用を推進します。

(2) 主要幹線道路の整備

町内の円滑な交通流道を確保するために、名川・階上線、八戸・階上線など主要幹線道路の拡幅改良整備や交通安全対策として歩道整備等を推進します。

(3) 安全で利便な生活道路の整備

生活道路である町道については、居住者の生活利便と交通安全を確保するため、優先順位を決め、既存道路の改善・整備を図ります。また、大雨時の冠水常襲地帯については、側溝や調整池等の整備により、その解消に努めるとともに、老朽化した橋梁や舗装道路については、長寿命化計画に基づき修繕や改修を行い、安心安全な道路を維持します。

主要事業

- 八戸・久慈自動車道洋野階上道路の利活用整備推進
- 八戸・階上線の拡幅改良、交差点改良事業
- 名川・階上線の歩道整備
- 町道の整備・維持管理

1-2-② 公共交通機関の整備

| 現況と課題 |

本町の公共交通機関として、鉄道はＪＲ八戸線、路線バスは岩手県北自動車（南部バス）と町が運営するコミュニティバスがあり、通院や通学等に欠かすことのできないものとなっています。ＪＲ八戸線は、八戸駅と久慈駅との間を結んでおり、県境を越える移動手段として、町民だけではなく観光客にとっても重要な役割を担っています。また、路線バスは、本町と八戸市との間の広域の移動手段として、コミュニティバスは、路線バスを補完し町内移動の役割を果たしています。

しかし、少子化の影響や自家用車の利用の増加などにより、公共交通の利用者数が減少傾向にあることに加え、バスは運転士不足も大きな課題となっており、減便など利便性の低下が問題となっています。

今後は、公共交通の利便性を維持しながらも、持続性を向上させていくことも重要となります。

| 基本方針 |

公共交通を取り巻く環境は、利用者数が伸び悩む中で、極めて厳しい状況にあります。しかし、鉄道及びバスは、町民の交通手段として欠かせないものであるため、関係機関と連携し利用促進を図り、持続可能な公共交通を目指します。

公共交通機関
の整備

公共交通の充実

| 施策の展開 |

(1)公共交通の充実

①鉄道

ＪＲ八戸線については、利用しやすい時刻の設定等について事業者に要望するとともに、沿線市町で組織するＪＲ八戸線利用促進協議会等により利用の促進を図ります。

②路線バス

路線バスについては、通勤・通学等でのバス利用者の利便性の向上のため、事業者に要望するとともに、運行の維持・確保を支援します。また、観光資源や地域資源等の活用により利用の促進を図ります。

③コミュニティバス

コミュニティバスについては、鉄道や路線バスとの接続を考慮するとともに、効率的・効果的で利用しやすい運行とするよう努めます。

④新たな公共交通施策の検討

公共交通の利用を促進するため、利用者のニーズを的確に把握し、新たな公共交通施策について検討します。

主要事業

- バス路線維持対策費補助金
- コミュニティバス・スクールバスの運行
- 公共交通機関の利用促進
- 総合的な公共交通の検討



1-3-① 上下水道の整備

| 現況と課題 |

(1) 上水道の整備

現在、水道水は八戸圏域水道企業団により安定供給されていますが、人口減少などに伴う水需要が減少する中、老朽施設の更新や事故・災害などの危機管理対策など、多くの課題に対応した事業運営が求められています。

(2) 下水道の整備

生活雑排水等の汚水処理については、公共下水道事業、大蛇地区漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業により推進しています。公共下水道は、平成21年度に一部供用開始し、令和4年度までとしていた事業の認可期間を令和7年度まで延長しました。今後は、普及率と加入率を高め、下水道経営の健全化に努める必要があります。

| 基本方針 |

上水道については、安全でおいしい水道水の安定供給を持続するため、災害に対する体制の強化や施設・設備の更新を計画的に実施し、将来にわたって持続可能な水道事業運営となるよう八戸圏域水道企業団との連携に努めます。

下水道については、水環境の保全や水の循環利用などの啓発活動を行うとともに、計画的な下水道の整備、合併処理浄化槽への転換促進を行い、水洗化の向上に努めます。



| 施策の展開 |

(1) 上水道の安定供給

八戸圏域水道企業団が平成30年9月に策定した、第4次水道事業総合計画に基づき、計画的な施設更新と安定した水道水の供給持続が図られるよう、連携強化に努めます。

(2) 計画的・効率的な下水道の整備

生活排水処理基本計画により定めた公共下水道排水計画区域、合併処理浄化槽設置区域等により、計画的・効率的な下水道の整備に努めます。

(3) 下水道による水洗化率の向上

広報やホームページ等による下水道の必要性や重要性についての啓発活動や下水道接続相談会の開催などにより、加入の促進を図ります。

(4) 下水道経営の健全化の推進

平成28年度に策定した公共下水道事業経営戦略及び漁業集落排水事業経営戦略に基づき、平成31年4月に下水道使用料の改定を行いました。また、持続的で安定的な事業運営のため、令和6年4月から公営企業法の一部（財務規程等）を適用し経営の効率化・健全化を目指します。

(5) 合併処理浄化槽への転換促進

下水道処理区域以外の区域では、生活排水処理基本計画に基づき、引き続き合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

主要事業

- 八戸圏域水道企業団との連携強化
- 公共下水道整備事業
- 下水道加入促進事業
- 下水道事業経営戦略の推進
- 合併処理浄化槽設置整備事業

1-3-②

住宅対策の推進

| 現況と課題 |

- (1) 本町は、快適で安心して暮らせる住環境整備の一環として、町営住宅を建設し供給しています。つくしヶ丘団地は、平成6年に建設され、耐用年数が経過し、年々修繕費が増しており、これまでの対処療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理が求められています。
- (2) 本町は、八戸市の経済圏域内として民間の住宅造成により着々と住宅化が進んでいましたが、現在は、少子高齢化・人口減少等により住宅建築は伸び悩んでいる状況です。
- 近年では、移住・定住を促進するため、新築住宅補助金を交付しています。このほか、相次ぐ地震や地球温暖化により耐震化や省エネ住宅への関心が高いことから、住宅リフォームや耐震化に対する補助金も交付しています。
- (3) 本町は、平成6年5月に都市計画区域の指定を受け、一般住宅等の新增改築に際して建築確認申請が必要となりました。また、都市計画法による用途地域を平成9年4月に定め、この方針に従い、良好な市街地形成を図るためにも乱開発を防ぎ、住居地域に誘導する必要があります。

町営住宅

施設名	戸数	完成年度	所在地
つくしヶ丘団地	15戸	H6	赤保内字柳沢地内
榊山団地	30戸	H19	道仏字榊山地内

| 基本方針 |

安全で快適な生活環境を求める町民のニーズに対応し、質の高い宅地や住宅の供給を促進するとともに、移住・定住を目的に新築住宅やリフォーム等の補助事業を充実させ、居住環境の向上を図ります。

住宅対策
の推進

安全で住みやすい住宅環境づくり

住宅建築の指導の推進

施策の展開 | (1)安全で住みやすい住宅環境づくり

- ①町営住宅の長寿命化計画に基づく計画的な維持改修を行います。
- ②住宅リフォーム等の事業を推進することにより、安全安心な住宅を供給します。
- ③新築住宅支援事業を推進し、良質な住みやすい宅地を供給するとともに人口減少対策を図ります。

(2)住宅建築の指導の推進

用途地域内の住宅地域への住宅建築の誘導を図っていきます。

主要事業

- 安全安心住宅リフォーム支援事業
- 新築住宅支援事業
- 木造住宅耐震診断支援事業



1-3-③ 移住・定住の促進

| 現況と課題 |

本町は、少子化の急速な進行や若者の流出等により、人口が減少傾向にあります。本町の人口は、八戸市のベッドタウンとして増加してきましたが、平成15年をピークに減少に転じ、令和6年3月末の住民基本台帳の人口は12,628人とピーク時の約83%まで落ち込んでいます。また、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口では、2050年には7,997人となる予測が示されました。

今後も更に人口の減少が進むことが予想されますが、持続可能な行政運営のため、人口の維持・増加への対策と移住・定住促進への取組が必要となります。

住民基本台帳による人口の推移

(単位：人)各年3月31日現在

年	人口		
	総数	男	女
平成27年	14,080	7,036	7,044
平成28年	13,993	6,981	7,012
平成29年	13,844	6,934	6,910
平成30年	13,648	6,868	6,780
平成31年	13,498	6,782	6,716
令和2年	13,342	6,693	6,649
令和3年	13,122	6,598	6,524
令和4年	13,006	6,528	6,478
令和5年	12,797	6,443	6,354
令和6年	12,628	6,352	6,276

| 基本方針 |

ＵＩＪターンなどの移住や定住を希望する人への情報発信などを行い、人口減少対策に努め、地域の活性化を図りながら、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

※ＵＩＪターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Ｕターンは出身地に戻る形態、Ｉターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Ｊターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

移住・定住
の促進

総合的な移住・定住対策の検討

移住・定住化の促進

施策の展開 (1)総合的な移住・定住対策の検討

将来的に予測される人口減少に歯止めをかける移住・定住を促進するための施策を横断的・総合的に検討します。

(2)移住・定住化の促進

本町に移住・定住を希望する方の転入促進のため、安心して生活できる住宅環境の確保のための支援を推進します。

主要事業

- 関係機関と連携した移住・定住支援
- 移住・定住情報の発信
- いきいきあったか階上町移住計画支援事業



1-4-① 公園・緑地の活用

| 現況と課題 |

公園や緑地は、町民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間であり、スポーツ・レクリエーションの場、災害時における避難場所としての機能のほか、大気の浄化、景観形成等生活環境の向上にも大きな役割を果たしています。

今後も、町民と行政が一体となって緑化を推進し、快適な住環境を創出していくことが重要です。

| 基本方針 |

町民が身近に利用でき、スポーツ・レクリエーション活動などの場として、公園の積極的な活用を推進します。また、水辺空間や緑地の保全、町民参加による緑化の推進に努めます。

公園・緑地の活用

公園の活用

緑地の保全

| 施策の展開 |

(1) 公園の活用

- ① 潤いのある町の環境を保つ空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の管理及び活用を推進します。
- ② 貴重な自然空間の保全に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動の場としての活用を推進します。

(2) 緑地の保全

快適な環境の創出、緑豊かなまちづくりを促進するとともに、緑地の保全に努めます。

主要事業

- 公園・緑地の活用促進

現況と課題

本町は、自然保護の観点から森林を守り、緑に親しんでもらうために、レクリエーション、ハイキング、森林浴のための階上岳の施設整備を進めてきました。また、平成25年度に階上岳・階上海岸が三陸復興国立公園の指定と三陸ジオパークの決定を受け、国指導の下、自然保護対策を進めています。快適で潤いのある生活を守るためには自然と共生・共存し、また、乱開発やごみの不法投棄を防ぐためには、行政の指導だけではなく、町民一人一人の自然に対する関心を高める必要があります。

町民が自らの手で自然を守るためにも、今後、町内の自然環境を広報し、自然愛護の啓発を行っていく必要があります。

自然保護地域

(単位：ha) 注)令和6年3月31日現在

鳥獣保護区	休猟区	銃猟禁止区域	水源かん養保安林	防火保安林	干害防備	保健保安林	国立公園区域
1,150	0	1,243	2,348	4	70	69	2,164

基本方針

町の美観の維持や自然災害予防の観点から、緑豊かな地域環境の創造を目指し、自然の保護に努めます。また、町内の自然保護と産業振興の調整を図りつつ、自然保護意識の高揚に努め、貴重な自然景観地や植生物の適正な生息環境等の保護を図ります。

自然保護 対策

自然保護活動の促進

広報・啓発活動の推進

施策の展開

(1)自然保護活動の促進

本町の恵まれた自然環境を活用して、自然保護教育に努め、自然保護意識の高揚と啓発を図り、自然保護活動の指導者やボランティアグループ等を中心として、町民の自主的・主体的な自然保護活動を促進します。

(2)広報・啓発活動の推進

自然保護の観点から定期的な監視活動を進めるとともに、町民への積極的な広報活動により、啓発に努めます。

主要事業

- 自然保護活動指導者等の育成
- 自然保護監視活動の推進



| 現況と課題 |

- (1) 本町のごみ処理については、八戸地域広域市町村圏事務組合で設置したごみ処理施設で処理を行い、収集については民間業者に委託しています。近年、ごみの排出・収集量は緩やかな減少傾向にありますが、事業系ごみは減少しているものの、生活ごみは横ばい状況であります。また、可燃ごみにはリサイクルができる多くの紙資源やプラごみ等が混入している他、粗大ごみについては増加傾向にあります。令和4年度に「プラスチックの資源循環に関する法律」が施行され、今後、プラごみ分別回収開始に向け、検討が必要であり、引き続きごみ分別の重要性やリサイクル方法とその必要性について周知を図り、町民、企業、行政が一体となって、循環型社会の構築に向けて取り組んでいく必要があります。
- (2) 地球規模で大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し地球温暖化が進んでいます。今後も目標達成に向けて取り組む必要があります。

ごみ処理状況の推移

(単位：t) 資料：一般廃棄物処理事業実態調査

区 分	可燃物	不燃物	粗 大	資源ごみ	合 計
令和元年	2,634	117	159	406	3,316
令和2年	2,633	130	182	411	3,356
令和3年	2,595	122	166	399	3,282
令和4年	2,525	117	168	395	3,205
令和5年	2,449	96	145	368	3,058

し尿処理状況の推移

(単位：人、kl、t) 資料：収集(処理)実績表

区 分	行政内 区域 人 口	処 理 区域 人 口	水 洗 化 人 口	非水洗化 人 口	収 集 量		
					し 尿 収 集 量	浄 化 槽 汚 泥 量	計
令和元年度	13,342	13,342	10,492	2,850	2,526	5,065	7,591
令和2年度	13,122	13,122	10,545	2,577	2,461	4,825	7,286
令和3年度	13,006	13,006	10,614	2,392	2,379	5,007	7,386
令和4年度	12,797	12,797	10,567	2,230	2,323	5,252	7,575
令和5年度	12,628	12,628	10,476	2,152	2,170	5,328	7,498

基本方針

町民生活の多様化に伴い、ごみの質は複雑化しているため、ごみ処理基本計画を推進し、分別収集の徹底や資源化・リサイクルの促進、適切な収集・処理に努めます。

また、地球温暖化防止のため、環境保全率先行動計画の推進や町民等への啓発など、全町的に環境負荷の低減に取り組めます。



施策の展開

(1)ごみ減量・リサイクルの推進

- ①ごみ減量・リサイクルの推進のため、町民や企業に向けて3Rの意義と必要性を理解してもらい、自主的な活動を促進します。
- ②広報やホームページのほか、イベントや地域に向けた出前講座等を通して、ごみの分別方法等の周知啓発に努めます。

(2)適正排出のための環境整備

- ①階上町廃棄物減量等検討委員会において、廃棄物の減量等に関して検討を行い、施策や事業等に反映させていきます。
- ②ごみの収集・運搬体制は、ごみの質・排出量の変化に対応できるよう適宜見直しを行い、確実かつ効率的な収集を行います。

(3)地球温暖化対策

地球温暖化対策として、行政自ら率先して階上町環境保全率先行動計画に取り組み、庁内の温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、町民や事業者等に対しては、地球環境保全に対する意識を高め自主的な取組を促すため、広報や出前講座等を実施し地球温暖化対策の普及・啓発に努めます。

主要事業

- ごみ減量に向けた取組方法の周知強化
- 分別収集によるリサイクルの推進
- 階上町廃棄物減量等検討委員会の開催
- ごみ収集運搬業務の効率化
- 階上町環境保全率先行動計画の推進



1-4-④

生活環境の保全と美化

| 現況と課題 |

- (1) 不法投棄パトロールや廃棄物不法投棄監視員との連携による不法投棄の早期発見や未然防止に努めていますが、近年、ごみの不法投棄は増加傾向にあります。そのため、町民と行政、事業者等が協力し合いながら、環境改善に努めるとともに、啓発活動を強力に推進していく必要があります。

また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等により発生した災害廃棄物については、適正かつ円滑に処理する必要がある、今後は災害廃棄物の搬入先の確保が必要です。

- (2) 清潔で住みやすい生活環境を創造するために、町民意識の啓発、悪臭対策や排水対策、さらには空き地管理の強化に努める必要があります。また、騒音や振動・悪臭・水質汚濁等に対して関係機関が協力し、その対策を講じていく必要があります。

- (3) し尿処理については、公共下水道、大蛇地区漁業集落排水及び合併処理浄化槽により、衛生的なし尿処理対策を推進しています。

公共下水道については、PR活動や相談会の開催等により加入率の向上を図り、大蛇地区漁業集落排水については、処理区域内の未加入世帯の加入促進に努めます。

| 基本方針 |

町民が協力しあって清潔なまちを創出し、健康的で潤いのある生活を維持するため、町民の主体的な取組による環境保全・美化の促進を図るとともに、町民参加による環境衛生対策の展開を図ります。

し尿処理については、快適で衛生的な環境を構築するために、公共下水道処理区域及び大蛇地区漁業集落排水処理区域内ではその加入促進に努め、また、それ以外の区域では合併処理浄化槽の転換促進に努めます。

生活環境の
保全と美化

環境美化の推進

騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の防止対策

ごみの不法投棄・野外焼却の防止対策及び災害廃棄物処理対策

下水道による水洗化率の向上

合併処理浄化槽への転換促進

施策の展開 (1)環境美化の推進

環境美化の展開を目指して、広報や生涯学習の場を活用した情報の提供のほか、クリーンアップデー等の活動を通して、町民意識の啓発に努めます。

また、環境美化条例に基づき、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに資源の有効活用を図り、環境と調和した地域社会の構築に努めます。

(2)騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の防止対策

騒音・振動・悪臭・水質汚濁等に対して、その原因者や事業者に必要な指導や防止対策等を講じ、安心できる生活環境を維持できるように、地域の環境整備に努めます。

悪臭や水質汚濁等については、県民局や八戸市などの関係機関と緊密な連携をとりながら、調査・測定を行うなど、その防止と改善に努め、必要に応じて事業者と公害防止協定の締結などを進めます。

(3)ごみの不法投棄・野外焼却の防止対策及び災害廃棄物処理対策

ごみの不法投棄・野外焼却に対して、町民と行政、関係機関等が一体となり監視を強め、その防止に努めます。

ごみの不法投棄・野外焼却の禁止について、広報などを通じて周知徹底するとともに、事業所等に対しては、廃棄物の適正処理の指導に努めます。

大規模災害等により発生した災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、関係機関及び関係団体と連携し、対応できる体制の整備に努めます。

(4)下水道による水洗化率の向上

広報やホームページ等により、下水道の必要性や重要性についての啓発活動や下水道接続相談会の開催などにより、加入の促進を図ります。

(5)合併処理浄化槽への転換促進

下水道処理区域以外の地域では、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進します。

主要事業

- 地域によるクリーンアップの実施
- 騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の対応と指導強化
- ごみの不法投棄対策の強化
- 野外焼却禁止についての周知徹底
- 下水道加入促進事業
- 合併処理浄化槽設置整備事業

1-5-①

防災・減災対策の推進

| 現況と課題 |

本町は、やま(階上岳)とうみ(太平洋)の美しい自然に育まれてきました。しかし、自然は、時として人知を超えた猛威を振るい、町民生活に甚大な被害をもたらしてきました。

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災は、国内史上最大のマグニチュード9.0の地震とこれに伴う巨大津波により、多くの生命と財産を奪うとともに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。このような惨禍をしっかりと受け止め、風化させることなく、災害に強いまちづくりのための教訓として、現代世代だけでなく将来世代へと引き継がなければなりません。このため、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、町に関わる全ての者が相互に連携、協力し合い、地域ぐるみの防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

| 基本方針 |

防災・減災対策への取組は、町民及び事業者が自らの責任により自らを災害から守るという自助の理念、町民及び事業者が地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念、町が町民及び事業者を守るための施策を推進するという公助の理念を基本として、町民、事業者、町その他関係者それぞれが連携を図りながら、適切な役割分担による協働により、災害に強いまちづくりの実現に努めます。

防災・減災
対策の推進

地域防災力の向上

災害に強いまちづくりの推進

| 施策の展開 |

(1) 地域防災力の向上

①自主防災組織の育成及び支援

自主防災組織育成のため、必要な助成及び研修の実施並びに自主的な防災・減災に係る意識の啓発と、自主防災組織の活動促進を図るため、自主防災組織が行う防災・減災対策のための活動において指導的役割を担う人材育成及びその他の支援に努めます。

②災害時要配慮者への支援

災害時要配慮者への情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めます。

③防災・減災教育の充実

防災・減災教育の充実を図り、町民の防災・減災知識の向上及び意識の高揚に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、防災訓練を積極的に実施します。

④情報発信の強化

危険箇所、避難所その他防災・減災対策に係る施設等を表示した地図を作成し、防災・減災対策に関する情報の提供に努めるとともに、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、町民及び在日外国人、訪日外国人を含む観光客等に提供できる体制の整備に努めます。また、防災無線のほか、メール配信等の情報伝達手段の多様化を図り、情報発信の強化に努めます。

⑤ボランティア活動への支援等

発災時におけるボランティアによる被災者支援活動の円滑な実施を確保するため、平時から幅広い組織づくりを推進するとともに、活動拠点及び物資の提供その他必要な支援並びに調整を行う体制の確立に努めます。

(2)災害に強いまちづくりの推進

①応急医療体制の整備

災害時において、町民等、消防機関及び医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たるよう、応急医療体制の整備に努めます。

②備蓄物資の整備

災害時における必要な備蓄物資の計画的な整備を行います。

③応急対策を行うための体制の確立

災害対策本部を中心とし、災害時における応急対策を行うための体制確立に努めます。

④災害協定に係る連携体制の整備

災害時における支援協力について、各事業者等と災害協定を締結してきました。今後は、災害時に協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、事業者等との連絡体制の整備に努めます。

⑤避難体制の強化

各種災害に対する避難計画の作成、周知に努め、避難体制の強化に努めます。

主要事業

- 総合防災訓練の実施
- 自主防災組織の育成及び支援
- 防災・減災教育の充実
- 災害時要配慮者への支援
- 災害時情報発信の強化
- ボランティア活動への支援
- 備蓄物資の整備
- 防災協力事業所制度の運用
- 各種機関・団体等との連携強化
- 地域防災計画の推進
- 八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画の推進



現況と課題

本町の消防団員は、若年層人口の減少や就業者における被雇用者が占める割合の増加などにより、入団者を確保することが厳しくなっており、団員数は減少傾向にあります。

本町は、火災防止の広報活動や住宅用火災警報器設置の推進、消防水利の増設など、八戸地域広域市町村圏事務組合の常備消防及び消防団と連携して、日頃から防火対策に取り組んでいます。

東日本大震災では、消防団員の中には、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神により、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の捜索、発見された遺体の搬送・安置、さらには信号機が機能しない中での交通整理、夜間の見回りなど、様々な活動に献身的に従事しましたが、全国で254人にも上る消防団員が犠牲となったことを重く受け止め、その教訓を今後に生かすことが必要です。

平成25年12月には、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、今後は、町民の防火意識を高めるために、常備消防と消防団、町民が連携して日頃からの防火活動に努めていくとともに、町民と行政が一体となった協働の取組を行いながら、防火意識の高揚と地域連帯に基づく防火体制の強化を図る必要があります。

消防力の組織と現況

注) 令和6年4月1日現在

町 消 防 団				
消防団数	分団数	団員数	ポンプ等保有台数	
			ポンプ自動車	小型動力ポンプ
1	8	132	7	8

火災発生の現況

資料：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部「消防年報」

	建物	林野	車両	その他	計
令和元年	3	4	1	7	15
令和2年	2	4	0	1	7
令和3年	1	0	1	1	3
令和4年	6	3	0	1	10
令和5年	5	0	2	0	7

基本方針

常備・非常備消防を含めた消防力の充実強化を図るとともに、関係機関や地域との連携により町民一人一人への防火思想の普及啓発に努め、協働の取組により火災のないまちづくりを推進します。

消防対策 の推進

消防団の充実強化

防火思想の普及啓発

施策の展開

(1) 消防団の充実強化

①施設・装備の充実

屯所、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプをはじめとした資機材の適切な維持管理及び更新を行い、整備計画に基づく計画的な消防資機材の更新及び配備を推進します。

②消防水利の充実

八戸圏域水道企業団と連携し、計画的な消火栓の整備・改修を行うほか、消防水利として有効活用できる自然水利等の調査の実施を検討します。

③技術・知識の普及促進

消防団活動の基本となる訓練のほか、救命講習や応急手当講習など、常備消防との連携により、団員の技術や知識の普及を促進します。

④消防団員の確保

消防団員の確保に当たって、消防団員の処遇等の改善をはじめ、地域の防災力を向上させる観点から、関係団体や自主防災組織などと協力し、消防団協力事業所制度を活用するなど、地域全体での取組を推進します。

(2) 防火思想の普及啓発

①地域防火体制の充実

関係機関や地域との連携により、地域防火体制の充実を図ります。また、地域活動中で防火教育の機会の充実を促進するとともに、火災予防運動期間等における地域ぐるみの防火訓練の実施促進を図ります。

②少年消防クラブ育成事業

将来の地域防災の担い手となる人財を育成するため、放水体験や防火パトロールなど消防防災に関する様々な活動を実施して少年消防クラブ員の育成・支援に努めます。

③住宅火災警報器の設置推進

住宅火災による逃げ遅れを減らすため、全ての住宅に設置が必要である住宅用火災報知器の設置の推進に努めます。

主要事業

- 消防団施設・装備の充実
- 消防水利の充実
- 消防団員の技術・知識の普及促進
- 消防団員の確保
- 地域防火体制の充実
- 少年消防クラブ育成事業
- 住宅用火災報知器の設置推進



1-5-③ 交通安全対策の推進

| 現況と課題 |

交通災害を防ぐために、必要に応じた交通規制の見直しや交通事故危険個所の調査・改善など、安全な交通環境を維持し、また、関係機関との協力によって交通安全運動や交通安全教育を強化していく必要があります。

本町は、レディースサポーターによる横断歩道のストップマーク設置や防犯指導隊の協力による通学路パトロール、また、街頭啓発活動を通じて、交通安全意識の高揚や防犯活動に努めています。今後は、登下校時の児童生徒等への交通指導や、幼児・児童及び高齢者を対象とした、交通安全教室の開催、交通安全施設（カーブミラー等）の適切な管理が必要です。

高齢運転者による交通事故の抑制を目的として、運転に不安を感じる高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、返納した高齢者にコミュニティバスの回数券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業制度を実施し、支援を図っています。

交通事故発生状況

※八戸警察署から提供されたデータを基に作成

年次	区分	件数	死者	傷者
令和元年		12	0	15
令和2年		23	0	24
令和3年		18	0	22
令和4年		19	0	27
令和5年		20	0	22

| 基本方針 |

交通安全のまちづくりを目指して、交通安全施設の整備等、道路交通環境の向上に努めるとともに、ライフステージに応じた交通安全教育の推進、広報活動の充実等による交通安全意識の高揚に努めます。

※ライフステージ：幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

交通安全対策
の推進

交通安全意識の高揚

安全な交通環境の充実

施策の展開 | (1)交通安全意識の高揚

広報等を通じて交通安全を呼び掛け、意識の高揚に努めます。また、広く交通安全思想を普及させるため、交通指導隊やレディースサポーター等の人員確保に努め、交通安全教室、街頭啓発活動を実施し交通安全教育を強化していきます。

高齢運転者による交通事故の抑制を目的として、運転に不安を感じる高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、返納した高齢者にコミュニティバスの回数券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業制度の周知を図ります。

(2)安全な交通環境の充実

関係団体と連携し、地域住民の意向も反映させながら、計画的に交通安全施設整備を推進し交通環境の充実を図ります。

主要事業

- 交通安全施設の計画的整備
- 交通安全教室の推進及び広報活動による意識の高揚
- 高齢者運転免許自主返納支援事業
- 関係団体との連携による交通環境の整備



1-5-4

防犯対策の推進

| 現況と課題 |

近年、刑法犯認知件数は減少してきているものの、自転車盗、車上狙いなどの街頭犯罪が高い割合を占め、加えて振り込め詐欺などの特殊詐欺が悪質、巧妙化しており社会的な問題となっています。

このような中、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯意識が薄れる傾向にあること、また、地域を支える現役世代が減少し、地域の防犯力の低下が懸念されていることから、自らの安全は自ら守るという防犯意識の高揚を図るとともに、地域住民、八戸警察署及び防犯指導隊の連携による地域防犯活動の推進に努めています。

| 基本方針 |

防犯環境の整備を図るとともに、関係機関や地域と一体となって、地域防犯体制の充実、防犯意識の高揚に努め、犯罪のない町づくりを目指します。

防犯対策
の推進

地域防犯体制の充実

防犯環境の整備

| 施策の展開 |

(1) 地域防犯体制の充実

- ① 地域住民や防犯活動団体との連携の下に、地域ぐるみの防犯活動を展開しながら、防犯体制、暴力排除体制の充実を図ります。
- ② 広報活動を通じて、効果的な町民の防犯意識の高揚を図ります。
- ③ 学校、家庭、警察等と連携し、犯罪の予防の推進を図るとともに、関係機関・団体と協力し、街頭指導等の実施に努めます。
- ④ 防犯指導隊員の人員確保に努め、地域防犯力の向上を図ります。
- ⑤ 年金受給日の啓発活動を実施し、詐欺被害の事前防止に努めます。

(2) 防犯環境の整備

防犯灯の維持管理の強化を推進し、犯罪の予防に努めます。

主要事業

- 防犯協会等との連携強化
- 防犯活動の展開
- 防犯灯の適正維持管理

現況と課題

近年、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、クレジット、通信販売、訪問販売、携帯電話や通信機器等による多種多様なサービスの提供が行われています。これに伴い各種のトラブルも発生し、相談も数多く寄せられていますが、その内容は複雑かつ多様化し、処理については専門的な知識を必要とする状況になっています。

町民の安全と利益を守るため、消費者としての正しい知識を持ち、的確な判断をできるよう、消費生活に関する情報提供及び広報活動に取り組むとともに、多様化・複雑化する消費生活相談に対応できる専門の消費生活サポーター在籍の相談窓口周知強化と、事前防止に必要な新たな手口等の情報を入手できる環境を構築する必要があります。

基本方針

消費者に対する意識啓発、関係機関との連携による相談事業の充実に努め、消費生活の向上を図ります。



施策の展開

(1) 消費者への啓発

広報や町ホームページ等による情報提供の充実に図ります。

(2) 消費者支援体制の充実

町民を消費者トラブルから守るため、相談体制の充実や生活再建の支援に取り組み、支援体制の充実に図ります。

主要事業

- 消費者意識の高揚
- 消費者行政強化事業
- 消費者相談支援事業
- 多重債務者支援事業

1-5-6 空き家対策の推進

| 現況と課題 |

近年、地域における人口減少や高齢化の進展により、既存の住宅や建築物の老朽化、そして社会的ニーズの変化などを背景に空き家が年々増加しています。

空き家が適切に管理されないまま放置されると、防災、防犯、安全、環境、景観などの様々な面で問題を生じさせることもあり、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすこともあるため、全国各地で大きな問題になっています。

このような中、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。この法律では、市町村の責務として、空き家に関する対策を適切に講ずるよう努めることが位置付けられ、空き家という個人の財産の管理に対する市町村の権限が強化される一方、地域活性化等の観点から、空き家の有効活用を図ることとされています。さらに、令和5年12月には法改正が行われ、空き家の適切な管理や活用拡大など総合的な空き家対策が進められています。

これらを背景に、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するために、空き家の発生予防・適切な管理・利活用の促進に努める必要があります。

空き家数の推移

(単位: 戸) 資料: 住宅・土地統計調査

	全国			青森県		
	住宅総数	空き家	空き家率	住宅総数	空き家	空き家率
平成15年	53,890,900	6,593,300	12.2%	559,200	70,100	12.5%
平成20年	57,586,000	7,567,900	13.1%	580,800	84,700	14.6%
平成25年	60,631,000	8,196,400	13.5%	586,300	81,200	13.8%
平成30年	62,420,000	8,460,100	13.6%	593,500	88,100	14.8%
令和5年	65,046,700	9,001,600	13.8%	590,300	98,800	16.7%

| 基本方針 |

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後更に空き家が増加することが推測されます。空き家の増加を抑制するためには、現に存在する空き家の対策と同時に、新たな空き家の発生を未然に防ぐため、町民に対する情報発信等により意識啓発を図るなどの対策に取り組みます。

また、所有者等による空き家の適正管理に関する意識を醸成するとともに、所有者等による自主的な管理を促すための支援策を検討します。

さらには、関係団体等と連携・協力しながら、空き家の利活用について積極的に検討できるよう、情報提供や専門的な相談に応じる体制の充実に取り組みます。

空き家対策
の推進

空き家の発生予防の推進

空き家の適切な管理の啓発

空き家の利活用の促進

管理不全空家・特定空家等に関する措置

施策の展開 | (1) 空き家の発生予防の推進

空き家対策の前提条件となる空き家の数や建物の状態、所有者等による管理状況等、個々の空き家の実態把握に努めるとともに、町民や町内会等から、管理不全な空き家に関する相談や苦情が寄せられた場合には、その状況の把握に努め、所有者等による空き家の適切な管理の促進に努めます。

また、相続を契機とする空き家の発生予防のための意識の醸成や、相続登記の義務化に対する町民の理解を高めるための啓発を進めます。

さらには、既存の住宅の耐久性や安全性の向上、高齢化やライフサイクルの変化に応じた改修等、長く安心して住み続けることが可能な住まいづくりを促進します。

(2) 空き家の適切な管理の啓発

空き家等の管理責任は、根本的には所有者等に帰属するため、所有者等による空き家の適正管理に関する意識を醸成するとともに、所有者等による自主的な管理を促すための支援策を検討します。

また、地域との連携による取組や、庁内関係部署、関係団体等との連携による技術的支援の在り方を検討します。

さらには、空き家の修繕・解体の意思があっても経済的な事情により実施できない助成制度や金融機関との連携を検討するほか、特定空家等に対する措置の実施体制についても構築を図ります。

(3) 空き家の利活用の促進

関係団体等と連携・協力しながら、空き家の利活用が安心して積極的に検討できるよう、情報提供や専門的な相談に応じる体制の充実はもとより、町への移住・定住促進へ向けた施策へと活用するため、空き家バンク制度の充実を図ります。

また、空き家の利活用に関する支援制度については、先進的な対策事例等の情報収集を行い、新制度の創設、既存の支援制度等の見直しや助成等の実施を検討します。

(4) 管理不全空家・特定空家等に関する措置

管理不全化した空き家については、まず、所有者等による自主的な管理を促します。特に老朽化し管理者が不在となっている空き家は、早急に管理の必要性について意識付けを行い、維持管理が困難で解体以外に解決方法がない場合には、所有者等自身による自主的な解体を促します。

また、管理不全化した空き家の中でも、特定空き家等は、適切な管理が行われず、地域住民の生活に深刻な悪影響を及ぼすことから、所有者等による自主的な解決が実施されない場合には、地域住民の生命、身体、財産の保護を図り、また、健康で健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じます。

主要事業

- 空き家バンク制度の推進
- 空き家バンク制度支援事業助成金
- 空き家の適正管理の意識の醸成
- 空き家に関する相談体制の整備



03

第3部 第2章

地域資源をいかした 活力あふれる産業づくり



第1節 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興

- ① 農業の振興
- ② 林業の振興
- ③ 水産業の振興

第2節 時代に対応した商工業の振興

- ① 商業の振興
- ② 工業の振興

第3節 町の魅力を高める地域ブランドの創出

- ① 階上ブランドの振興

第4節 地域資源を活用した観光の振興

- ① 観光資源の活用と振興

第5節 働きやすい環境の整備

- ① 就労支援と労働環境の整備

2-1-① 農業の振興

| 現況と課題 |

本町の農業は、農家戸数の減少、農業者の高齢化、後継者不足といった構造的な問題が顕著となっており、それに伴い農地の遊休地化も進行している現状にあります。また、基幹産業でもある本町の農業は、野菜を中心に米、そば、大豆、畜産等を営んでいますが、近年は、消費者の食に対する安全志向はますます高まっており、農産物の品質向上が求められています。

さらに、イノシシやニホンジカ等による鳥獣被害が増加しており、生産性の低下による金銭的被害のみならず、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等の影響が懸念されます。

これらの厳しい情勢に対応するため、担い手の育成や農地の集約・集積、先端的な技術の活用、農道などの生産基盤の管理等のほか、「階上ブランド」の推進をはじめとした、付加価値の高い農業を育成していく必要があります。また、環境と健康に優しい農業を推進するとともに、地元農産物の消費を促す環境づくりが求められています。

農業生産の推移

(単位：ha、頭、羽) 資料：東北農林水産統計年報、家畜頭羽数調査

	令和元年度 作付面積 (飼養頭羽数)	令和2年度 作付面積 (飼養頭羽数)	令和3年度 作付面積 (飼養頭羽数)	令和4年度 作付面積 (飼養頭羽数)	令和5年度 作付面積 (飼養頭羽数)
米	77	72	68	64	67
乳用牛	184	165	179	185	186
肉用牛	409	416	413	362	358
豚	20,602	24,094	25,186	23,608	17,884
鶏	1,377,782	1,457,033	1,480,130	1,379,940	1,542,100

個人経営体の状況・経営面積

資料：農林業センサス

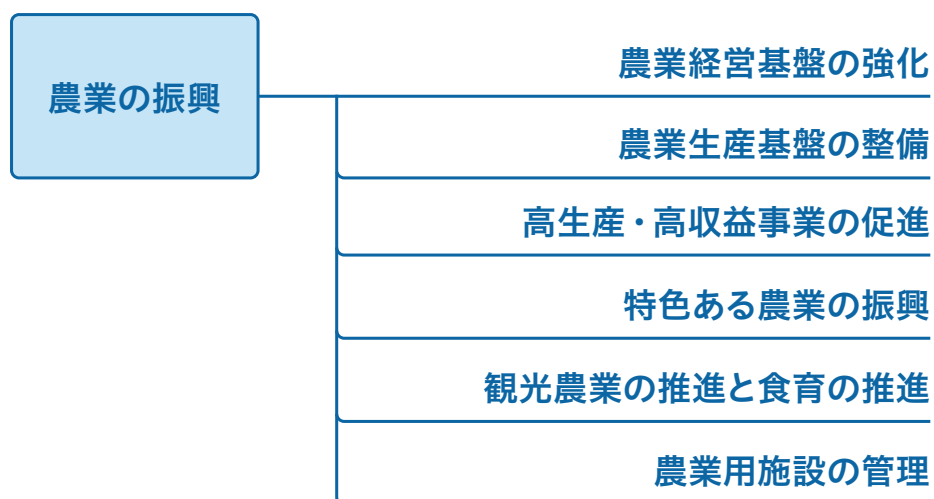
区分	個人経営体				世帯員数			経営耕地面積(ha)				畑のうち 牧草 専用地
	総数	主業	準主業	副業的	総数	男	女	総数	田	畑	樹園地	
平成12年	356	60	132	164	2,126	1,039	1,087	559	185	355	20	100
平成17年	270	49	72	149	1,954	953	1,001	525	142	378	5	168
平成22年	254	38	63	153	1,013	503	510	538	150	382	5	198
平成27年	194	37	40	117	685	352	333	483	114	365	4	147
令和2年	135	31	17	87	451	239	212	366	101	261	4	78

基本方針

農業を魅力ある産業として回復させるためには、食料・農業・農村基本法に基づき、長期的な展望に立った施策を展開していくことが極めて重要となっています。

このため、高い生産力と安定した経営を実現するため、中核農家、農業後継者など担い手の育成、生産基盤の管理、農地の集約・集積を推進するとともに、高付加価値化と販売の戦略化、農業体験などの取組を進めます。

また、農業用排水路や農道の管理、鳥獣被害対策を行い生産性の向上と生活環境の改善を図るとともに、施設の老朽化対策を講じ、農業経営基盤の強化に取り組みます。



施策の展開

(1) 農業経営基盤の強化

農業者の高齢化、兼業農家の増加、担い手不足などに対応するため、経営規模の拡大を望む農家及び新規就農者への集積を促進し、農地の流動化・有効活用を図ります。

また、侵入防止柵の整備や鳥獣の捕獲等の鳥獣被害対策を促進し、鳥獣被害の減少に努めます。

(2) 農業生産基盤の整備

- ①遊休農地の解消及び未然防止のため、地域計画に基づきながら優良農地の確保に努めるとともに、農地中間管理事業等を活用した貸し手、借り手のマッチングに努めます。
- ②安全な通作、大型農業機械のスムーズな通行を確保し、農産物の品質向上や流通合理化等を図るため、農道の管理を行います。

(3) 高生産・高収益農業の促進

本町の自然条件に対応し、ながいも、長ネギなどの野菜を中心に、畜産等の振興を図り、消費者ニーズにあった多様な農業生産を促進するとともに、地場産業振興のため、道の駅の生産物直売所や八戸農業協同組合を通じ、農産物の販路拡大と農家所得増に努めます。

(4) 特色ある農業の振興

- ①本町の特色ある農業を振興するため、野菜、畜産等について、県内の市場や消費者のニーズ等を勘案しながら育成に努めます。
- ②市街地に立地あるいは隣接する農地については、町民農園等、町民が気軽に農業を楽しめる場の確保・整備に努めます。

(5) 観光農業の推進と食育の推進

- ①農業体験を進めるとともに、地産地消の促進を図ります。
- ②食農教育、食育の推進と食文化の伝承・創造に努めます。

(6) 農業用施設の管理

日常生活の利便性や営農の合理化、緊急車両のスムーズな走行を図るため、集落道や老朽化した用排水路、農道等の整備を推進します。

主要事業

- 農地集積・集約化事業
- 新規就農者育成総合対策事業
- 階上町肉用牛導入基金事業
- 階上ブランド推進事業
- 観光農業・食育推進事業
- 農地整備(通作条件)事業
- 農業用ため池防災対策事業



2-1-② 林業の振興

| 現況と課題 |

森林は木材や林産物の生産の場であると同時に、水源のかん養、災害の防止、山菜などの山の幸を恵み、保健休養の場としても町民の生活に潤いや安らぎを与え、心の豊かさを育んできました。

しかし、長期にわたる木材産業の低迷により、林業生産活動が著しく減退するなど、林業を取り巻く環境は依然として厳しい現状です。

本町では、民有林の管理・育林事業を進めるに当たって、森林組合が中心となり、森林の経営及び保全に努めています。

| 基本方針 |

令和元年度から新設された「森林環境譲与税」を有効活用し、民有林の造林や除間伐などの森林整備への支援を行うとともに、災害に強い森づくりを推進します。また、造林、育林、後継者の育成、経営の強化促進等、森林資源の保全と有効利用を図ります。

林業の振興

森林資源の有効利用

森林施業の推進

| 施策の展開 |

(1) 森林資源の有効利用

森林のもつ自然的・公益的機能を高めるため、造林・除伐・保育など長期的な計画の下に整備を進めます。また、三陸復興国立公園である階上岳での森林浴、登山、ハイキングなど豊かな森林空間の多目的な活用と林業の振興を図るため、森林の保全に努めます。

(2) 森林施業の推進

森林環境譲与税を有効活用し、造林や下刈・除伐などの保育を計画的に実施し、良質材や優良な原木の生産のための基盤づくりを推進します。

主要事業

- 階上岳保全管理
- 公益保全林整備事業(補助事業)
- 森林環境譲与税を活用した事業

現況と課題

本町の水産業は、太平洋に面しているという地理的特徴から、古くより沿岸漁業が行われ、また、豊富な水産資源を基盤として水産加工業や小売業が営まれてきました。

しかしながら、現在、沿岸漁業を取り巻く環境は厳しさを増す一方で、水産資源の減少、燃油や漁業用資材の価格の上昇傾向、老朽化した漁船や機器の更新にかかる投資など、これらは相まって漁業者の生活に大きく影響を及ぼしています。さらに、漁業者の高齢化や後継者不足が依然として続いており、生産基盤の大本である人手の不足が懸念されています。

また、水産資源の減少やそれに伴う価格の高騰は、水産加工業や小売業にも大きな打撃を与えています。

こうした厳しい状況に対応するためには、漁業生産基盤や漁業経営基盤の改善が求められます。さらに、地域水産物の販売においては、従前の方法に頼り切りになるのではなく、新たな手法の導入と工夫により、収益性の高い販売方法を創出していく必要があります。

基本方針

漁業者が安心安全に漁業に従事できる環境を整えるとともに、水産資源の適切な管理と持続的な生産を促進します。また、地域水産物の付加価値化と販売力強化による地域水産業の活性化や漁業の魅力発信による後継的人材の発掘にも努めます。



施策の展開

(1) 漁業環境保全と資源管理

- ① 水産資源の枯渇を未然に防ぎ、漁業者が安定した生産を維持・継続できるように、漁場の美化保全活動や水産資源の計画的な増殖を促進していきます。
- ② 漁業従事者が安心して仕事ができるように漁業環境の整備を図るとともに、施設の老朽化対策を行い、安全な施設管理に努めます。

(2) 地域水産物の販路開拓と消費拡大

漁業者の所得向上と地域水産物の全国販売の拠点とするため、漁業者と水産関連事業者に対して「はしかみハマの駅あるでい〜ば」の活用を促していきます。また、様々な工夫により地域水産物の付加価値化と販売力の強化を図りながら販路開拓と消費拡大に取り組めます。

(3) 漁業の魅力発信

漁業という一つの産業の魅力を基にして発信していくため、体験型漁業を導入します。

また、本町の漁業をけん引する指導的な役割を持った漁業者を育成するための場や漁業就業に興味を持ってもらうための場として活用します。

主要事業

- 漁場環境美化保全活動
- 漁場機能の向上
- 資源管理型漁業の推進
- 県管理小舟渡漁港整備
- 町管理漁港整備事業
- 収益性の高い販売方法の創出
- 体験型漁業の推進



2-2-① 商業の振興

| 現況と課題 |

本町の商業は、少子高齢化や人口減少による消費縮小や後継者不足、働き手不足など厳しい経営環境に直面しています。また、商業圏の拡大等に伴い、各事業者の努力にもかかわらず顧客が八戸市内の郊外大型店に吸収され、経営に与える影響は深刻です。

消費者である町民からは、商品の充実など個人のライフスタイルやニーズの多様化に対応したきめ細かいサービスの提供が求められており、今後は各個店が消費者を引き寄せるような魅力ある経営を目指し、商業機能を充実させ、地域づくりと一体となった個性的な事業の育成を図る必要があります。

八戸広域市町村圏の商業の状況

(単位：店、人、百万円) 資料：青森県統計年鑑

	事業所数			従業員数			年間商品販売額		
	平成28年	令和3年	増減率	平成28年	令和3年	増減率	平成27年	令和2年	増減率
階上町	64	76	18.8%	436	391	-10.3%	7,836	7,604	-3.0%
八戸市	2,587	2,354	-9.0%	19,950	18,990	-4.8%	750,967	734,774	-2.2%
おいらせ町	221	224	1.4%	1,855	1,976	6.5%	43,497	39,680	-8.8%
三戸町	112	134	19.6%	634	683	7.7%	13,675	13,194	-3.5%
五戸町	161	144	-10.6%	938	760	-19.0%	17,070	13,825	-19.0%
田子町	56	55	-1.8%	216	244	13.0%	3,813	4,305	12.9%
南部町	180	163	-9.4%	774	837	8.1%	15,063	15,406	2.3%
新郷村	24	27	12.5%	81	108	33.3%	1,886	913	-51.6%
合 計	3,405	3,177	-6.7%	24,884	23,989	-3.6%	853,807	829,701	-2.8%

| 基本方針 |

経営者の意識啓発や後継者の育成、経営の近代化促進等により商店経営の体質強化を図るとともに、商工業の活性化を支える商工会活動の充実促進に努めます。また、各事業の環境整備や地域性を積極的に生かした特色ある事業展開に努めます。

商業の振興

経営の体質強化

町内商工業者の発展と強化

施策の展開 | (1)経営の体質強化

- ①各事業の近代化や環境の整備、活動の活性化など地域商業の活性化に向けた積極的な取組を促進するため、事業経営者一人一人の意識啓発に努め、経営意欲の向上を促します。
- ②国、県等の融資制度等、各種資金制度の活用を促進するとともに、商工会と連携し、経営改善及び近代化の促進を図ります。

(2)町内商工業者の発展と強化

- ①地域に密着した商工業の振興を図るため、商工会による調査、研究、研修等の活動の支援に努めます。
- ②経営発達支援計画に係る小規模事業者の事業の持続的発展に向けた支援に努めます。

主要事業

- 商工会の育成援助
- 商工会・後継者への育成支援の推進



2-2-② 工業の振興

現況と課題

本町には、現在9社が誘致企業として進出していますが、依然として困難な状況にあります。さらに、既存企業は零細企業が多く、生産基盤そのものが脆弱であり、企業の体質等の改善を図っていく必要があります。

今後は、町内の中小企業に対し、企業間交流による情報交換を促し、また、デジタル化・DXの推進、経営改善等の支援を充実させ、より付加価値の高い工業への転換を促進する必要があります。

また、八戸・久慈自動車道八戸南道路が平成25年3月に開通したことなどにより、種差海岸階上IC及び階上IC付近の土地利用の方向性について、SDGsの視点を取り入れながら検討する必要があります。

八戸広域市町村圏の工業の状況

(単位：店、人、百万円) 資料：工業統計調査・経済センサス

	事業所数			従業員数			年間出荷額		
	平成29年	令和3年	増減率	平成29年	令和3年	増減率	平成29年	令和2年	増減率
階上町	14	16	14.3%	595	1,003	68.6%	799,662	1,886,561	135.9%
八戸市	332	322	-3.0%	13,546	13,317	-1.7%	53,809,868	52,320,791	-2.8%
おいらせ町	31	25	-19.4%	1,249	1,161	-7.0%	3,765,175	3,960,358	5.2%
三戸町	17	11	-35.3%	443	458	3.4%	1,432,795	1,485,867	3.7%
五戸町	40	33	-17.5%	1,232	1,270	3.1%	2,321,532	2,345,096	1.0%
田子町	11	11	0.0%	379	385	1.6%	1,164,400	1,304,242	12.0%
南部町	23	21	-8.7%	646	527	-18.4%	1,267,053	1,265,173	-0.1%
新郷村	1	1	0.0%	12	7	-	-	-	-
合 計	469	440	-6.2%	18,102	18,128	0.1%	64,560,485	64,568,088	0.0%

基本方針

工業振興の新たな進展を図るため、未利用となっている既存の財産を有効活用し、新規企業の立地促進に努めます。また、関係機関と連携して経営者の意識啓発や後継者の育成、中小企業のデジタル化・DX推進、技術力の向上に努めるため、融資制度等の充実や企業間交流を推進する支援などに努めます。

さらには、八戸・久慈自動車道種差海岸階上IC及び階上IC付近の土地の有効活用を、環境保全とカーボンニュートラルの視点を踏まえて検討します。

工業の振興

企業の育成

企業間交流の推進

施策の展開 (1)企業の育成

- ①国や県の施策との連携を図りながら、補助制度や融資制度等の資金支援の活用を促進し、経営改善及びデジタル化・DXの促進を図ります。
- ②商工会等との連携を強化し、事業所への研修機会や相談機会を拡充し、情報提供の充実を図ります。
- ③環境の保全等に十分配慮し、SDGsの理念に基づいた工業用地の確保や既存の空き物件情報の把握に努め、持続可能な企業誘致の推進に努めます。

(2)企業間交流の推進

企業間のネットワークの強化を図り、交流を活発化させ、イノベーションを促進する情報交換の促進を図ります。

主要事業

- 持続可能な企業誘致の推進
- 情報の共有とネットワークづくり
- 経営改善及びデジタル化・DXの促進
- 商工会等との連携



2-3-1 階上ブランドの推進

| 現況と課題 |

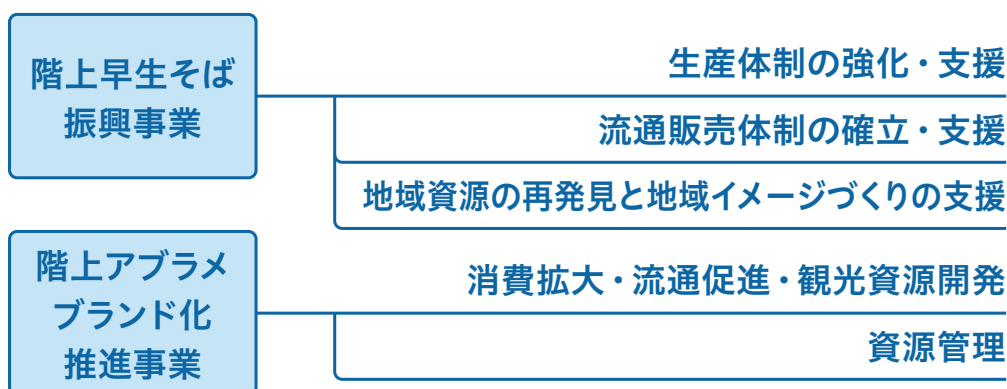
これからの産業振興には、町内外の人々から支持され、本町の魅力や価値、イメージアップを図ることが重要となっています。本町では、県奨励品種に指定されている階上早生を使用して作られる「階上早生階上そば」を平成19年度に商標登録しました。以来、階上そば振興委員会及び階上早生そばの拠点施設である、わっせ交流センターを中心に生産・品質向上に取り組み、平成30年度には誕生から100年を迎えました。また、平成30年度に八戸水産高等学校と官学連携に関する協定締結により、階上町産アブラメのブランド化に取り組んでいるところです。

今後は、町も人も生き生きとなるよう、地域資源（自然、食、歴史、文化、人、風土、景観、産品、素材）を最大限に生かした商品開発やサービスの提供等、他地域との差別的優位性を図り、高付加価値化に取り組み、その価値が広く認知され求められるよう努める必要があります。

| 基本方針 |

町内外の人々から「おいしい」、「品質が良い」、「安心」、「安全」、「食べたい」、「買いたい」、「行ってみたい」と評価され支持されるよう、「いちご煮」や商標登録した「階上早生階上そば」、「階上アブラメ」をはじめとして、本町の地域資源を生かした階上ブランドの推進に努めます。

階上ブランドの推進



| 施策の展開 |

【階上早生そば振興事業】

(1) 生産体制の強化・支援

本町の名を冠した「階上早生階上そば」を高品質で安定的に生産するため、町内の堆肥を利用した循環型農業の土壌づくりを推進し、生産者が統一した食品管理ができるような体制づくりを支援します。

(2) 流通販売体制の確立・支援

町特産物の都心での試験販売や専門家のアドバイスを取り入れるなど、消費者の動向を調査・研究し、販路拡大につながるような体制の確立と情報発信を推進します。また、町内の消費拡大を図るため、その活動拠点づくりを支援します。

(3) 地域資源の再発見と地域イメージづくりの支援

農林水産業をはじめ、地域ブランドとして可能性のある本町のあらゆる産業の地域資源を見つめ直し、階上らしいサービスを提供できるよう、商品開発やサービスの作り手の育成・組織化への支援に努めます。

【階上アブラメブランド化推進事業】

(1) 消費拡大・流通促進・観光資源開発

階上町産のアブラメを食べてもらい、また、知ってもらうため、食べ方の普及や新商品・サービスの開発を促進していくとともに、さまざまなイベントや広告媒体を活用したPRを推進します。

そして、これらの取組の効果がより発現されるように、八戸水産高等学校と関係機関との密な連携と協力体制づくりに努めます。

(2) 資源確保

アブラメの稚魚放流や全長制限等の資源管理を継続し、さらに、効率的で安定的な生産を目的とした取組を支援していきます。

主要事業

- 階上早生そば振興事業
- 階上早生そば関連施設への支援
- 商品開発への支援
- 官学連携によるアブラメブランド化推進事業
- 種苗放流による資源確保

2-4-1 観光資源の活用と振興

| 現況と課題 |

本町は、三戸郡下で唯一海と山のある町です。平成25年5月24日に三陸復興国立公園に階上岳・階上海岸が指定され、同年11月には「みちのく潮風トレイル」が一部開通しました。元号が変わり令和元年6月9日には八戸市蕪島から福島県相馬市までのルートが形成され全線開通となりました。

階上岳は、四季を通じて登れる山として親しまれ、キャンプ等が楽しめることから県内外から多くの方が登山などを楽しみに訪れます。階上海岸は、砂浜や岩礁地帯など変化に富んでいるため季節毎様々な魚が釣れ、沿岸では磯釣りを楽しむ人が多く見られます。平成30年5月には地元産の魚介類を取り扱う「はしかみハマの駅あるでい〜ば」がオープンし、連日買い物客や行楽客で賑わいをみせています。

また、赤保内地区には寺下観音、潮山神社があり、奥州糠部三十三観音巡礼の一番札所にもなっており、毎年5月の第3日曜日の例祭には県内外から大勢の参拝客が訪れます。

このような地域の資源を素材とした観光コンテンツを活用し、着地型観光事業を展開しており、特に「巨木めぐり」や「トレイルイベント」は多くの方の参加があり、誘客につながっています。

これまで「道の駅はしかみ」を広域的な観光物産の拠点としてきましたが、新たな観光施設の充実を図るとともにそれぞれの特徴を生かしつつ、当地の「自然」「食」「文化」「歴史」「人」を重視したPRを展開するため、情報発信力の強化や、外国人等多様化するお客様へのおもてなしの研鑽を連携して実施していくことが重要な課題となっています。

| 基本方針 |

観光施策への取組を図るため、階上岳や階上海岸等の保全を図るとともに、地域の「自然」「食」「文化」「歴史」「人」を活用した観光拠点の形成を推進します。また、祭り等の年中行事などを活用したイベントの充実と積極的なPRに努めます。

観光資源の
活用と振興

地域資源の活用と交流人口拡大の推進

観光関係団体等との連携と基盤組織の形成

効果的なPR事業の展開

| 施策の展開 |

(1) 地域資源の活用と交流人口拡大の推進

県南のシンボルである階上岳や階上海岸を含む「三陸復興国立公園」、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」は重要な観光資源であることから、今後更に当地の「自然」「食」「文化」「歴史」「人」などの観光資源の活用に努めます。また、体験等を含む着地型観光による交流人口の拡大を推進します。

(2)観光関係団体等との連携と基盤組織の形成

本町は八戸市の近郊に位置し、日帰り観光地、余暇活動の場としての立地条件に優れていることから、広域8市町村に係る団体等と連携し、農業・漁業など本町の産業と連携した観光資源情報の共有と発信を促進します。

また、本町の観光振興の円滑な業務を推進するため、基盤となる組織を形成し、効率的な事業の推進を図れるよう努めます。

(3)効果的なPR事業の展開

年中行事である「はしかみ臥牛山まつり」や「はしかみいちご煮祭り」等について、町内商工活動と連携したイベントの企画運営及び開催に努め、県内外からの誘客を図ります。また、着地型観光イベント等においても本町の魅力を発信し、更なるイメージアップを図ります。

主要事業

- 町の魅力発見・発信事業
- ジオパークを中心とした観光事業
- 階上岳、階上海岸を軸とした観光ルートの確立
- はしかみ観光ネットワークの事業発展、情報発信の強化
- 観光関係各種団体との連携



2-5-1

就労支援と労働環境の整備

| 現況と課題 |

社会の少子高齢化が進む中、本町において、就業機会の確保が問題となっており、特に進学や就職に伴う若者の流出に拍車をかけています。

このため、活力あるまちづくりを進めるため各種産業振興施策を推進し、雇用の場の確保及び創出を目指すほか、若者の地元就職の促進、U・I・Jターンの促進、さらに、高齢者・女性・障がい者など雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、就業者が健康で豊かな勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促すとともに、勤労者福祉の充実に努める必要があります。

| 基本方針 |

若者の雇用機会の創出及び拡充、高齢者・女性・障がい者など多様な人材の雇用促進に努めるとともに、勤労者福祉の充実に努め、全ての就業者が生きがいを持ち、快適に働ける環境づくりを推進します。

就労支援と
労働環境
の整備

就労の支援

労働環境の整備

| 施策の展開 |

(1) 就労の支援(地元就職への支援も含む)

- ①関係機関や各団体と連携により情報提供等を行い、女性や障がい者、高齢者などの就労・雇用の場の確保に努めます。
- ②職業安定所や県等関係機関との連携を図りながら、移住支援などを通じてU・I・Jターン就職を支援するとともに、八戸圏域内の市町村と連携し条件に合った雇用の場の確保に努めます。

(2) 労働環境の整備

働きやすい環境整備や労働条件の向上等により仕事と家庭の両立など、誰もが安心して働くことができる雇用環境づくりを促進します。

主要事業

- 求人等情報の提供
- 労働環境改善に関する普及啓発



03

第3部 第3章

ともに生き支え合う 健康・福祉のまちづくり



第1節 豊かな生活を支える健康づくりの推進

- ① 健康づくりの推進
- ② 保健・医療体制の充実

第2節 ともに支え合う福祉社会づくりの推進

- ① 高齢者福祉の充実
- ② 児童福祉の充実
- ③ 障がい者(児)福祉の充実
- ④ 社会保障制度の充実
- ⑤ 地域福祉の推進
- ⑥ 少子化対策の推進

3-1-① 健康づくりの推進

| 現況と課題 |

親子の健康づくりでは、妊産婦に対して伴走型支援として、妊娠届出時の面談、妊娠8か月時の面談や電話での健康相談、出産後の訪問により、きめ細やかに心身の状態を把握し、必要な支援を実施しています。

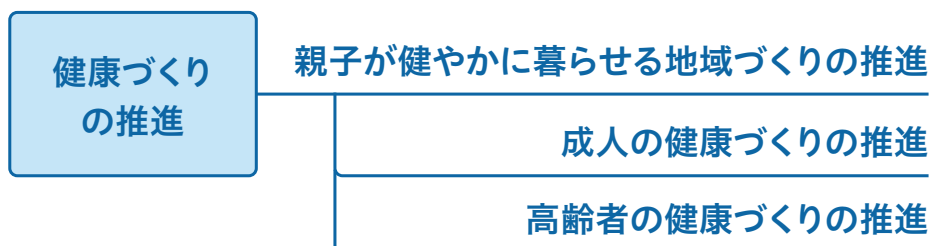
このほか、乳幼児健診、子育て講座、発達支援事業、妊婦歯科健康診査、フッ化物歯面塗布事業を継続して実施しています。

成人の健康づくりでは、平成29年2月1日に「健康宣言」を行い、健康課題を解決するための行動目標を「健康五つ星」として掲げ、協働の健康づくりに取り組んできました。

今後は、成人だけではなく、高齢者の健康づくりにも取り組み、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健(検)診受診率向上や、健康教育の実施により、健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努める必要があります。

| 基本方針 |

全ての町民が、健康で明るく元気に生活できる社会を実現するため、「自分たちの健康は自分たちで守り育てよう」を基本に、生活習慣病の予防につながる健康づくりを推進します。



| 施策の展開 |

(1) 親子が健やかに暮らせる地域づくりの推進

① 妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の充実

健やかな妊娠・出産・子育てを目指し、伴走型支援の充実を図ります。

② 安心して子育てできる地域づくり事業

子育て講座等の充実や子育て支援センターとの連携により、交流機会の充実を図り、子育て不安や孤立感の軽減を図ります。

③ マイナスゼロ歳からの歯の健康づくり事業

妊娠届出時の個別相談や妊婦歯科健康診査を継続し、歯の健康づくりへの関心を高めます。また、歯科保健指導の充実、幼児のフッ化物歯面塗布事業を継続し、むし歯有病率の減少に努めます。

(2) 成人の健康づくりの推進

① 国保特定健診・がん検診推進事業

国保特定健診及びがん検診受診の大切さを、健康推進員と協力し広く町民に伝えるとともに、関係機関と連携し受診しやすい体制づくりに努めるほか、要精検者を受診につなげ生活習慣病等の早期発見、早期治療を支援します。

② 食生活改善推進事業の充実

新しい情報や調理方法を取り入れながら、食生活改善推進員の活動支援を行い、これまでに食生活改善推進員養成講座を受講した方の、入会を促します。

また、会員や地域と連携しながら、町民の生活習慣病予防のための学習機会の充実を図り、食生活改善のための普及啓発活動に努めます。

③ 健康づくり事業の充実

国民健康保険加入者に向けた、健診結果説明会や、健康づくり教室を開催し、生活習慣病の発症や重症化予防に努めます。

また、町民文化祭における健康相談会を実施し、各種測定機器を用いながら、広く町民に対し、健康づくりに関する意識の普及啓発を図ります。

(3) 高齢者の健康づくりの推進

① 後期高齢者健診

高齢者になっても健診受診が大切であることを、健康推進員と協力して周知するとともに、関係機関と連携し受診しやすい体制づくりに努めます。

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者への訪問や面談のほか、トレーニングルームを利用したフレイル予防のための事業を実施し、関係機関と連携しながら高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施することで、健康の保持増進に努めます。

主要事業

- 妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の充実
- 安心して子育てできる地域づくり
- マイナスゼロ歳からの歯の健康づくり
- 特定健診・がん検診
- 食生活改善事業の充実
- 健康づくり事業の充実
- 後期高齢者健診
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施



現況と課題

本町には、民間の内科医院や歯科医院がありますが、町外の医療機関にも多くの町民が受診しています。

また、八戸圏域連携中枢都市圏連携協約に基づく、ドクターヘリ及びドクターカー運行による高度な救急医療サービスを受けています。

今後は、社会環境の変化とともに、医療分野においては、高齢化の進行、医療費の増大、疾病構造の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境の変化に対応した、総合的な地域医療体制の整備が求められ、町民が適切な医療サービスを受けることができるよう、民間医療機関との連携や広域的連携の強化など、地域医療体制の構築に努めていく必要があります。

基本方針

各分野での専門性を発揮し、ライフサイクルに応じた保健活動を実施するため、地域自主組織の強化、既存施設の有効活用による健康拠点の整備など、保健活動の基盤整備に努めます。

また、町民が適時適切に医療機関を受診できる質の高い地域医療を推進するため、関係機関と連携し、地域医療体制の充実に努めます。

保健・医療
体制の充実

保健活動基盤の整備

地域医療体制の充実

施策の展開

(1) 保健活動基盤の整備

- ①健康づくり関係組織の育成に努めます。
- ②保健師の能力向上に努め、保健活動の充実を図ります。

(2) 地域医療体制の充実

- ①医療機関や地域活動支援センター等の関係機関との連携を強化し、質の高い医療サービスの提供に努めます。
- ②救急医療体制の整備促進に努めます。

主要事業

- 地区組織活動の充実
- 地域医療連携の推進



3-2-1 高齢者福祉の充実

| 現況と課題 |

本町の高齢化率は、令和6年4月1日現在で35.9%となり、年々高齢化が進み、寝たきりや認知症などの要介護高齢者が増えてきています。

また、核家族化の進行や働く女性の増加などにより、家庭における介護機能が低下していることから、施設介護や在宅介護など社会的介護の必要性が高まっています。

本町の高齢者福祉施設としては、老人福祉センター、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、有料老人ホーム等のほか、在宅での介護を支援する各種事業所があり、多くの方の需要に対応できる体制が整備されてきています。

さらに、近年は高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、介護保険サービス以外の多種多様な生活支援や医療機関との連携が不可欠であり、地域の支え合いの仕組みづくりが求められています。

一方で、高齢者は支えられるだけの存在ではなく、自らが支え手として地域づくり活動に参加し、生きがいを見出すことにより、社会貢献意欲の達成と自らの介護予防につなげていくことも期待されています。

今後は、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域包括支援センターの機能の充実・強化を図り、要援護者の支援を充実させるとともに、住民の参画による地域共生社会の実現を推進していく必要があります。

高齢化率の推移

資料：介護保険の実態、人口統計

区 分	階上町	青森県	全 国
令和元年度	31.7%	32.8%	28.4%
令和2年度	32.7%	33.4%	28.6%
令和3年度	34.0%	34.0%	28.9%
令和4年度	34.8%	34.4%	29.0%
令和5年度	35.6%	34.9%	29.1%

| 基本方針 |

全ての高齢者が健やかで生きがいを持ち、安心した生活を送れるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、生きがいづくりと社会参加機会の拡充に努めます。また、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づくサービスを提供するとともに、必要な施設整備や地域・医療と連携した高齢者対策を推進します。

高齢者福祉
の充実

地域包括ケアシステムの深化・推進

生きがいづくりと介護予防の推進

介護保険サービスの充実と適正化事業の推進

施策の展開 (1)地域包括ケアシステムの深化・推進

- ①高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制を推進します。
- ②地域包括支援センターの機能を強化し、町民及び関係機関からの総合相談窓口としての体制を充実させ、地域ケア会議を積極的に開催していきます。
- ③地域全体で単身高齢者や認知症高齢者及びその家族を支援するネットワークを構築し、サポーターの育成や各種事業を推進します。

(2)生きがいつくりと介護予防の推進

- ①疾病や要介護状態に陥る危険要因についての情報の把握や評価を適切に行い、介護予防の重要性を広く啓発し、連続的で一貫性のある総合的な介護予防事業を推進します。
- ②高齢者が長年培った技能や経験を生かし、働くことを通じて生きがいを得るとともに、社会参加できるよう活動の場を提供します。
- ③地域で気軽に集える交流の場（通いの場）を増やし、家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消を図ります。

(3)介護保険サービスの充実と適正化事業の推進

- ①被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、サービスの基盤整備を行います。
- ②介護サービス提供機関との連携や相談体制の整備を推進し、サービスの質の向上に努めます。
- ③介護給付費適正化事業を実施し、適切な介護サービスの確保を図ります。

主要事業

- 老人クラブ等の育成・支援事業
- いきいきシルバーク事業
- 高齢者通いの場支援事業
- 認知症総合支援事業
- 生活支援体制整備事業

現況と課題

子どもを取り巻く教育・保育等の環境は少子化や子育て世代のライフスタイルの変化、近年の物価高騰等により更なる支援の充実が求められています。幼児教育無償化をはじめとした様々な支援が行われる中、町が果たす役割は増大しています。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、本町では、令和6年度に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を行いました。その調査によって把握された利用希望等を考慮した、5年間を1期とする階上町こども計画による計画的な事業の実施に努め、教育・保育・子育て支援の充実を図ります。

一方、ひとり親家庭や生活困窮家庭の増加を背景とした子どもの貧困問題等、子どもを取り巻く環境の変化が、児童の健全育成に影響を及ぼしています。本町では、保健師をはじめ、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、家庭における経済的・精神的安定のための各種支援制度などの福祉対策を実施しています。また、子どもたちが心身ともに幸せな生活が送れるよう、実態に即した相談、援助が受けられる保護者支援を含めた児童福祉体制の充実に向けた検討が必要です。

児童福祉施設

注) 令和6年4月1日現在

施設名	公・私	定員(人)	入所人員(人)	学童保育の実施	開設年度	所在地
道仏保育園	私	30	26	○	昭和32年	道仏字向17-3
階上保育園 (認定こども園)	私	75	61	○	昭和44年	赤保内字柳沢15-346
石鉢保育園 (認定こども園)	私	115	91	○	昭和55年	角柄折字柳下6-15
はまゆりこども園 (認定こども園)	私	105	90	○	昭和56年	道仏字天当平1-327
広域保育	—	—	67		—	

基本方針

多様化する保育ニーズに対応した体制の充実、子ども・子育て支援新制度の更なる周知、児童相談の充実など、児童の健全育成のための環境づくりに努めます。

また、ひとり親家庭や生活困窮家庭のために必要な援助や相談・指導体制の充実に努めます。

児童福祉
の充実

子育て支援環境の充実

ひとり親家庭等福祉の充実

施策の展開 (1)子育て支援環境の充実

階上町こども計画による、計画的な事業の実施により、安心して子どもを生み育てられる保育環境の整備と児童の健全育成のための環境づくりに努めます。

(2)ひとり親家庭等福祉の充実

ひとり親家庭等の精神的・経済的安定を図り、児童の健全育成を推進するため、民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、相談活動や各種支援事業の充実に努めます。

主要事業

- 子ども・子育て支援事業の推進
- ひとり親家庭等への相談指導・援助



現況と課題

障がい者施策は、障がいのある人もない人も相互の個性の差異と多様性を尊重し、ともに支え合いながら生活できるという考え方が基本となっています。これに伴い、障がい者福祉の方向性は、これまでの施設福祉から障がい者の住む地域や家庭で福祉サービスを受ける地域福祉、在宅福祉へと移行しています。

今後は、ともに支え合う福祉社会づくりを目指し、障がい者の社会参加を促進するため、教育の充実、雇用・就業の促進、生活環境の整備などを進めていくとともに、障がいの予防・早期発見・早期治療からリハビリテーションまで一貫した保健・医療・福祉サービスが提供できる体制整備を進めていくことが課題となっています。

基本方針

ともに支え合う福祉社会づくりを目指し、町民一人一人が障がい者への理解を深め、ともに助け合う環境づくりを進めます。また、障がい者の社会参加を支援するため、雇用環境や在宅福祉サービス、生活環境の向上など、自立のための基盤整備に努めます。

障がい者(児) 福祉の充実

障がい者への理解の普及と援護施策の充実

生活支援と社会参加の促進

施策の展開

(1) 障がい者への理解の普及と援護施策の充実

- ①ともに支え合う福祉社会づくりの実現を目指して、積極的な広報活動に努めます。
- ②階上町障害者計画及び障害福祉計画に基づく在宅福祉サービスなど援護施策の充実を図るとともに、必要に応じた計画の見直しを行います。

(2) 生活支援と社会参加の促進

障がい者の法律に基づくサービスの提供により、障がい者の生活支援と社会参加を促進します。

- ①介護給付により、施設や在宅生活において自立した生活を過ごせるように支援します。
- ②訓練等給付により、障がい者のリハビリテーションや社会参加を促進し、雇用就業の促進に努めます。
- ③必要な医療を早期に継続して受けられるように支援します。また、補装具等の支給により、障がい者の自立を促進します。
- ④家族や支援者に対処方法等の情報の提供をします。
- ⑤町民参加によるボランティア活動の推進などにより、地域ぐるみの支援体制の確立を図ります。

⑥教育関係機関と連携し、障がい者の種別、程度に応じた教育が受けられる体制づくりに努めます。

⑦道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

主要事業

- こころの健康づくり事業
- 自立支援給付事業
- 地域生活支援事業
- 障害児通所支援事業
- 重度心身障害者医療費助成事業



| 現況と課題 |

(1)生活保護

本町の生活保護世帯の動向をみると、被保護人員は平成15年度以降増加傾向が続いていますが、今後も被保護世帯の生活実態を的確に把握するとともに、福祉事務所と連携を密にし、生活保護制度の適切な運用に努める必要があります。また、被保護世帯以外の低所得世帯について、関係機関との連携を強化しながら、生活相談・指導を充実し、自立支援に努める必要があります。

(2)国民健康保険

社会情勢の変化や市町村における国民健康保険事業運営の困難化を背景として、平成30年度に国保制度改正が実施されました。これにより、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域住民に対するきめ細かい事業を引き続き行うこととされました。

青森県はこの新たな国民健康保険制度において、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を互いに共通認識の下で実施するための統一的な指針「青森県国民健康保険運営方針」を策定し、さらに策定後は、検証により3年ごとに改定されています。

今後は改定後の本運営方針に沿って、県とともに、国民健康保険事業の安定的な運営に向けた環境整備を図る必要があります。

(3)後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は、老人保健制度に代わり平成20年4月1日から75歳（及び65歳以上の一定以上の障害のあると認定された方は65歳）以上の全ての方が加入する医療保険制度です。

制度の運営は、県内の40市町村全てが加入する「青森県後期高齢者医療広域連合」が行い、町は各種申請等の窓口業務や保険料の徴収業務を行っています。

保険料率の見直しや窓口負担割合2割の導入など被保険者の負担が増加傾向にあるほか、マイナ保険証導入など大きな制度改正が行われることから、きめ細かな相談体制を整える必要があります。

(4)介護保険

介護保険制度は、民間事業所の参入等により希望するサービスを比較的受けやすい環境にあります。また、核家族化などによる家庭介護力の低下や、介護度の上昇（重度化）により、施設入所を希望する人が増加しているものの施設には限りがあるため、在宅サービスの利用が増加傾向にあります。今後も将来の介護需要を見据え、介護保険事業計画を策定し、介護サービスの基盤整備に取り組む必要があります。

(5) 国民年金

国民年金制度は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。本町の国民年金1号被保険者の加入者数は、ここ数年減少傾向が続いていますが、一方で高齢化に伴い、老齢基礎年金受給者が増加しています。

本町では、全ての町民の年金受給権を確保するため、未加入者の解消に努めています。人口減少・少子高齢化により年金制度への不安が強くなっています。このため、年金事務所との連携を図り、積極的な制度周知に努めることが課題となっています。

国民健康保険加入状況

(単位：千円)

区分 年度	年度平均 被保険者数 (人)	費用額 (千円)	保険者 負担額 (千円)	被保険者 一部負担金 (千円)	1人当り 年医療費 (千円)	保険税(一般被保険者現年分)		
						調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率 (千円)
令和元年度	3,224	1,172,634	850,576	285,681	364	339,152	316,602	93.35
令和2年度	3,194	1,165,153	852,989	273,616	365	331,555	309,934	93.48
令和3年度	3,169	1,232,243	900,289	292,670	389	328,985	306,927	93.30
令和4年度	3,037	1,219,728	889,964	291,683	402	298,504	280,901	94.10
令和5年度	2,878	1,167,428	850,196	280,544	406	283,368	264,584	93.37

後期高齢者医療費給付状況

(単位：千円)

区分	平均対象者数	費用額	保険者負担額	受給者負担額	1人当り年医療費
令和元年度	2,004	1,643,809	1,505,890	134,515	820
令和2年度	1,990	1,656,454	1,520,522	132,017	833
令和3年度	2,015	1,626,731	1,493,563	129,414	807
令和4年度	2,081	1,737,936	1,599,210	131,218	835
令和5年度	2,150	1,873,600	1,719,585	148,226	872

介護保険認定者数の推移

(単位：人)

区分	1号 被保険者	認定 者数	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	認定率
令和元年度	4,244	616	12	31	127	149	108	107	82	14.5%
令和2年度	4,332	618	19	32	140	137	108	96	86	14.3%
令和3年度	4,423	648	19	31	139	147	112	104	96	14.7%
令和4年度	4,468	639	29	27	137	140	115	107	84	14.3%
令和5年度	4,519	686	22	41	149	167	115	115	77	15.2%

国民年金加入者数と受給者数

(単位：人)

区分	1号+任意	3号	合計	納付率	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	受給者数
令和元年度	1,460	644	2,104	71.6	4087	326	39	4,452
令和2年度	1,415	612	2,027	75.2	4162	336	37	4,535
令和3年度	1,394	588	1,982	75.7	4283	335	32	4,650
令和4年度	1,319	561	1,880	77.6	4299	326	30	4,655
令和5年度	1,249	535	1,784	77.5	4342	324	27	4,693

基本方針

- (1)生活保護制度については、適正な運用と相談・指導体制の充実により、低所得世帯の生活の安定と自立の援助に努めます。
- (2)青森県とともに国民健康保険事業の安定運営に努めます。
- (3)後期高齢者医療制度加入者の健康増進と制度の適正運用に努めます。
- (4)介護保険制度については、サービスの適切な提供に努めるとともに、制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- (5)国民年金制度については、年金事務所と連携し、年金制度の周知と未加入者の加入を促進します。

社会保障制度 の充実

低所得者福祉の充実

国民健康保険事業の安定運営

後期高齢者医療制度の安定的な運用

介護保険事業の安定運営

国民年金制度の周知

施策の展開

(1)低所得者福祉の充実

- ①福祉事務所と連携を図り、生活保護世帯の生活実態を的確に把握し、適切な運用に努めます。
- ②民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、低所得世帯に対する相談・指導体制の整備を図ります。

(2) 国民健康保険事業の安定運営

- ① 特定健診・特定保健指導、健康づくり事業等の各種保健事業を充実させ、医療費の適正化に努めます。
- ② 収納体制の整備等により、国民健康保険税の収納率向上を図り、国保財政の健全化に努めます。
- ③ 次期システムへの更改等により、さらなる事務の標準化を進め、効率化を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の安定的な運用

- ① 青森県後期高齢者医療広域連合と連携し、今後の制度改正の内容や意義について、広報やホームページなど機会を捉えた、積極的な啓発活動の展開に努めます。
- ② 口座振替の促進、電話や文書等による督促により、確実な保険料納付につなげます。

(4) 介護保険事業の安定運営

- ① 介護保険制度について町民に周知し、口座振替の促進や収納体制の整備など財源となる介護保険料の確実な収納に努め、事業の健全な運営を図ります。
- ② 介護保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとしていくため、介護給付費適正化事業を実施します。

(5) 国民年金制度の周知

- ① 年金事務所などの関係機関と連携し、積極的な啓発活動による制度周知と未加入者の解消に努めます。
- ② 保険料収納のため、関係機関と連携し、口座振替制度の周知を図ります。

主要事業

- 低所得者福祉の充実
- 国民健康保険事業の安定運営
- 特定保健指導等の充実
- 糖尿病の重症化予防の推進
- 後期高齢者医療制度の安定的な運用
- 介護保険事業の安定運営
- 国民年金制度の周知

現況と課題

少子高齢化や核家族化の進行、家族形態・生活形態の多様化、プライバシー意識の高まりなどから、地域でのつながりや交流が稀薄化し、家族や地域で支え合うこと、協力し合うことが少なくなっている一方、福祉に対する要望は、年々複雑化・多様化しています。

福祉のまちづくりを総合的に推進するため、町民のニーズを十分に把握し、町民一人一人が自立しながら、お互いに地域で助け合い、各種団体等の協働により必要なサービスを受けることができる地域社会づくりを進めていく必要があります。

基本方針

町民が住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに、地域福祉を推進する体制の充実を図ります。



施策の展開

(1) 福祉のまちづくりの推進

- ① 広報や出前講座等により町民への地域福祉の啓発に努め、地域全体で福祉に取り組む町を目指します。
- ② 社会福祉協議会などの活動を通じて、福祉意識の高揚と共生社会の実現を目指します。
- ③ 階上町地域福祉計画に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

(2) 地域福祉の推進体制の充実

- ① 家庭や地域でともに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、町民と行政との協働や、医療機関と各種福祉施設、民生委員・児童委員との連携による地域福祉のネットワーク化に努めます。
- ② 相互扶助の精神に基づき、一人暮らしの高齢者などを地域で見守り支えていく、地域ぐるみの福祉活動を促進します。
- ③ 円滑な地域福祉活動のため、民生委員・児童委員を中心にその機能を十分に発揮できるように研修会等により資質の向上を図りながら、その活動を促進します。

主要事業

- 階上町地域福祉計画の推進
- 地域福祉ネットワークづくり
- 敬老会開催事業



現況と課題

本町の出生数は減少傾向にあり、近年の平均出生数は約50人となっています。また、合計特殊出生率においては、全国平均及び県平均を下回っており、少子化対策が喫緊の課題となっています。

※合計特殊出生率：女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表したものの。

出生数

(単位：人) 資料：出生届出

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
出生数	44	60	60	41	48

合計特殊出生率

(単位：人) 資料：青森県保健統計年報

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
国	1.42	1.36	1.33	1.3	1.26
県	1.43	1.38	1.33	1.31	1.24
階上町	1.23(※H30～R4)				

基本方針

町民が住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに、地域福祉を推進する体制の充実を図ります。

少子化対策の 推進

子育てしやすい環境の整備

子ども・子育て支援事業の推進

施策の展開

(1) 子育てしやすい環境の整備

- ①安心して出産できる環境整備を推進するとともに、家庭訪問や窓口相談を充実させ、子どもが乳幼児期にある子育て家庭を支援します。
- ②関係機関と連携し、妊娠、出産、育児、保育、教育に関する切れ目のないサービスを適切に受けられるようにします。
- ③民生委員・児童委員、主任児童委員との連携により、見守りや声掛けなどを行い、地域での子育て支援の充実を図ります。
- ④乳幼児・子ども医療費給付事業の継続により、保護者の負担軽減を図ります。

(2) 子ども・子育て支援事業の推進

- ①保健師による乳児期の全家庭訪問を行い生活実態を把握し、必要な支援サービスの紹介とサービス利用を促進します。
- ②子育て支援センターや一時預かり施設など子育て支援拠点の利用を促進し、他の親子との触れ合いの促進や、子育て不安、親のストレス解消により、良好な親子の関係維持に努めます。
- ③児童虐待を予防するため、要保護児童対策地域協議会の促進などの相談体制の充実・強化を図ります。
- ④子育て世代のニーズを把握し、子どもの成長に応じた総合的で効果的な対策を推進します。

主要事業

- 母子保健福祉の充実
- 子ども医療費給付事業



03

第3部 第4章

未来を担う人づくり

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



第1節 豊かな心と個性を育む教育の充実

- ① 義務教育の充実
- ② 高等教育の充実
- ③ 青少年の健全育成

第2節 生きがいのある生涯学習の推進

- ① 生涯学習環境の整備
- ② 生涯学習事業の充実

第3節 地域に根ざした文化・スポーツの振興

- ① 芸術・文化の振興
- ② 文化遺産の保全
- ③ スポーツ・レクリエーション活動の振興

4-1-① 義務教育の充実

現況と課題

本町は、毎年度学校教育の指導の方針と重点を定め、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努めてきました。

しかしながら、児童生徒を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進展や急速な技術革新などの社会状況の変化と子どもや若者の学習・生活面の課題、地域や家庭の状況変化、教師の負担などの教育をめぐる状況の変化により、より複雑で予測が困難な環境になっています。

このような環境において、学校で学んだことが子どもたちの「生きる力」となって、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動することを目指す学習指導要領では、子どもたちが未来の社会を切り拓いていくために必要な資質・能力の確実な育成を行い、社会と共有・連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、各学校が編成した教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくこと、いわゆるカリキュラムマネジメントに努めることとされており、学習指導要領に対応した安全で安心な学校環境の充実が「生きる力」を育む上で必要です。

児童生徒数及び学級数の推移

注)各年5月1日現在 資料:学校基本調査

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数
階上小学校	13	5	14	5	13	5	11	4	7	3
石鉢小学校	214	10	207	11	206	11	208	10	196	10
赤保内小学校	186	9	194	8	206	9	219	11	228	11
道仏小学校	49	7	98	8	95	8	91	8	96	7
大蛇小学校	36	3								
小舟渡小学校	24	3								
小学校計	522	37	513	32	520	33	529	33	527	31
階上中学校	227	11	221	13	211	10	205	10	196	9
道仏中学校	51	5	50	5	50	5	47	5	42	5
中学校計	278	16	271	18	261	15	252	15	238	14

※大蛇小学校と小舟渡小学校は令和3年4月に道仏小学校に統合しました。

小・中学校の状況

注)令和6年5月1日現在

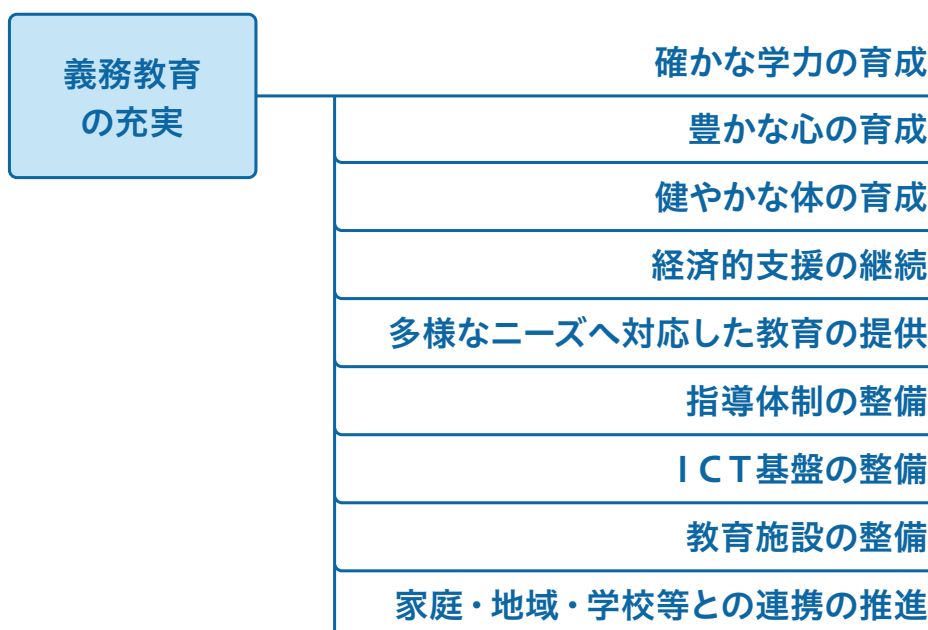
区分 学校名	創立年月日	学級数	教職員数	児童生徒数			施設		
				男	女	計	校舎 (㎡)	屋内運動場 及び体育館(㎡)	校地 (㎡)
階上小学校	明 8.10.30	3	6	6	1	7	1,496	651	15,989
石鉢小学校	明45. 7. 1	10	21	98	98	196	3,398	976	16,797
赤保内小学校	明33. 4.20	11	24	121	107	228	3,450	1,087	19,769
道仏小学校	明 7. 9.13	7	14	39	57	96	2,809	915	11,707
小学校計		31	65	264	263	527	11,153	3,629	64,262
階上中学校	昭22. 4.21	9	25	92	104	196	4,449	1,314	38,039
道仏中学校	昭22. 4.21	5	13	26	16	42	3,845	1,799	48,799
中学校計		14	38	118	120	238	8,294	3,113	86,838
合計		45	103	382	383	765	19,447	6,742	151,100

基本方針

これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成することを進めます。

子ども一人一人が豊かな生活を送り、また公平公正で活力ある社会を実現する上で、家庭の経済状況や障がいの有無、不登校など多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要であり、誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築に努めます。

児童生徒の「生きる力」を更に育むためには、学校指導体制の整備やICTの利活用の促進が重要であり、また安全で安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加えて、児童生徒自らが身を守る安全教育や家庭・地域と連携した安全体制の充実など、施策を展開していく上での教育基盤整備を推進します。



施策の展開 | (1)確かな学力の育成

- ①子ども一人一人が各教科及び総合的な学習の時間等に主体的・対話的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、一人一人の能力・適性に応じた指導の充実と学習習慣の育成に努めます。
- ②子どもへのきめ細かな指導の充実や子ども一人一人の状況に応じた教育に取り組むため、町内保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携を図り、教育の連続性の確保に努めます。
- ③子ども一人一人が、我が国や諸外国の文化や伝統に関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努めます。

(2)豊かな心の育成

- ①答えが一つではない道徳的な課題を児童生徒一人一人が自分自身の問題と捉え、向き合うような豊かな情操を培うため、学校における道徳教育の充実を支援します。
- ②いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、学校における積極的な認知と情報共有の徹底を図るとともに、いじめの未然防止を含め、警察や警察官経験者等の連携協力を促進します。
- ③読書活動は、子どもが言葉を学び感性を磨くなど重要な活動であるため、学校図書の充実を図ります。
- ④郷土の伝統や文化を継承することでの郷土に対する誇りや愛着を育み、ボランティア活動や体験活動を通しての豊かな体験の充実への学校における取組を支援します。
- ⑤生徒の人間性や社会性のかん養に資するものとして学校教育の一環として続いてきた中学校部活動を少子化や教員の働き方改革の中にあっても持続していけるよう地域での運営体制の基盤づくりを推進します。

(3)健やかな体の育成

- ①子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を活用した指導を行うなど栄養教諭を中心に食育の充実を図ります。
- ②健やかな体の育成には子どもたちの生活リズムの向上が必要です。近年子どもが情報機器に接する機会が拡大し生活時間が変化していることなどを踏まえ、情報モラル教育の一環として、子ども自身が主体的に情報機器を適切に利用できるように取り組みます。

(4)経済的支援の継続

- ①経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して支援を継続し、適切な教育機会の確保に努めます。

(5) 多様なニーズへ対応した教育の提供

- ①障がいのある子どもたちに対し、適切な指導や必要な支援を提供するためには、その必要となる教育的ニーズを的確に把握することが重要であり、専門的な機関との連携による体制の充実に努め、学校における教育支援員の拡充によるきめ細かな教育の提供を目指します。
- ②いじめや不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズを把握し解決するためには、異業種間での連携が必要であり、そのためには心理面での専門的知見のある県のスクールカウンセラーによる相談や県と町のスクールソーシャルワーカーによる他業種への連携などの体制の充実を図ります。

(6) 指導体制の整備

- ①子どもの「生きる力」を育むためには、学校における教職員の資質向上のための時間の確保や支援が必要であり、そのため、学校指導体制の効率化を図り、校務支援システムの導入による事務的な負担軽減や理科アシスタントの配置による支援を継続します。
- ②教職員の健康のため心身の保持が必要であるため、教職員のメンタルヘルス対策としてストレスチェック等を実施します。

(7) ICT基盤の整備

- ①子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業を実現するICT活用を推進します。
- ②国の学校におけるICT環境の整備方針に基づいた児童生徒及び指導者用コンピュータや電子黒板、無線LANの整備など計画的なICT環境整備を推進します。

(8) 教育施設の整備

- ①長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策の実施に加え、防災機能強化等を実施し、安全・安心で質の高い学校施設等の整備を推進します。
- ②児童生徒の減少により、通学区域・通学環境の変化や地域社会と学校の関係の変化が生じており、それを的確に把握しながら、学校の適正規模・適正配置を推進します。

(9) 家庭・地域・学校等との連携の推進

- ①地域社会との様々な関わりを通じて、児童生徒が地域で安心して活動できる居場所づくりを進め、さらに、自然災害や交通事故、犯罪等の安全上の課題を地域性に応じた取組として実施するため、地域・家庭・学校・関係機関との連携・協働を推進します。

主要事業

- 教育振興会事業の実施
- 国際理解教育・語学教育の推進
- 保育園・小中学校間の連携
- 道徳教育の充実
- いじめ未然防止対策の促進
- 学校図書の実施
- 体験活動の実施
- 食育の充実
- モラル教育の推進
- 経済的支援の継続
- 特別支援教育体制の充実
- 教育支援員の拡充
- 町スクールソーシャルワーカー等の活用
- 日本語教育への支援の充実
- 教職員の校務の支援
- 理科アシスタントの配置
- 教職員のメンタルヘルス対策
- 各教科指導におけるICT活用
- ICT環境の整備
- 学校施設の長寿命化
- 学校の適正配置
- 統合小学校の児童の通学手段の確保
- 中学校部活動地域移行の推進
- PTA・地域との連携

4-1-② 高等教育の充実

現況と課題

奨学金貸与制度を実施し、高等学校及び大学等への進学に伴う家庭の経済的負担を軽減しています。また、町奨学生に対するふるさと定住促進補助金事業の実施により、若者の定住促進を図っています。

文部科学省においては、令和2年度から授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」を開始し、令和7年度からは多子世帯の大学等の授業料無償化を実施するなど、高等教育段階における更なる負担軽減に取り組む予定としていることから、本町においても国の動向を注視し、今後も制度について検討していく必要があります。

卒業後の進路状況

区 分	中学校 卒業生数	高校進学者数					進学率
		進学者数	就業進学者数	就職者数	無業者数	その他	
令和元年度	116	116	0	0	0	0	100.0%
令和2年度	97	97	0	0	0	0	100.0%
令和3年度	86	82	1	1	0	2	96.5%
令和4年度	94	94	0	0	0	0	100.0%
令和5年度	91	91	0	0	0	0	100.0%

基本方針

夢を育み、それに向かって意欲的に学ぶ子どもたちを支援するため、将来の生き方に関する様々な情報の提供や相談体制を整備するとともに、経済的な支援につながる奨学金制度の充実や活用に向けた普及・啓発に努めます。

高等教育 の充実

奨学金貸与事業の充実

施策の展開

(1) 奨学金貸与事業の充実

意欲と能力のある子どもに「教育を受ける機会」を保障し、進学率の向上に合わせて奨学金制度の一層の充実に努めます。また、奨学金償還額の一部を補助金として交付し、若者の定住促進を図ります。

主要事業

- 奨学金貸与事業
- 階上町奨学生ふるさと定住促進補助金事業
- 教育相談の充実

4-1-③ 青少年の健全育成

| 現況と課題 |

本町は、教育相談事業の充実や子ども読書活動の推進、自然体験活動をはじめとする豊かな体験ができる事業の実施などを通して、地域ネットワークづくりと心豊かでたくましい青少年の育成に努めています。

現在、子ども会加入者は年々減少しており、地域リーダーの育成による自主的活動の推進が急務となっています。また、青少年問題協議会などの青少年の健全育成に関係する組織、機関などの統一した活動の展開など地域ぐるみで健全育成活動を積極的に進める必要があります。

| 基本方針 |

学校・家庭・地域の連携を強化し、自ら生き方を考え、心豊かでたくましい青少年の育成と、地域ぐるみで健全な青少年を育成するための明るい社会と地域での自主的活動の環境づくりに努めます。

青少年の
健全育成

健全育成活動の推進

青少年活動の充実

| 施策の展開 |

(1) 健全育成活動の推進

- ① 青少年の健全育成に向け関係機関、組織の活動を充実させるとともに、相互の連絡を密にし、統一した活動を展開します。
- ② 家庭、地域社会の教育力を強化し、登下校時の交通安全運動やあいさつ運動など、学校と連携して地域ぐるみで啓発活動や環境浄化運動を展開します。
- ③ 家庭、地域、学校等における子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、子どもの読書活動を支える体制の整備に努めます。
- ④ 教育と福祉の連携促進により放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、家庭、学校、地域と連携し子どもが主体的に学ぶことができる環境づくりに努めます。

(2) 青少年活動の充実

- ① 子ども会活動の支援などを通じ、地域指導者の養成、ジュニアリーダー及びシニアリーダーの育成確保に努めます。
- ② 青少年を対象とした様々な体験活動事業の実施などにより、心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

主要事業

- 放課後児童健全育成事業
- 子どもの読書活動の推進
- ジュニアリーダー等の育成確保と支援



4-2-①

生涯学習環境の整備

| 現況と課題 |

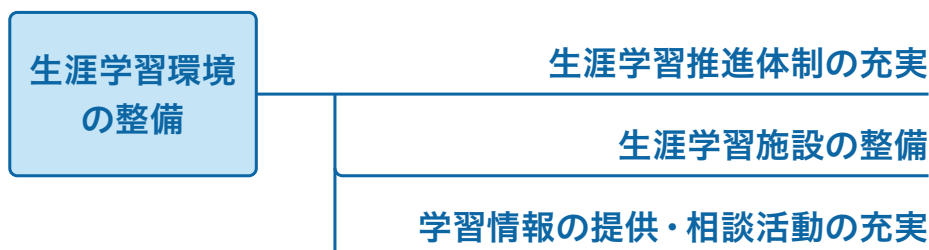
本町は、石鉢ふれあい交流館、ハートフルプラザ・はしかみ、道仏公民館の3か所で公民館講座をはじめ、各種講座を開催しています。これらの施設は図書館機能も兼ねており、さらに、図書検索システムが導入されたことから、利便性が高くなったものの、町民からは気軽に集い、学習できる場の提供が望まれています。

また、広報やホームページのほか、町内の講座・団体・グループ・施設等の情報をまとめ、様々な学習機会の情報提供を行っています。

また、第3次階上町生涯学習のまちづくり推進計画に基づき、学びを生かしたつながりをつくり出す生涯学習環境の整備が必要です。

| 基本方針 |

生涯学習推進体制の充実と学習活動の拠点となる施設の整備・充実に努めます。また、行政・学校・地域・関係機関等との連携を広域的に充実させ、生涯学習のネットワーク化を図るとともに、町民がいつでも気軽に学習でき、団体・グループが活動できる場として、老朽化した民俗資料収集館と図書館機能を併せ持った社会教育複合施設の整備について検討します。



| 施策の展開 |

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ① 生涯学習推進体制の充実や連携事業の検討、庁内での情報共有・連携を密にし、“学び”に関わる関係機関との広域的なネットワークの充実を図ります。
- ② 「まちいっぱい 学びの花咲く はしかみちょう」を基本理念とした、生涯学習のまちづくりを推進します。

(2) 生涯学習施設の整備

- ① 既存施設の整備充実を図り、地域の生涯学習の場としての機能の向上を図ります。
- ② 学校施設を生涯学習施設として地域に開放し、情報提供や施設の活用促進に努めます。
- ③ 計画的な蔵書、視聴覚資料など図書資料の充実に努めます。
- ④ 図書館機能を備えた社会教育複合施設の整備について検討します。

(3) 学習情報の提供・相談活動の充実

- ① 広報やホームページへの掲載など、町民に必要な生涯学習情報を提供できるよう関係機関とのネットワークの充実を図ります。
- ② 生涯学習に関する相談窓口の整備など、学習相談体制の充実に努めます。

主要事業

- 生涯学習推進体制の充実
- 既存施設の整備・充実
- 学習情報を提供するネットワークの整備
- 社会教育複合施設整備事業



4-2-② 生涯学習事業の充実

| 現況と課題 |

本町は、学習成果が個人のためにも地域のためにもいかされるような仕組づくりとして、平成15年度に学習活動支援システム「マナバンク」を設置し、人財の確保や学習活動の場の拡充に努めています。しかしながら、登録数及び活用状況は横ばい状態であり、新たな人財の発掘と活用方法、情報発信について検討が必要です。また、生涯学習の推進には、学習団体の育成と指導者、地域リーダー、実践者及びコーディネーターの育成・確保が求められます。

これまでも、「地域アニメーター養成講座（ふるさとかたり塾）」や「まちづくりコーディネーター養成講座（はしかみベース）」、高校生人財育成事業「はしかみいいとこ広め隊」を開講し、地域の核となる人財育成に努めてきました。今後も定期的に人財育成に関わる事業を展開し、次代を担う世代が地域で活躍できる場をつくっていく必要があります。

それに加え、それぞれが目的をもって自主的に活動しやすい環境づくりに努めるとともに、学んだことが適切に評価され、学習意欲が持続的にいかされる環境づくりを支援していく必要があります。

マナバンク登録者数の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個 人	8	8	7	8	8
団 体	5	5	5	5	5
施 設	10	10	8	8	8

| 基本方針 |

多様化する町民の生涯学習ニーズに応えるため、様々な分野での学習機会の提供と学習内容の充実を図るとともに、町民の自主的・自発的な学習活動支援を行います。

また、学習成果がより効果的にいかされるよう、マナバンクの積極的な活用と情報発信をはじめ、評価システムの検討や地域で活躍できる人財の育成と確保に努めます。

生涯学習事業
の充実

生涯学習事業の拡充

生涯学習活動支援体制の充実

施策の展開 (1)生涯学習事業の拡充

- ①ライフステージや変化する社会情勢などに対応した多様な学習機会の充実とその成果をいかせる環境づくりに努め、計画的な事業の推進を図ります。
- ②町民の学習ニーズの把握に努め、多様な分野・段階の講座、教室の開催など学習機会の拡充と学習内容の充実に努めます。また、地域住民が学習機会を自ら企画し運営することにより、自立した個人や持続可能なコミュニティの形成を推進します。さらに、職員による出前講座の活用を推進し、行政分野における学習機会の充実に努めます。
- ③広報活動、イベントの開催等を通して、生涯学習の普及・啓発に努めます。

(2)生涯学習活動支援体制の充実

- ①自主的なグループ、サークルなど、学習団体の育成と支援体制づくりを推進します。
- ②学習した成果を活用できるように、発表・交流する場の提供や養成講座を開催するなど、地域で活躍できる人財の育成に努めます。
- ③マナバンクの積極的な活用と情報発信を行うとともに、地域や学校で必要としている人財を派遣できる仕組みづくりに努めます。
- ④地域住民や関係機関との連携と情報共有を図り、相互協力をして生涯学習を促進していくための体制づくりに努めます。

主要事業

- 生涯学習事業の計画的な推進
- 生涯学習機会の拡充と内容の充実
- 団体・グループ等の育成と活動支援
- 人財育成事業
- マナバンクの活用と情報発信



4-3-① 芸術・文化の振興

| 現況と課題 |

本町の文化の中心を担う町文化協会は、設立されて20年が経過し、これまで総合文化展の開催や町文化祭への協力など、本町の文化の向上に努めてきました。その一方で、会員の高齢化と新規会員の減少が進むなどの課題も出てきています。しかしながら、少しずつですが若い世代による新たなグループ活動も見られるなど、活動の形態が多様になってきています。

青森県文化芸術推進計画を踏まえ、今後も、芸術・文化団体等の活動を継続して支援していくとともに、様々な文化団体と連携し、指導者の育成・確保をしていくことが必要です。

| 基本方針 |

文化事業の推進や文化施設の整備に努め、幅広い世代の町民が、優れた芸術・文化に触れることのできる環境づくりと、様々な芸術・文化活動に参加しやすい体制づくりを進めます。

また、町民の自主的な文化活動を支援し、豊かで個性ある町民文化の創造に努めます。

芸術・文化
の振興

芸術・文化活動の推進

文化施設等の整備

| 施策の展開 |

(1) 芸術・文化活動の推進

- ①見るだけでなく体験などを通して、町民が優れた芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。
- ②町文化協会を中心に芸術・文化団体相互の交流促進を図るとともに、文化協会以外の人財発掘や発表機会の情報提供に努めます。また、各種活動を支援し、指導者の育成と確保に努めます。

(2) 文化施設等の整備

- ①展示コーナーの設置など、年間を通じて作品展が開設できるよう、公民館などの文化・生涯学習施設の適正な整備を進め、その利用促進と公開に努めます。
- ②町民の芸術・文化を発信する機会を拡大するため、広域市町村の施設を利活用した芸術・文化の発表会等の開催を検討します。

主要事業

- 町民文化祭事業
- 文化賞表彰事業
- 社会教育複合施設整備事業

現況と課題

本町の文化財は、国指定の無形民俗文化財えんぶり3組、文化庁記録選択・県指定の平内鶏舞、県指定の赤保内駒踊り、町指定の道仏神楽、西光寺ナニヤドヤラなど、芸能の数、種類とも多く、これらの保存伝承活動は、町南部芸能協会を推進母体に、各組・保存会で行われています。

また、それぞれの地域において郷土の伝統文化の伝承活動を行い、学校・地域・保存団体が一体となって、伝承活動に努めています。しかし、少子高齢化の影響などにより伝統文化の担い手は年々減少傾向にあります。今後、保存・継承のための映像記録保存や、後継者育成に一層力を入れていくことが必要です。

さらに、県重宝「寺下遺跡出土骨角器類141点」や「蛇口胤年願主安政4年願文額」などの町指定有形文化財17、天然記念物（県指定4、町指定1）のほか、埋蔵文化財は、登録件数91遺跡にのびりますが、開発などに伴い、今後とも増加するものと思われます。

文化財保護法及び令和2年3月26日公表の青森県文化財保存活用大綱を踏まえ、今後も、これらの文化財保護を図るため、学校教育、生涯学習、観光などの分野で、文化財を積極的に広報し、保存・活用に努めていくことが必要です。

基本方針

本町の貴重な財産である文化財を次の世代に継承していくため、積極的な保存と活用を図るとともに、町民の文化遺産に対する理解の促進に努めます。



施策の展開

(1)文化財の保存と活用

- ①有形文化財、無形民俗文化財、天然記念物等、本町の文化遺産である文化財の積極的な保護・保存に努めます。
- ②町の歴史や文化を学ぶ学校教育、生涯学習活動を促進し、文化財保護思想の啓発に努めます。
- ③伝統行事、伝統芸能を保存するため、南部芸能協会や三陸国際芸術祭と連携し、発表機会の充実と後継者の育成を図り、特色ある地域文化の創造を推進します。
- ④町の歴史・文化を伝える貴重な民俗資料の収集保存と公開活用に努めます。
- ⑤点在する文化遺産に触れ、体験・体感できるルートを設定し、観光分野での活用と情報発信を図ります。

(2) 埋蔵文化財の保存

- ①埋蔵文化財包蔵地における開発行為等は、的確な事前把握と事業者との協議による計画的な発掘調査に努め、記録保存を図ります。
- ②埋蔵文化財出土品及び民俗資料等について、既存施設及び新規施設を利用した保存展示施設の整備を推進します。

主要事業

- 民俗芸能の後継者育成及び伝承活動の推進の支援
- 小中学校の地域伝統文化伝承活動の継続と支援
- 開発事業に伴う埋蔵文化財の計画的な発掘調査の実施
- 八戸地方えんぶり調査事業
- 社会教育複合施設整備事業



現況と課題

本町のスポーツは、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の団体が主に活動を担っています。これらの団体は競技力向上や、スポーツ活動の普及促進など、様々な形で活動を行っています。しかし、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の高まりや多様化、少子高齢化による世代間バランスの変化により、これまで以上に生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

本町では、平成27年度から小中学校の体育館等を一律に開放し、町内体育施設の利用調整を行う体育施設活用事業を実施し、町民がスポーツに親しむ機会の確保を図っています。しかしながら、町立体育館をはじめ既存の施設は、老朽化が進んでおり、町民ニーズに合わせた計画的な改修や維持補修を行い、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

令和8年度に青森県で49年ぶりに開催される第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ）では、本町で自転車競技（ロードレース）とデモンストレーションスポーツ（フロアボール）が行われる予定となっています。多様な世代の誰もが様々な形でスポーツに親しみ、スポーツの振興はもとより、健康づくりや生きがいづくり、さらには交流人口の拡大等による地域活性化につながるよう努めます。

基本方針

町民が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、各種スポーツ関係団体と連携を図りながらスポーツ推進活動を促進するように努めます。また、地域におけるスポーツ活動を促進し、多様化している町民のスポーツ・レクリエーション活動へのニーズに応えるため、計画的な施設の改修や維持補修に努めます。

スポーツ・
レクリエーション
活動の振興

スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ施設の充実

施策の展開

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 体育協会・加盟競技協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等、自主活動団体の育成を促進し、地域スポーツ活動の活性化や各種競技団体の底辺拡大、青少年の健全育成を支援します。
- ② 各種競技団体と連携を図り、競技スポーツの強化・支援を推進します。
- ③ 多様なスポーツ・レクリエーション活動へのニーズに対応するため、スポーツ推進委員の資質の向上と育成に努め、ニュースポーツの普及促進を図ります。

- ④町民プールとトレーニング室の複合利用や、健康スポーツやエクササイズ等の専門的な知識を有するインストラクターにより、町民の健康増進のための効果的な指導の充実に努めます。
- ⑤第80回国民スポーツ大会(青の煌めきあおもり国スポ・障スポ)の成功に向け、地域・関係団体等との連携を図り、機運醸成に努めるとともに、町民の健康づくりや生きがいづくり、さらには交流人口の拡大等による地域活性化につながる大会を目指します。

(2) スポーツ施設の充実

- ①町内2か所の体育館の計画的な改修により、利用者の利便性の向上を図るとともに、競技スポーツの拠点となる体育施設の長寿命化に努めます。
- ②体育施設活用事業により町内の学校施設を地区スポーツ施設として開放し、町民のスポーツ活動の場の充実に努めます。
- ③多様化する町民のニーズに応えるよう、効率的な既存施設の活用を推進します。また、バリアフリー化等による共生社会の実現を推進します。

主要事業

- スポーツ振興事業
- スポーツ指導者の育成
- 健康増進事業
- スポーツ賞表彰事業
- スポーツ施設の整備
- 体育施設活用事業
- 体育施設改修事業
- 第80回国民スポーツ大会(青の煌めきあおもり国スポ・障スポ)



03

第3部 第5章

協働によるまちづくり

17

パートナーシップで
目標を達成しよう



第1節 協働によるまちづくりの推進

① 協働のまちづくりの推進

第2節 まちづくり地区計画の推進

① まちづくり地区計画の推進・支援の充実

5-1-①

協働のまちづくりの推進

| 現況と課題 |

本町は、平成19年4月に階上町協働のまちづくり条例を制定し、これに基づき町内の19行政区全てにおいてまちづくり地区計画が策定されました。また、平成29年度には各行政区において計画の検証と見直しが行われ、より一層地域の特徴や魅力を生かした第2次まちづくり地区計画が策定されました。令和5年度からは前期の検証と見直しを反映した後期計画を推進しています。

今後も、町民と行政との情報の共有化を図り、町民のまちづくりに対する意識を高め、協働のまちづくりをより一層推進していくことで、少子高齢化や人口減少社会の中にあっても持続可能な地区の環境づくりに努めていきます。

| 基本方針 |

これまで本町で取り組んできた「町民と行政との協働のまちづくり」の更なるステップアップを目指し、より一層、協働のまちづくりの推進に努めます。そのために、町民の自主的な取組やまちづくりへの参加意識の向上を図り、町民が自主的・主体的に活動できるよう、地域リーダーなどの人財育成や協働の取組への支援を強化し、町民主導のまちづくりシステムの構築に取り組みます。



| 施策の展開 |

(1) 情報の共有化

町民と行政が対等な立場であるとの考え方の下で、町民も行政も積極的に情報を分かりやすい形で提供し合い、情報の共有化を図ります。

(2) 人財育成

「人づくりはまちの財産づくり」を合い言葉に、個人としての人財に加え、町民活動を担う団体や組織の育成にも取り組みます。また、行政職員については、町民の目線に立ち、町民の声を聴くことができるようにするために、職員の資質の向上に努め、各地区の各種行事への積極的な参加を促進します。

(3) 協働の取組への支援

町民主体となる分野や、町民と行政が共同で取り組む分野の拡大を図るため、町民活動や異業種ネットワークづくりなど、参加意欲を高める町民発案の「協働事業」への支援に努めます。

(4) 協働のまちづくりの評価

「協働のまちづくり」への意識改革を促進し、「推進及び継続させるために、評価制度を活用し、協働活動の評価や成果を公表することで、更なる取組へのステップアップを図ります。

主要事業

- 協働の相談窓口の活用推進
- 出前講座の実施
- 職員への協働の啓発と質の向上
- 地域リーダーづくり
- 事業の評価と公表
- 協働のまちづくりアクションプランの実行



5-2-①

まちづくり地区計画の推進・支援の充実

| 現況と課題 |

本町では平成18年度に2行政区、平成19年度には17行政区と、全ての行政区においてまちづくり地区計画が策定され、平成30年度からは第2次計画が始まりました。まちづくり地区計画は、それぞれの地区の総意をもって作成されたものであり、施策も地域の特徴を反映させた多種多様な内容となっています。

今後は、このまちづくり地区計画を着実に進めるために各事業に対する取組への支援に加え、地区毎にまちづくりに対する取組に格差を生じさせないための体制づくりをする必要があります。

また、第2次地区計画を策定してから5年が経過した令和5年度からは、前期の検証と見直しを反映した後期計画を推進しています。計画の推進とともに、地域の将来を見据え、PDCAサイクルに基づいて次期計画へつながる事業の再検討を進めます。

| 基本方針 |

策定された計画どおり事業が進行しているか行政区長と連絡を密に取りながら、計画の進捗状況を把握し、事業の推進・支援に取り組みます。

まちづくり地区
計画の推進・
支援の充実

推進・支援体制の充実

| 施策の展開 |

(1) 推進・支援体制の充実

- ①まちづくり地区計画を本町の他の計画へ反映させるため、各計画の期間終了時や策定段階において、地区まちづくりも含め検討を行う仕組みの整備に努めます。
- ②事業の進捗状況や取組状況など、まちづくり地区計画について評価や点検が行える体制の整備に努めます。
- ③これまで行われてきた協働のまちづくり支援事業のほか、地区計画推進交付金や高齢者通いの場支援事業などにより、まちづくり地区計画の各事業の取組に対して助成金を交付します。

主要事業

- まちづくり地区計画の他計画への反映の仕組みづくり
- まちづくり地区計画の評価体制の整備
- 地区計画推進交付金事業
- 高齢者通いの場支援事業

03

第3部 第6章

町民参加によるまちづくり

5

ジェンダー平等を
実現しよう



第1節 町民参加の推進

- ① 広報・広聴の充実
- ② 地域間交流の促進
- ③ 国際交流の促進

第2節 男女共同参画社会づくりの推進

- ① 女性の社会参加の促進

6-1-①

広報・広聴の充実

| 現況と課題 |

本町は、広報はしかみの発行やホームページの開設により、行政の現状や施策の取組状況、催し物など、様々な行政情報を正確かつ迅速に町民にお知らせしています。

一方、広聴活動としては、事業ごとに計画や実施段階において町民の参加・参画やアンケート調査の実施に加え、パブリックコメント制度により、広聴体制を充実させています。

今後は、町民意識を的確に把握し、行政施策に町民の声を反映させていくため、双方向性のある広報・広聴活動の推進が重要となります。

| 基本方針 |

町民の行政に対する関心を高め、協働によるまちづくりを進めるため、より多くの行政情報などを提供する広報活動の積極的な展開に努めます。

また、多様化する町民のニーズを的確に把握するための広聴活動を充実するとともに、積極的な情報発信を行い、町民の声が行政施策に反映される広報・広聴体制の確立に努めます。

広報・広聴
の充実

広報活動の充実

広聴活動の充実

| 施策の展開 |

(1) 広報活動の充実

- ①多くの行政情報を提供し、各地区で自らが地域づくりを行うことのできる紙面づくりに努めるとともに、親しみやすく分かりやすい広報紙づくりに努めます。
- ②ホームページを活用した広報活動を進めながら、総合的な情報の提供に努めます。

(2) 広聴活動の充実

町民との協働による開かれた町政を実現するため、本町の政策等を決定する際にはパブリックコメントを実施し、町民のまちづくりへの参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ります。

主要事業

- 広報・広聴手段の充実
- 情報発信ツールの活用
- パブリックコメントの推進

現況と課題

本町は、新しい地域社会の創造を目指し、環境美化運動や交通安全運動等を通じてコミュニティ意識を育むとともに、年間行事やイベントを通じて、地域間交流を推進してきました。

今後は、特色ある個性的なまちづくりを推進するため、地域住民同士の交流の活性化を図るとともに、それぞれの地域が持つ資源の魅力を再確認しながら、コミュニティ形成と地域間交流を積極的に展開していく必要があります。

また、人口減少や高齢化等が進行する中、地域の担い手となる人材の確保が全国的に課題となっています。本町においても、コミュニティの維持を図るため、地域の担い手育成に努める必要があります。

基本方針

コミュニティ意識の啓発とともに、地域資源を生かしたまちづくりと地域間交流を促進します。

また、三陸復興国立公園の階上岳・階上海岸、みちのく潮風トレイルや巨木めぐりなど、本町の魅力を生かしたまちづくりを推進します。

地域おこし協力隊を導入し、地域の担い手の育成に取り組みます。

地域間交流
の促進

町民レベルの交流活動の推進

地域の担い手育成

施策の展開

(1) 町民レベルの交流活動の促進

- ① 町民が主体となった地域間交流を促進します。
- ② 農林漁業を通じた地域間交流の促進を図ります。

(2) 地域の担い手育成

地域おこし協力隊による地域づくり活動を支援し、地域に定着して将来の担い手となる人材の発掘、育成に取り組みます。

主要事業

- 地域資源を生かした地域間交流の促進
- 地域おこし協力隊事業

6-1-③ 国際交流の促進

| 現況と課題 |

交通・情報通信手段の急速な進展に伴い、人・モノ・情報等の交流が活発になり、また、外国人の就労を目的とした新たな在留資格の創設等が盛り込まれた「改正出入国管理及び難民認定法」が平成31年4月から施行され、新たな外国人材の受入れが始まるなど、国際社会の進展が加速化し、多文化共生社会への適応や国際感覚（グローバル感覚）が求められています。

こうした国際社会に対応するためには、町民一人一人が国際社会の一員として認識を持ち、町民レベルでの国際化を進める必要があります。そのため、国際化に対応した人材育成の場や、町民と外国人との交流の場を設け、必要に応じて情報提供等を行いながら、国際化に対応した魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

| 基本方針 |

多様な国際交流活動を展開するため、既存施設を活用した交流拠点の形成を図りながら、各種サークルや団体の活動を助成するなど国際交流の機会を設けるとともに、国際理解と国際感覚に対応した人材の育成に努め、外国人との触れ合いの充実を図りながら地域の国際交流活動を推進します。

国際交流の
促進

国際理解と国際感覚の醸成

町民参加型の国際交流活動の推進

| 施策の展開 |

(1) 国際理解と国際感覚の醸成

- ① 国際理解と国際感覚に対応した人材の育成に努めるとともに、地域における町民と外国人との触れ合いの充実等により地域の国際交流を推進します。
- ② 学校教育や生涯学習の場における学習活動を通して、国際的な問題や異文化に対する理解を促進するため、語学指導外国青年招致事業等により、小学校期からの実践的英語や異文化に触れる機会を支援します。

(2) 町民参加型の国際交流活動の推進

町民レベルでの国際交流活動を推進するため、関係団体・機関との連携及び活動支援の充実に努めます。

主要事業

- 国際交流活動の推進
- 国際感覚（グローバル感覚）の醸成

ALTの招へいによる外国語教育、外国人との交流の場づくり。

6-2-1 女性の社会参加の促進

| 現況と課題 |

家庭や地域における男性と女性の役割分担を見直していくことや、学校教育や社会教育において男女平等教育を推進し、男女平等意識の啓発に努めることが必要となっています。

また、職場において女性が働きやすい労働環境が整備されるよう、積極的な普及、啓発活動が求められているほか、女性自身の政策決定の場への参画なども重要な課題となっています。

| 基本方針 |

男女平等教育の推進、就業機会の拡大、政策の決定の場への参画などを推進し、男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けた意識の啓発を図ります。



| 施策の展開 |

(1) 男女平等意識の高揚

- ① 男女共同参画週間、人権週間等あらゆる機会を通じて啓発活動に努めます。
- ② 固定的な性別役割分担意識を解消し、様々な場におけるあらゆる人々への教育学習を提供することで男女平等意識の高揚を図ります。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ① 社会教育において男女平等教育を推進し、意識の啓発に努めます。
- ② 女性の視点を政策や方針決定過程に反映させるため、各種審議会等への女性の参画の促進を図ります。
- ③ 研修等を通じ、地域のリーダーとなる女性の人財育成に努めます。

(3) 共同参画の環境整備

- ① 家庭生活における女性の負担を軽減するため、関係団体等と連携し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に努めます。
- ② 女性が働きやすい職場環境の普及、啓発活動に努めます。

主要事業

- 男女平等教育の推進
- 女性の審議会等への参画推進
- 女性の意思決定機関への参画推進
- 就労における男女平等の啓発
- 生涯活躍のまちづくりの推進



03

第3部 第7章

開かれた行財政づくり

11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナシップで
目標を達成しよう



第1節 町民に開かれた行財政の推進

- ① 行政運営の充実
- ② 広域的な連携
- ③ 健全な財政運営の推進

第2節 SDGsの理念を踏まえた行財政の推進

- ① SDGsの視点に立った施策の展開

第3節 デジタル技術を活用した行財政の推進

- ① 行政サービスにおけるDXの推進

7-1-① 行政運営の充実

| 現況と課題 |

本町は、変化する社会情勢に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を図るため、行政サービスの維持や住民満足度の向上に努めながら、階上町行財政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや組織機構の検証、定員管理及び給与の適正化など、費用対効果の視点による財政健全化に取り組んできました。

今後も、多様化する町民のニーズに対応するため、サービスの受益者である町民の視点と経営的な視点に立って、計画、実行、評価、改善の各段階を通じて、時代に合った行財政システムを確立していく必要があります。

| 基本方針 |

人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するとともに、常に行財政改革に取り組んでいきます。

また、施策や事業の実施に当たっては、その位置付け、行政の役割、重点化等を明確にし、費用対効果を十分に検証し、コスト意識を持った実効性の高い行財政運営の確立に努めます。

行政運営
の充実

行政運営の効率化

行政運営(経営)の意識改革

| 施策の展開 |

(1) 行政運営の効率化

- ①町行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、行政の公平性・透明性を確保し、町民の視点に立った質の高い行政サービスの提供を目指し、継続して行財政改革に取り組みます。
- ②常に事務事業の見直しを行い、歳出全般の効率化と新たな収入確保に向けた取組に努めます。
- ③常に組織・機構の検証を行い、時代に合った行政づくりに努めます。
- ④町民のニーズを考慮した職員配置を図り、定員管理の適正化を推進します。
- ⑤まちづくり地区計画などを通じて、町民の意向に適切に対応し、行政運営の効率化を図ります。

(2) 行政運営(経営)の意識改革

- ①時代の変化に対応できる人財を育成するため、効果的な職員研修への参加や実施などにより、職員の意識改革と資質の向上を図ります。
- ②人材育成基本方針に基づき組織の視点と職員の視点との双方の調和を図りながら、実効性と継続性の高い職員の能力育成と技術継承を図ります。

主要事業

- 行財政改革の推進
- 業務の民間委託の推進
- 定員管理の適正化
- 行政組織機構の検証
- 職員の意識改革及び資質向上



7-1-② 広域的な連携

| 現況と課題 |

- (1) 本町を含む1市6町1村で構成する地域では、八戸地域広域市町村圏事務組合を設立し、消防・救急、ごみ処理、上水道等の住民生活に密接に関わる事務を広域で進めてきました。今後も、これまでの取組を更に推進するとともに、多様化する行政ニーズに対応していくため、関係市町村との連携を強化していく必要があります。
- (2) 八戸圏域では、平成21年9月に定住自立圏協定を締結し、その後平成29年3月に連携中枢都市圏へと発展的に移行しました。中核市である八戸市を中心に構成8市町村が連携し、圏域全体の経済成長のけん引や都市機能の集積・強化、生活関連サービスの向上に関する取組を進めています。今後は圏域全体がより一層の発展を遂げるため、更なる市町村間の連携を図り、取組を深めることが必要です。

| 基本方針 |

町民生活の広域化を踏まえ、行政運営の効率化・合理化と広域的な課題への対応を図るため、広域圏域の連携中枢都市圏構想を軸として、関係市町村との連携を強化し、広域行政の推進に努めます。

広域的な
連携

広域行政の推進

| 施策の展開 |

広域行政の推進

八戸地域広域市町村圏事務組合による共同処理の充実を図るとともに、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に基づき、関係市町村間の連携強化及び役割分担により、経済成長、都市機能の強化及び生活サービスの向上を図る具体的取組を推進します。

主要事業

- 八戸地域広域市町村圏事務組合による共同処理の充実
- 連携中枢都市圏構想の推進

| 現況と課題 |

(1) 財源の確保

少子高齢化の進展と人口減少が進む中、税収や地方交付税などの財源の確保もより厳しさを増すと考えられます。今後は、町税の適正な賦課・徴収と併せて、納入機会の充実を図るとともに、使用料・手数料について必要に応じて見直し、自主財源の確保に努める必要があります。

(2) 将来を見据えた計画的な財政運営

厳しい財政状況が続く中で、歳出面では、事務事業の見直しや経常経費の削減に努める一方、将来の階上町のために必要なものには必要な投資を行う、メリハリのある財政運営が求められます。

また、これまでに整備された公共施設等の老朽化や人口減少に伴う公共施設への需要の変化に対応していくことが必要となることを踏まえ、平成28年度に策定した「階上町公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもって公共施設等の更新・長寿命化などを計画的に推進することにより、財政負担を軽減・平準化していくことが必要となっています。

(3) 将来負担の軽減

平成30年度に約7億6千万円であった地方債の返済額は、令和5年度には約6億3千万円までに減少しました。しかし、本町の歳出総額の10.5%を占め、依然として高水準であることから、引き続き地方債残高を減らしていく対策が必要です。

(4) 財政状況の公表

町民と行政が相互に理解し合いながらまちづくりを進め、相互の共通認識を高めるために、本町の財政状況について分かりやすく公表する必要があります。

| 基本方針 |

行財政改革に取り組みながら、自主財源の確保に努めるとともに、将来を見据えた計画的な財政運営を目指し、将来の世代に対する負担の軽減を図り、財政状況を分かりやすく町民に公表するなど、町民と相互理解の上で健全な財政運営に努めます。



施策の展開

(1) 財源の確保

- ①課税客体の的確な把握と適切な滞納整理の推進、さらにはコンビニ収納の実施による納入機会の充実などにより、町税収入の確保に努めます。また、必要に応じて使用料・手数料を見直すことにより、受益者負担の適正化と財源の確保に努めます。
- ②広告収入や階上町ふるさと応援寄附金などにより財源の確保に努めます。

(2) 将来を見据えた計画的な財政運営

- ①国・県の補助金・交付金の有効活用に努め、行財政改革の推進による更なる事務事業の見直しと経常経費の抑制に努めます。
- ②総合振興計画行動計画書(ローリング)により、事業の重要度、優先度、効果等を勘案し、限られた財源を効率的に配分し、メリハリのある財政運営に努めます。
- ③町民と行政の協働により地域力を高めていこう、町民の意思を反映できる財源の運用に努めます。
- ④公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、施設の長寿命化に努めるとともに、社会環境の変化や地域の実情に応じ、建替えや集約・再編、民間活力の活用などについて検討を進め、トータルコストの削減に努めていきます。

(3) 将来負担の軽減

後年度の財政運営に大きな影響を及ぼす地方債を減らすため、地方債の発行を抑制し、次世代の将来的な負担の軽減に努めます。

(4) 財政状況の公表

町民と行政が相互に理解し合い、まちづくりを展開していくため、分かりやすい本町の財政状況の公表に努めます。

主要事業

- 自主財源の確保
- 事務事業見直し・経常経費の抑制
- 総合振興計画行動計画書によるメリハリのある財政運営の促進
- 公共施設等の適切な管理による効率的な財政運営の促進
- 地方債残高の抑制
- 財政状況の公表

7-2-①

SDGsの視点に立った施策の展開

| 現況と課題 |

2015年に国連で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）は、2030年に向けて持続可能な世界を実現するために掲げられ、17の目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国では、全ての国務大臣がメンバーであるSDGs推進本部を設置し、SDGs実施指針を策定し、SDGs達成を目指し8つの優先課題等に取り組むほか、持続的な経済・社会システムの構築等の重点事項について、具体的取組を強化・加速していくこととしています。

- 1 あらゆる人々の活躍の推進
- 2 健康・長寿の達成
- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- 5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- 7 平和と安全・安心社会の実現
- 8 SDGs実施推進の体制と手段

| 基本方針 |

行財政運営に当たっては、SDGsの視点に立ち、積極的に取組を推進し、持続可能なまちづくりに努めます。

SDGsの
視点に立った
施策の展開

SDGsの視点に立った施策の展開

SDGsに関する意識啓発

| 施策の展開 |

(1)SDGsの視点に立った施策の展開

行財政運営に当たっては、様々な分野でSDGsと関連するため、SDGsの視点を踏まえた施策・事務事業の推進に努めます。

(2)SDGsに関する意識啓発

広報・ホームページ等により、SDGsに関する情報発信や普及啓発に努めます。

主要事業

- SDGsの視点に立った施策の展開
- SDGsに関する情報発信や普及啓発

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標





SDGsとの関連

SDGsの8つの優先課題 第5次階上町総合振興計画		1 あらゆる人々の活躍の推進	2 健康・長寿の達成	3 成長市場の創出、地域活性化、 科学技術イノベーション	4 持続可能で強靱な国土と 質の高いインフラの整備	5 省・再生可能エネルギー、 気候変動対策、循環型社会	6 生物多様性、森林、 海洋等の環境の保全	7 平和と安全・ 安心社会の実現	8 SDGs実施推進の 体制と手段
基本目標	基本方向								
1 快適で安心して 暮らせるまちづくり	1 快適な生活を支える都市基盤の整備				●		●	●	
	2 都市的活動を支える道路・交通の整備	●		●	●			●	
	3 豊かな暮らしを支える生活基盤の整備	●		●	●	●	●		
	4 自然と共生する生活環境の整備		●		●	●	●	●	
	5 暮らしを守る安全と安心の確保	●		●	●	●	●	●	
2 地域資源をいかし た活力あふれる産 業づくり	1 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興	●		●		●	●		
	2 時代に対応した商工業の振興	●		●	●	●			●
	3 町の魅力を高める地域ブランドの創出	●		●					
	4 地域資源を活用した観光の振興	●		●					
	5 働きやすい環境の整備	●		●					
3 ともに生き支え合う 健康・福祉の まちづくり	1 豊かな生活を支える健康づくりの推進		●						
	2 ともに支え合う福祉社会づくりの推進	●	●					●	
4 未来を担う 人づくり	1 豊かな心と個性を育む教育の充実	●						●	●
	2 生きがいのある生涯学習の推進	●							
	3 地域に根ざした文化・スポーツの振興	●	●		●				
5 協働による まちづくり	1 協働によるまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 まちづくり地区計画の推進	●	●	●	●	●	●	●	●
6 町民参加による まちづくり	1 町民参加の推進	●	●	●				●	
	2 男女共同参画社会づくりの推進	●							
7 開かれた行財政 づくり	1 町民に開かれた行財政の推進		●	●	●	●	●	●	
	2 SDGsの理念を踏まえた行財政の推進	●		●					●
	3 デジタル技術を活用した行財政の推進	●		●		●	●		●

7-3-① 行政サービスにおけるDXの推進

| 現況と課題 |

人口減少、少子高齢化、産業空洞化などの様々な社会問題に直面する現在、デジタル技術の活用は、こうした問題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉でもあります。

国は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。自治体は「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく」ことが求められるとして、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化しました。

| 基本方針 |

行政サービスにおけるDXを積極的に推進し、地域課題の解決につなげていくとともに、庁内業務におけるDXも併せて行うことで、業務効率を向上させ、さらには、これにより得られる人的資源から更なる住民サービスの向上につなげていきます。

行政サービス
における
DXの推進

推進体制の構築

計画的な取組

| 施策の展開 |

(1) 推進体制の構築

階上町DX推進本部が中心となり、全庁的・横断的に取組を実施します。

また、財政的な負担軽減や情報共有等の観点から、他自治体との連携を図り、より効果的な取組を展開していきます。

(2) 計画的な取組

階上町DX推進計画等の個別計画により方針やスケジュールを定めることで、住民サービスDXや庁内業務におけるDXを計画的に推進していきます。

主要事業

- 推進体制の構築
- 計画的な取組

資料編

※単位未満を四捨五入する関係で、
それらの合計と内訳が一致しない
ものがあります。

第5次階上町総合振興計画後期計画策定の経過

年月日	審議（検討）機関	検 討 内 容
R 6. 6. 3	策定委員会（第1回）	・ 組織会 ・ 策定方針・スケジュール等の説明 ・ 第5次総合振興計画後期計画の検討依頼
R 6. 8. 2	策定委員会（第2回）	・ 第5次総合振興計画後期計画（素々案）の検討
R 6. 10. 1	策定委員会（第3回）	・ 第5次総合振興計画後期計画（素々案）の検討
R 6. 10. 15	審議会（第1回）	・ 組織会・諮問 ・ 第5次総合振興計画後期計画（素々案）審議
R 6. 12. 2	策定委員会（第4回）	・ 第5次総合振興計画後期計画（素案）の検討
R 6. 12. 19	審議会（第2回）	・ 第5次総合振興計画後期計画（案）審議
	事務局	・ パブリックコメント募集開始（12/27～1/27）
R 7. 2. 3	策定委員会（第5回）	・ 第5次総合振興計画後期計画（最終案）の検討
R 7. 2. 19	審議会（第3回）	・ 第5次総合振興計画後期計画（最終案）答申
R 7. 2. 28	階上町議会	・ 階上町議会議員全員協議会にて報告

階政発第469号
令和6年10月15日

階上町総合振興計画審議会
会長 田 中 哲 様

階上町長 荒谷 憲輝

第5次階上町総合振興計画後期計画について（諮問）

このことについて、階上町附属機関に関する条例（平成22年階上町条例第2号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和7年2月19日

階上町長 荒谷 憲輝 殿

階上町総合振興計画審議会
会長 田 中 哲

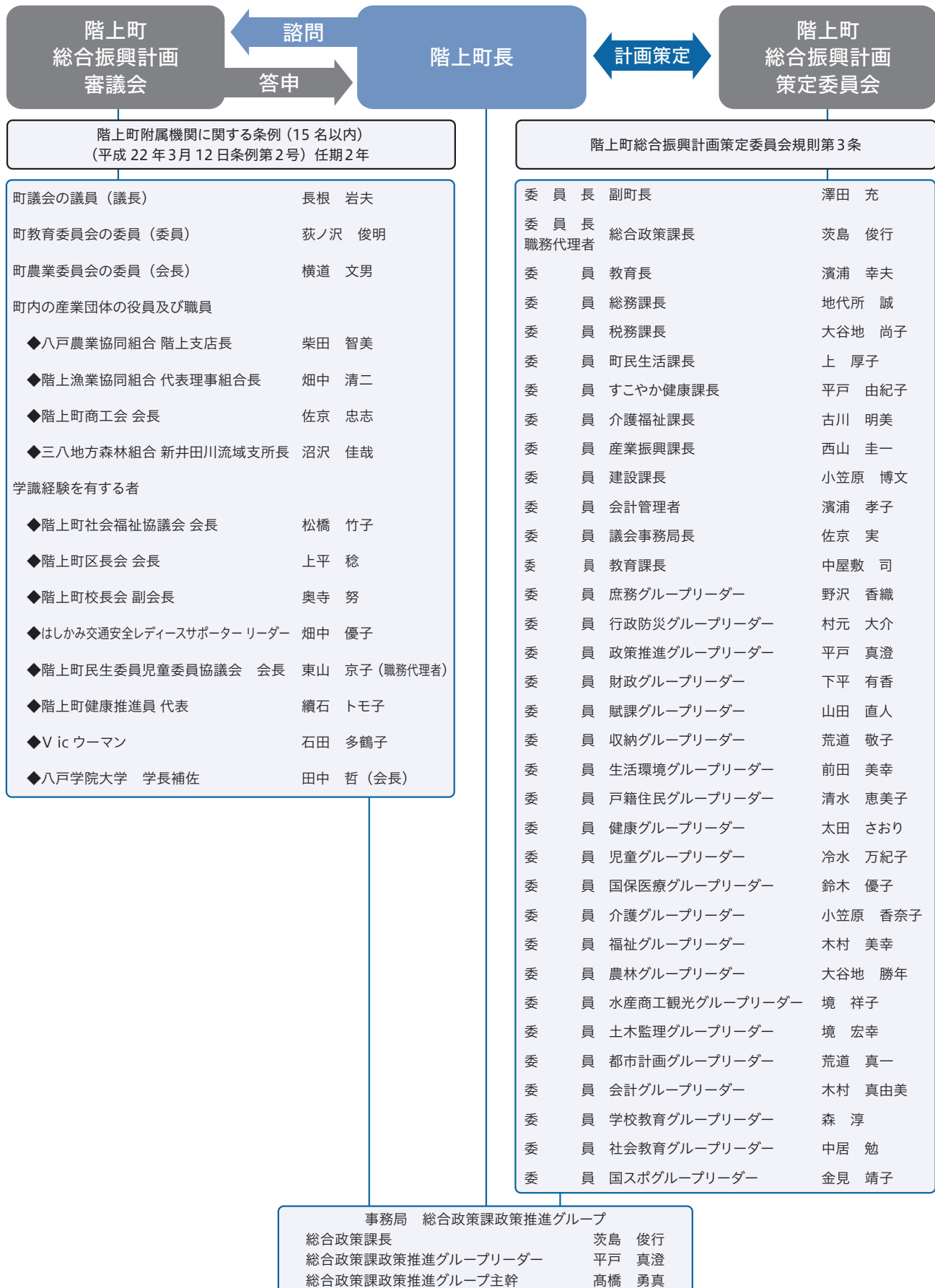
第5次階上町総合振興計画後期計画（案）について（答申）

令和6年10月15日付け階政発第469号で諮問のあった標記の件について、審議会の意見は下記のとおりです。

記

原案のとおり決定されることが適当である。

第5次階上町総合振興計画後期計画策定組織図



国勢調査人口

年	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	計	世帯数	1世帯当たり 世帯員数
S60	2,650	7,830	1,067	0	11,547	3,466	3.33
H 2	2,629	8,921	1,399	10	12,959	4,631	2.80
H 7	2,587	9,993	1,848	0	14,428	5,577	2.59
H12	2,543	10,722	2,347	6	15,618	5,951	2.62
H17	2,300	10,292	2,764	0	15,356	5,786	2.65
H22	1,835	9,613	3,189	62	14,699	5,707	2.58
H27	1,471	8,599	3,802	153	14,025	5,699	2.46
R 2	1,276	7,697	4,281	242	13,496	5,862	2.30

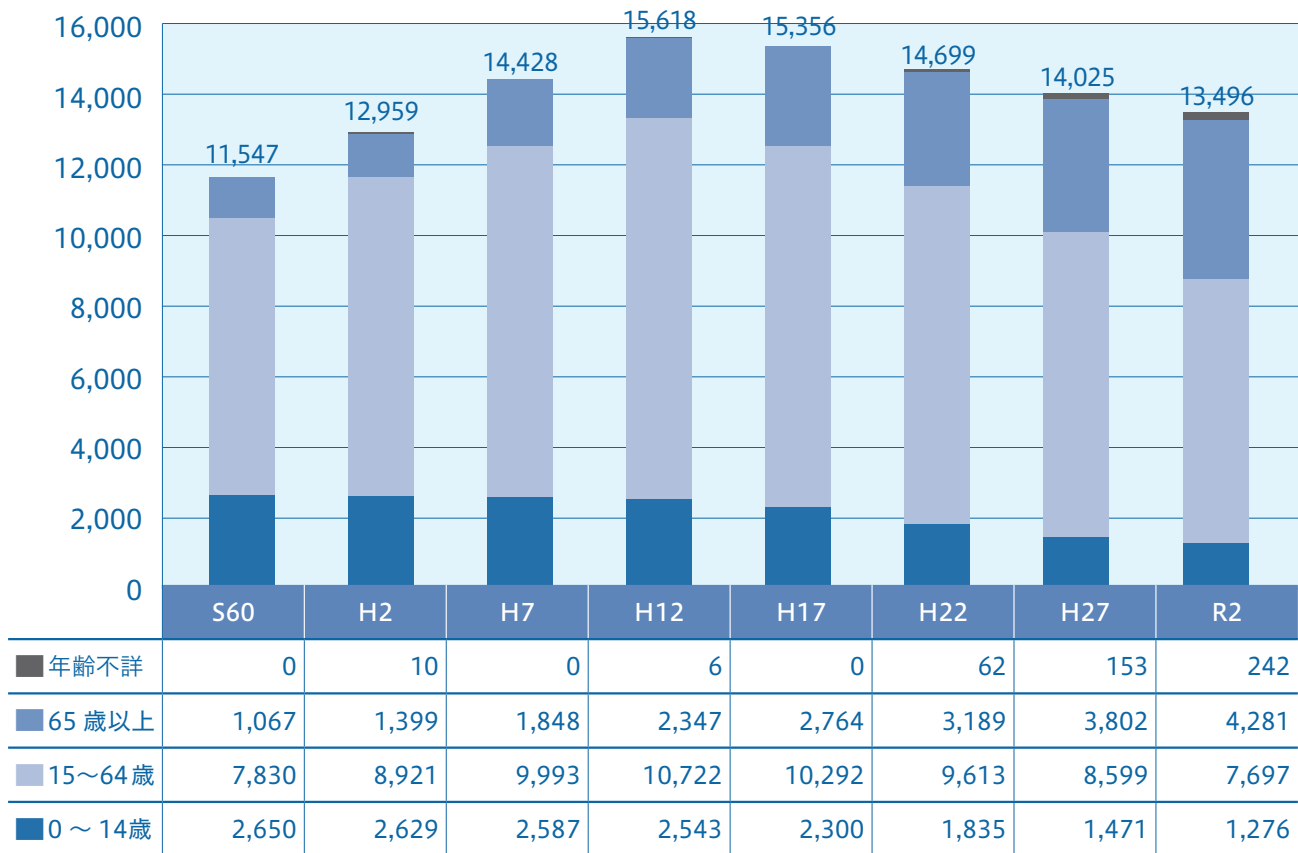
※年齢不詳は調査の際に年齢が正しく把握できなかったため生じたものである。

■比較

年	0～14歳	15～64歳	65歳以上	計	世帯数	1世帯当たり 世帯員数
H 2/S60	-0.79%	13.93%	31.12%	12.23%	33.61%	-16.00%
H 7/H 2	-1.60%	12.02%	32.09%	11.34%	20.43%	-7.55%
H12/H 7	-1.70%	7.30%	27.00%	8.25%	6.71%	1.44%
H17/H12	-9.56%	-4.01%	17.77%	-1.68%	-2.77%	1.13%
H22/H17	-20.22%	-6.60%	15.38%	-4.28%	-1.37%	-2.95%
H27/H22	-19.84%	-10.55%	19.22%	-4.59%	-0.14%	-4.45%
R2/H27	-13.26%	-10.49%	12.60%	-3.77%	2.86%	-6.45%

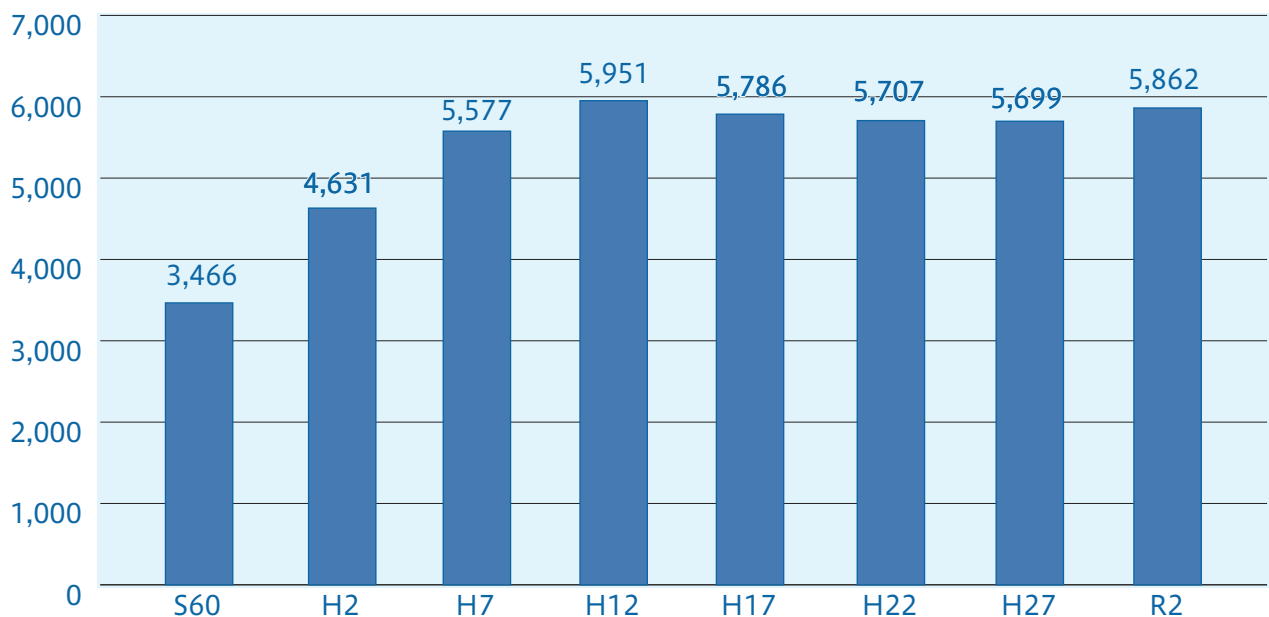
国勢調査人口・世帯数の推移

■国勢調査人口数推移

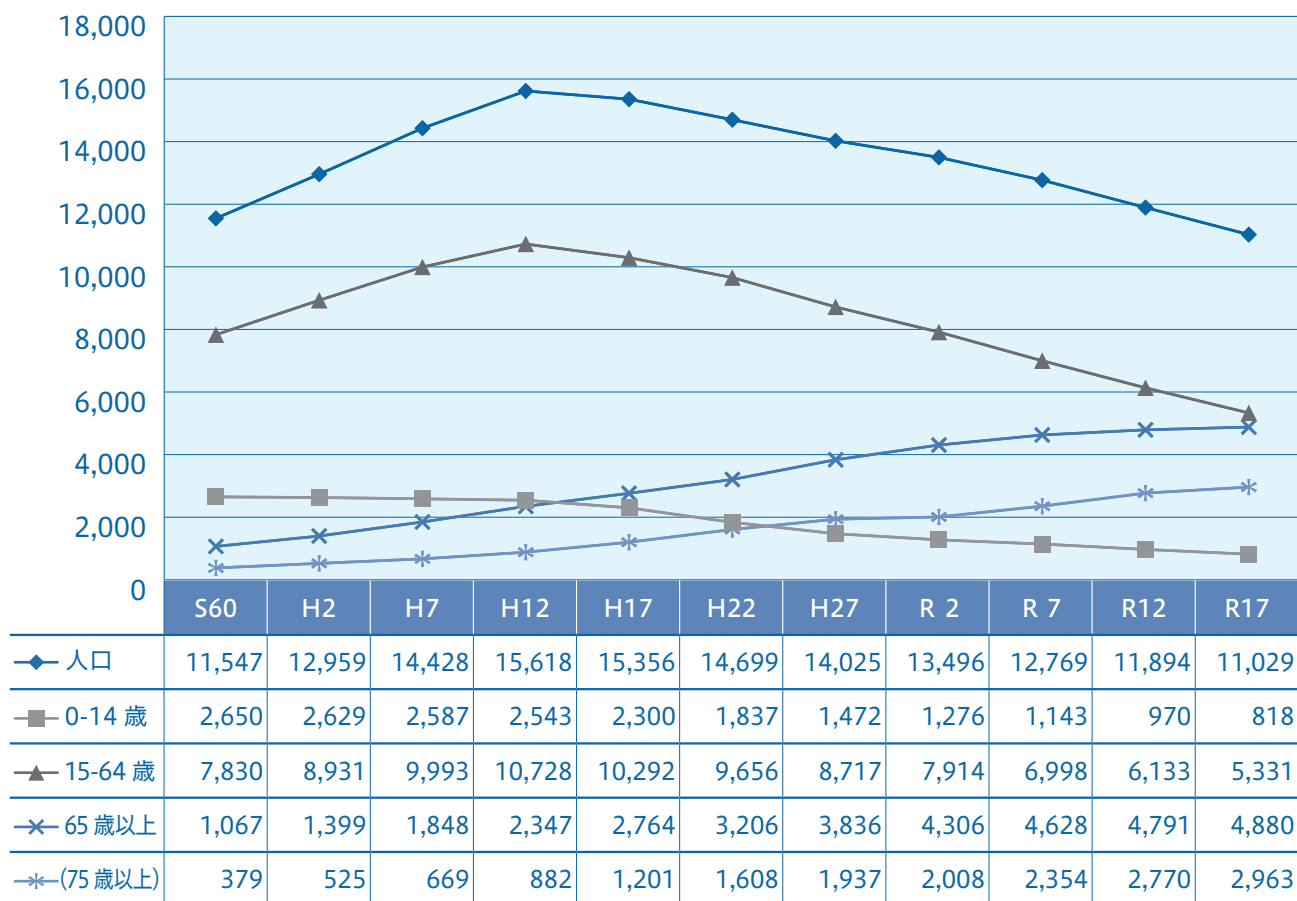


※年齢不詳は調査の際に年齢が正しく把握できなかったため生じたものである。

■国勢調査世帯数推移



年代別の人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

※基準人口は、令和2年国勢調査の参考表として公表されている「年齢・国籍不詳をあん分した人口」を用いている。

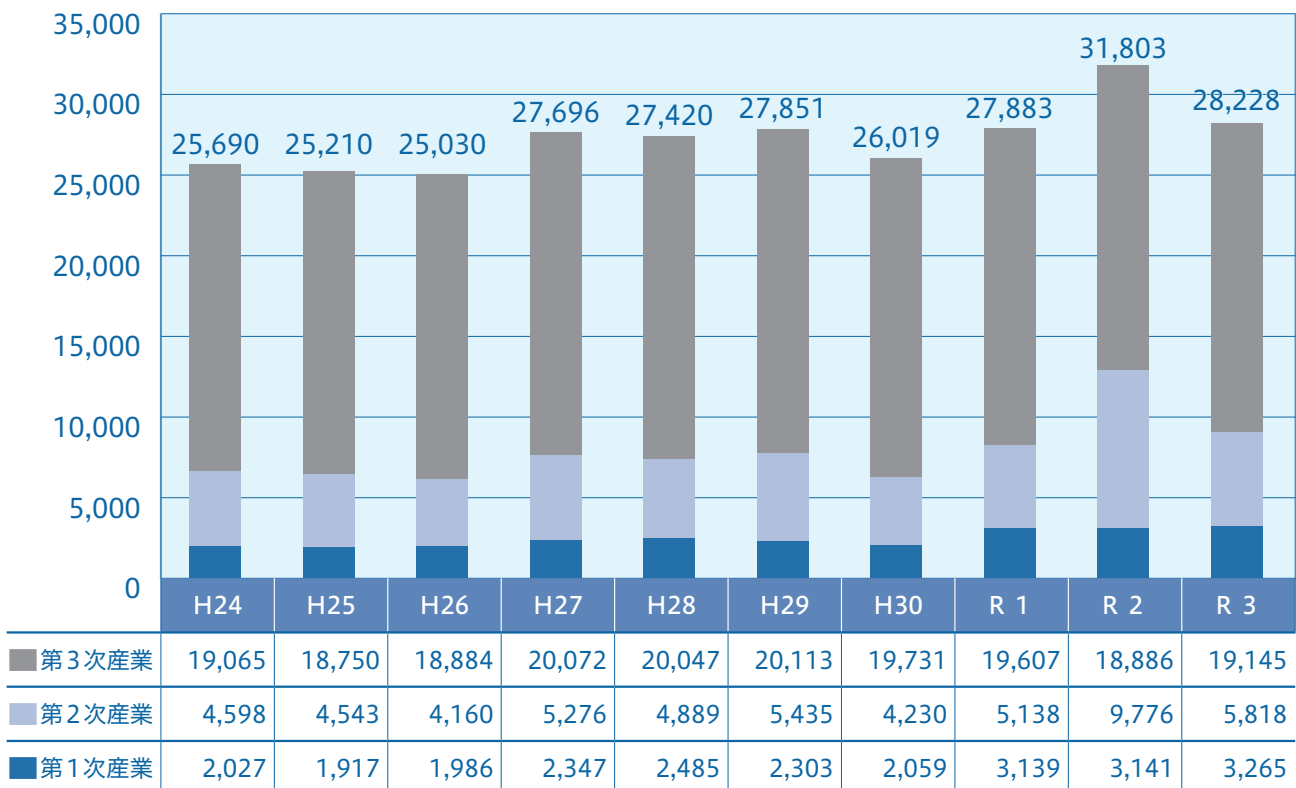
産業別総生産額の推移

(単位：百万円、%)

区分	総生産額	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比
H24	25,690	2,027	7.9%	4,598	17.9%	19,065	74.2%
H25	25,210	1,917	7.6%	4,543	18.0%	18,750	74.4%
H26	25,030	1,986	7.9%	4,160	16.6%	18,884	75.4%
H27	27,696	2,347	8.5%	5,276	19.0%	20,072	72.5%
H28	27,420	2,485	9.1%	4,889	17.8%	20,047	73.1%
H29	27,851	2,303	8.3%	5,435	19.5%	20,113	72.2%
H30	26,019	2,059	7.9%	4,230	16.3%	19,731	75.8%
R 1	27,883	3,139	11.3%	5,138	18.4%	19,607	70.3%
R 2	31,803	3,141	9.9%	9,776	30.7%	18,886	59.4%
R 3	28,228	3,265	11.6%	5,818	20.6%	19,145	67.8%

資料：市町村民経済計算

■総生産額推移

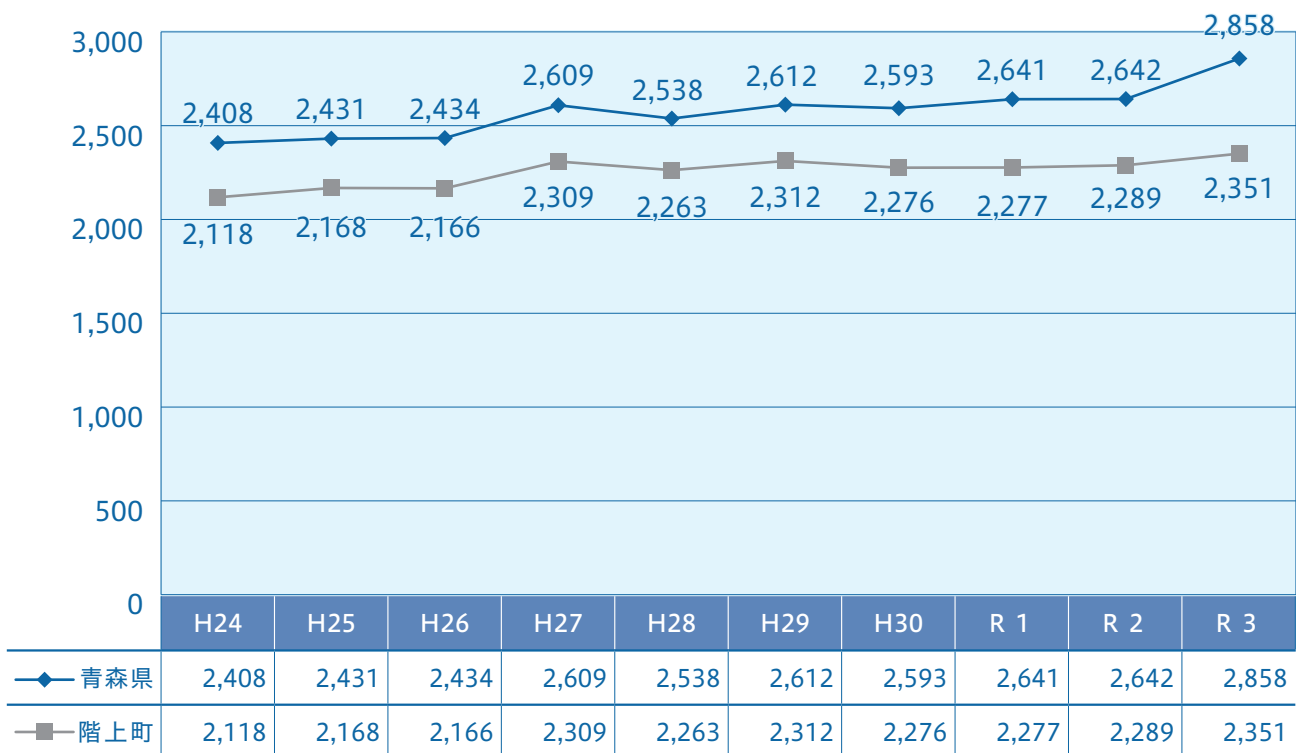


市町村民所得の推移

区分	総人口	就業率	就業人口（市町村民ベース）（人）				1人当たりの所得（千円、%）		
			総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	青森県	階上町	対県比率
H24	14,272	48.3%	6,895	668	2,086	4,141	2,408	2,118	88.0%
H25	14,381	48.0%	6,901	649	2,093	4,159	2,431	2,168	89.2%
H26	14,098	49.0%	6,909	629	2,103	4,177	2,434	2,166	89.0%
H27	14,025	49.3%	6,918	616	2,111	4,191	2,609	2,309	88.5%
H28	13,896	49.5%	6,879	609	2,088	4,182	2,538	2,263	89.2%
H29	13,752	49.8%	6,845	604	2,063	4,178	2,612	2,312	88.5%
H30	13,625	50.0%	6,807	599	2,039	4,169	2,593	2,276	87.8%
R 1	13,423	50.4%	6,761	591	2,011	4,159	2,641	2,277	86.2%
R 2	13,495	49.9%	6,728	586	1,983	4,159	2,642	2,289	86.6%
R 3	13,295	50.3%	6,694	577	1,955	4,162	2,858	2,351	82.3%

資料：市町村民経済計算

■1人当たりの所得推移



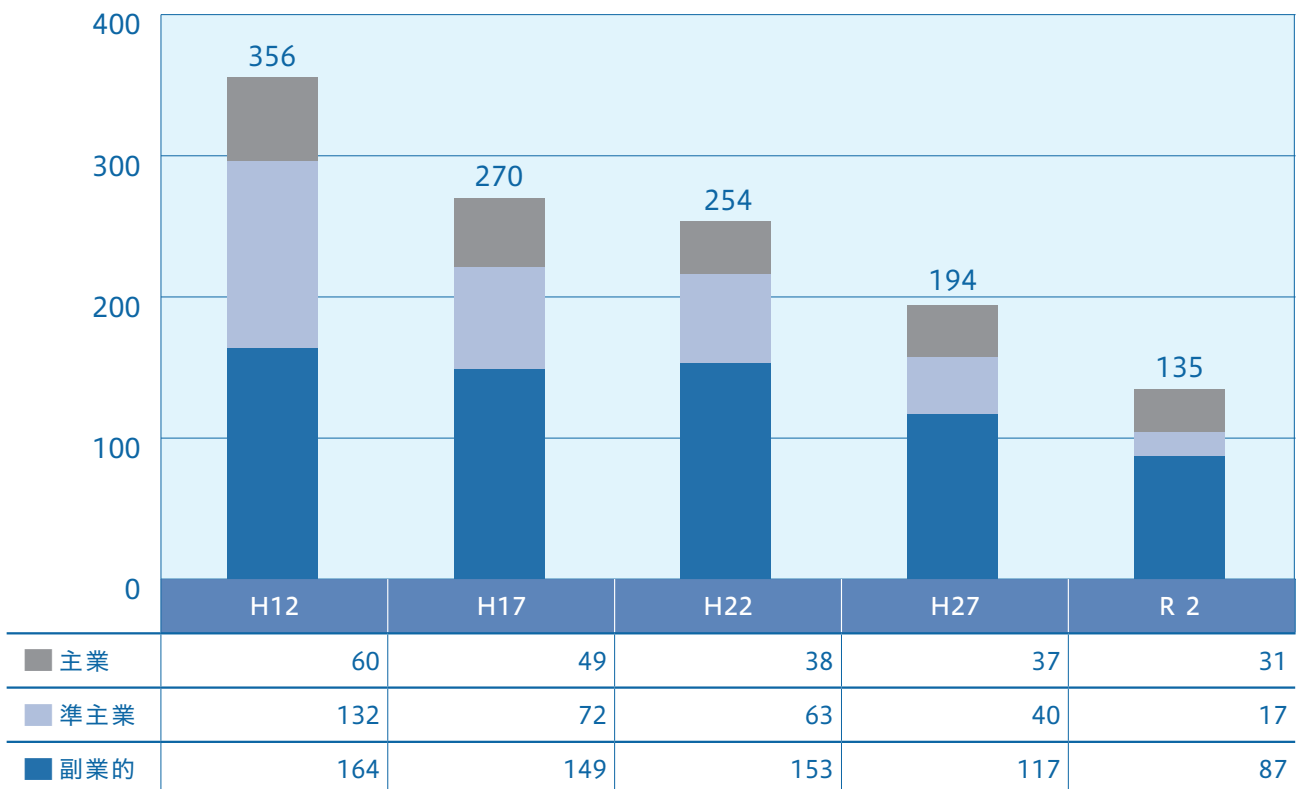
主副業別個人経営体の推移

(単位：戸)

区分	個人経営体			
	総数	主業	準主業	副業的
H12	356	60	132	164
H17	270	49	72	149
H22	254	38	63	153
H27	194	37	40	117
R 2	135	31	17	87

資料：農林業センサス

■ 農家数の推移



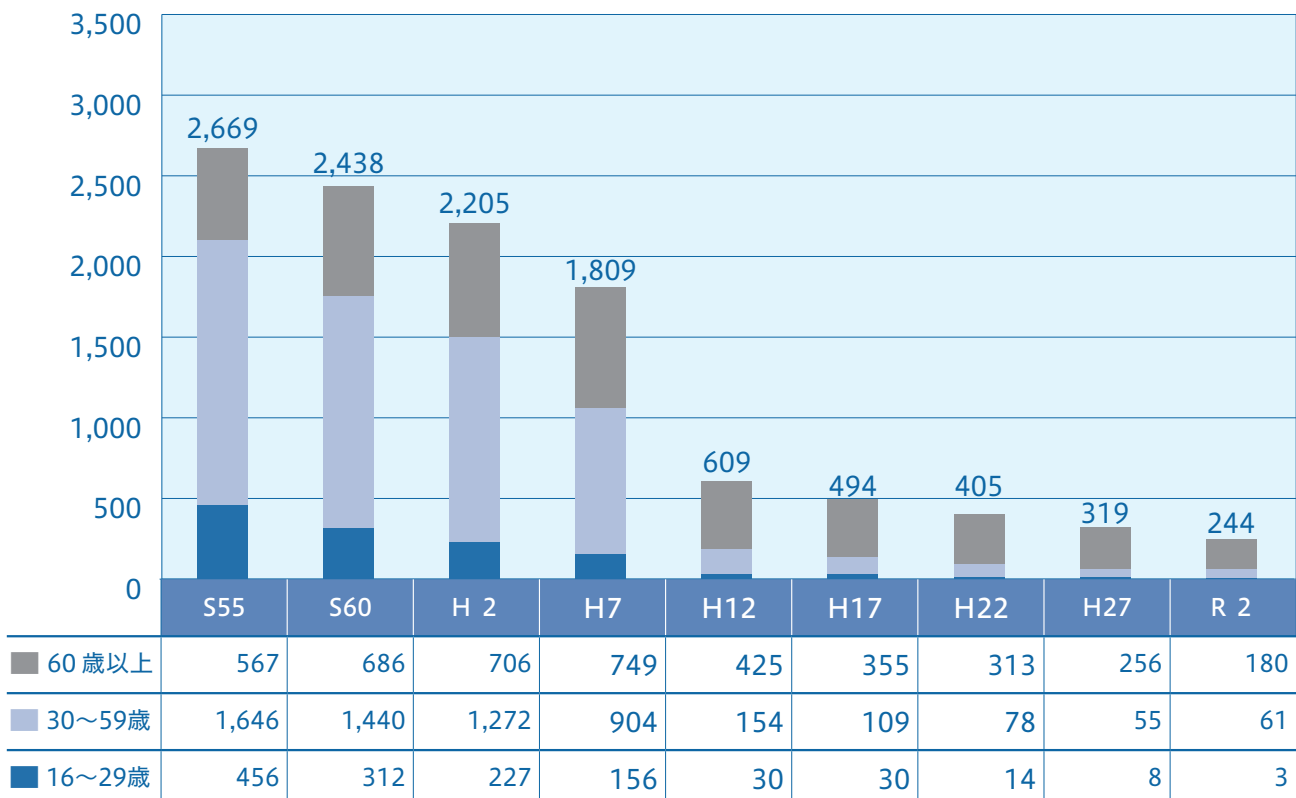
年齢階層別就農状況

(単位：人)

区分	総数	16～29歳 (H7以降は15～29歳)			30～59歳			60歳以上			計	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
S35	4,098	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,868	2,230
S40	2,799	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,013	1,786
S45	3,165	267	300	567	948	1,109	2,057	286	255	541	1,501	1,664
S50	2,853	256	259	515	793	1,033	1,826	256	256	512	1,305	1,548
S55	2,669	229	227	456	743	903	1,646	284	283	567	1,256	1,413
S60	2,438	161	151	312	653	787	1,440	332	354	686	1,146	1,292
H 2	2,205	121	106	227	627	645	1,272	353	353	706	1,101	1,104
H 7	1,809	95	61	156	479	425	904	353	396	749	927	882
H12	609	19	11	30	47	107	154	184	241	425	250	359
H17	494	22	8	30	37	72	109	147	208	355	206	288
H22	405	6	8	14	29	49	78	137	176	313	172	233
H27	319	5	3	8	22	33	55	120	136	256	147	172
R 2	244	1	2	3	39	22	61	100	80	180	140	104

資料：農林業センサス

■年齢階層別就農状況



家畜飼育戸数と頭羽数

(単位：戸、頭、羽)

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
H26	8	259	10	427	5	21,383	6	1,312,600
H27	8	247	10	495	5	20,503	6	1,526,200
H28	8	250	9	493	5	21,959	6	1,288,500
H29	5	155	9	444	5	22,616	6	1,267,100
H30	6	182	9	433	5	21,724	6	1,497,410
R 1	6	184	9	409	5	20,602	6	1,377,782
R 2	5	165	10	416	5	24,094	6	1,457,033
R 3	5	179	10	413	5	25,186	6	1,480,130
R 4	5	185	10	362	5	23,608	6	1,379,940
R 5	5	186	10	358	5	17,884	6	1,542,100

資料：家畜頭羽数調査

■家畜戸数の推移



民有林の状況

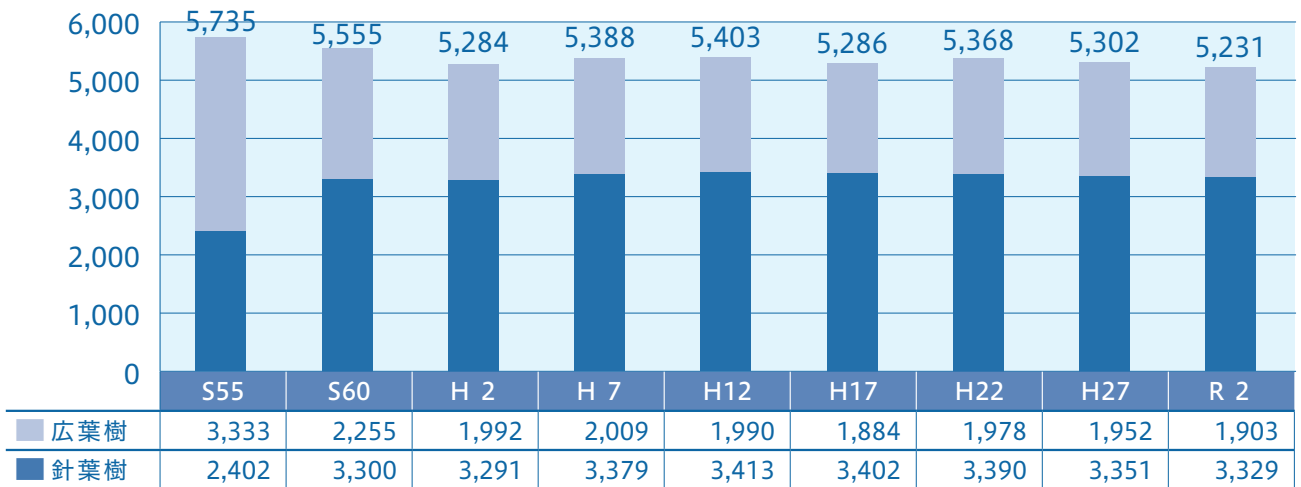
(単位：面積ha、蓄積1,000m³)

区分		総数	立木地									無立木地		
			総数			人工林			天然林			総数	伐採跡地	未立木地
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広			
S55	面積	5,974	5,735	2,402	3,333	2,187	2,186	1	3,548	216	3,332	239	51	188
	蓄積	344	344	141	203	113	113	0	231	28	203	0	0	0
S60	面積	5,735	5,555	3,300	2,255	3,003	3,003	0	2,552	297	2,255	180	169	11
	蓄積	342	342	198	144	171	171	0	171	27	144	0	0	0
H 2	面積	5,557	5,283	3,291	1,992	3,007	3,005	2	2,276	286	1,990	274	187	87
	蓄積	440	440	290	150	258	258	0	182	32	150	0	0	0
H 7	面積	5,518	5,388	3,379	2,009	3,108	3,102	6	2,280	277	2,003	130	36	94
	蓄積	541	541	398	143	363	363	0	178	35	143	0	0	0
H12	面積	5,443	5,403	3,413	1,990	3,187	3,139	48	2,216	274	1,942	40	13	27
	蓄積	744	744	565	179	519	519	0	225	46	179	0	0	0
H17	面積	5,402	5,286	3,402	1,884	3,196	3,126	70	2,090	276	1,814	116	100	17
	蓄積	843	843	654	189	604	603	1	239	51	188	0	0	0
H22	面積	5,379	5,368	3,390	1,978	3,197	3,122	75	2,171	268	1,903	11	4	7
	蓄積	950	950	739	211	690	688	2	260	51	209	0	0	0
H27	面積	5,366	5,302	3,351	1,952	3,178	3,086	91	2,125	264	1,860	64	56	8
	蓄積	1,029	1,029	804	225	754	750	4	275	53	222	0	0	0
R 2	面積	5,338	5,231	3,329	1,903	3,165	3,072	92	2,067	256	1,810	107	102	5
	蓄積	1,096	1,096	865	231	816	810	6	280	54	225	0	0	0

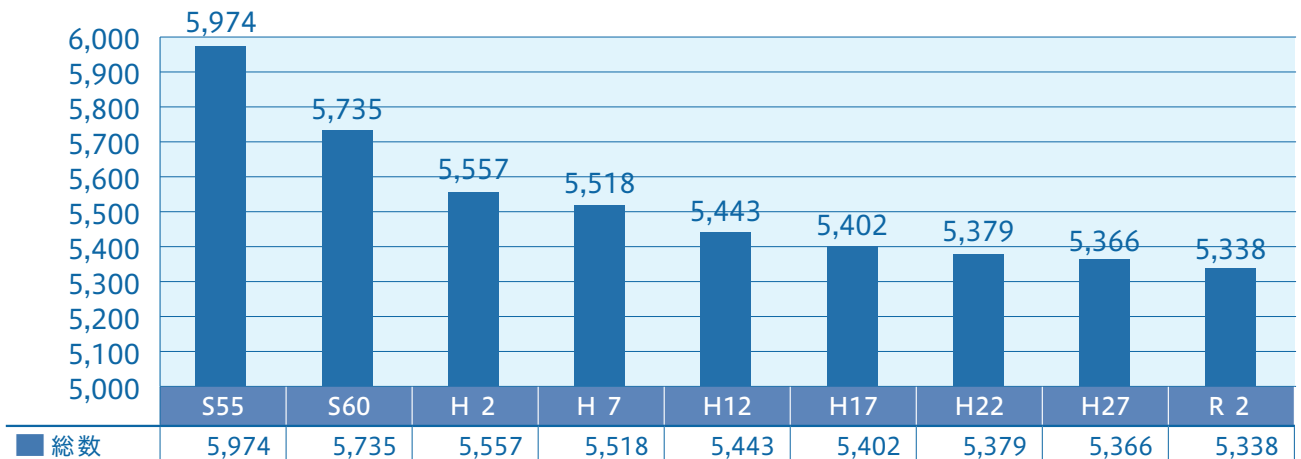
資料：青森県森林資源統計書

※単位未満を四捨五入する関係で、それらの合計と内訳が一致しないものがあります。

針・広葉樹の推移



民有林面積の推移



所有形態別森林面積

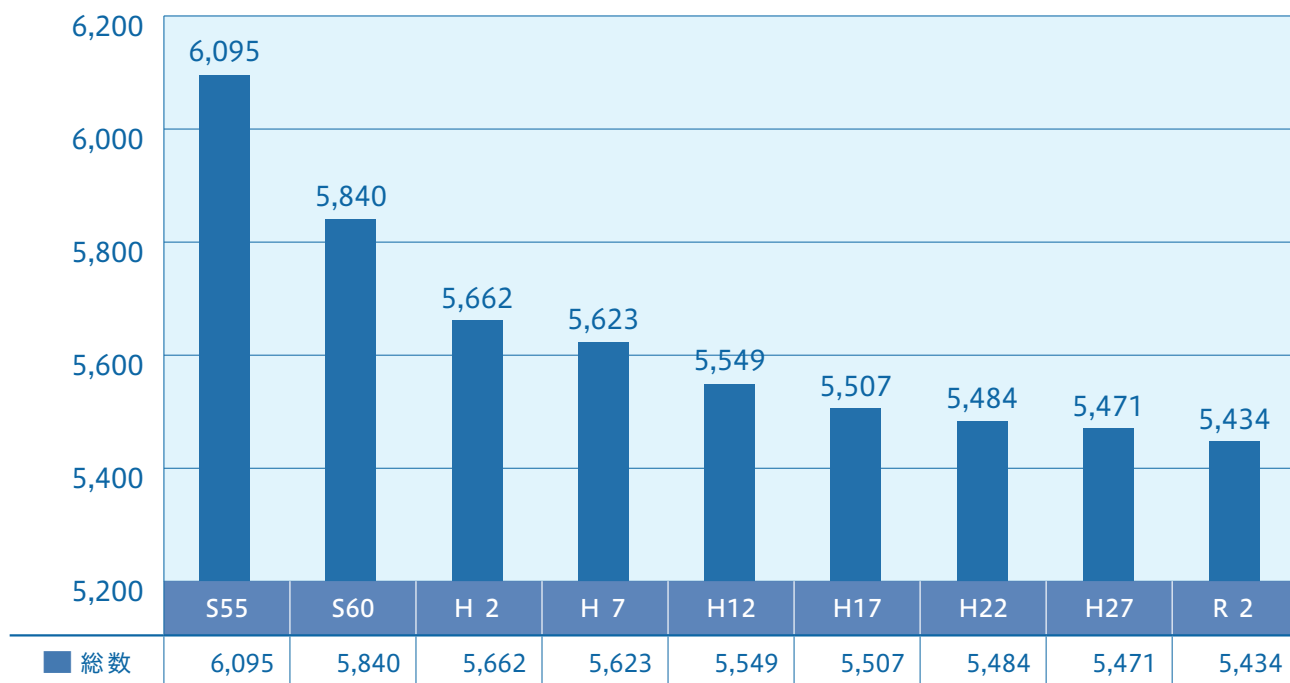
(単位：ha)

年	森林 総数	公・民有林											官行 造林	国有林
		公・民 有林 総数	公 有 林				民 有 林							
			総数	県有林	町有林	区有林	総数	公社 造林	公団 造林	会社 有林	その他 法人有林	個人 有林		
S55	6,095	5,974	251	0	19	232	5,723	372	114	84	0	5,153	121	0
S60	5,840	5,735	219	0	29	190	5,516	1,085	113	157	5	4,156	105	0
H 2	5,662	5,557	212	0	22	190	5,345	1,065	117	169	5	3,989	105	0
H 7	5,623	5,518	244	0	21	223	5,274	1,098	108	211	5	3,852	105	0
H12	5,549	5,443	245	0	21	223	5,199	1,110	108	190	10	3,780	105	0
H17	5,507	5,402	245	0	21	223	5,158	1,119	108	131	10	3,789	105	0
H22	5,484	5,379	250	1	25	223	5,129	1,127	108	142	8	3,745	105	0
H27	5,471	5,366	263	1	40	222	5,103	1,122	108	174	8	3,692	105	0
R 2	5,434	5,338	263	1	40	222	5,076	1,118	117	186	8	3,647	96	0

資料：青森県森林資源統計書

※単位未満を四捨五入する関係で、それらの合計と内訳が一致しないものがあります。

■森林面積の推移



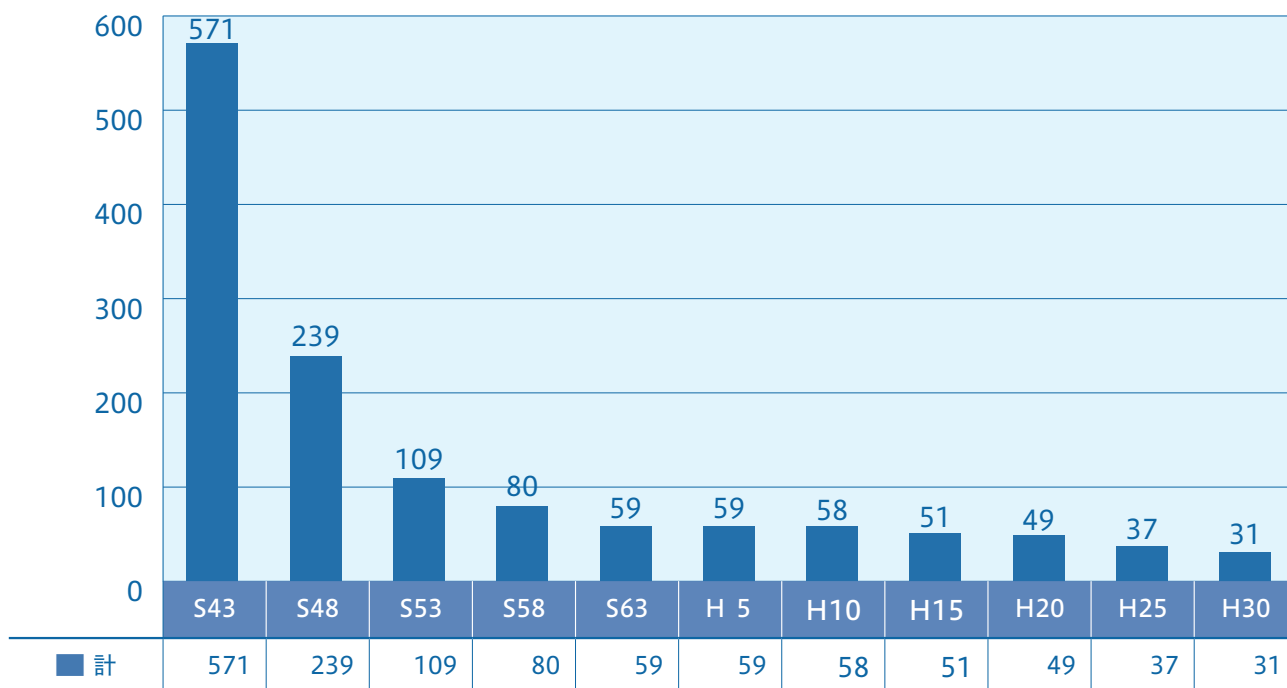
経営組織別漁業経営体数

(単位：経営体)

年	計	個人 経営体	団体経営体					
			小計	会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	共同経営	その他
S43	571	570	1	0	1	0	0	0
S48	239	234	5	0	0	5	0	0
S53	109	109	0	0	0	0	0	0
S58	80	79	1	0	0	0	0	1
S63	59	58	1	0	0	0	0	1
H 5	59	58	1	0	0	0	0	1
H10	58	57	1	0	0	0	0	1
H15	51	50	1	0	0	0	0	1
H20	49	47	2	1	0	0	0	1
H25	37	35	2	1	0	0	0	1
H30	31	27	4	1	0	0	3	0

資料：漁業センサス

■漁業経営数推移



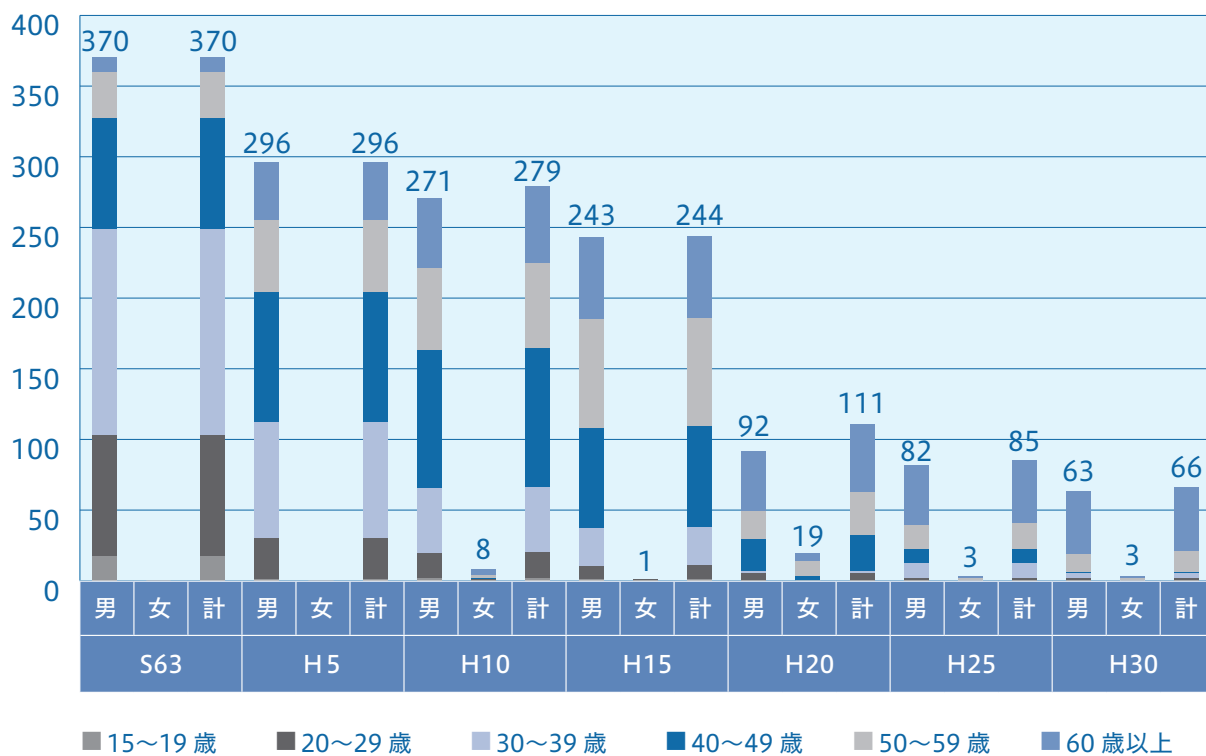
年齢別漁業就業者数

(単位：人)

年齢区分	S63			H5			H10			H15			H20			H25			H30		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
15～19歳	17	0	17	1	0	1	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	86	0	86	29	0	29	17	1	18	9	1	10	5	0	5	2	0	2	2	0	2
30～39歳	146	0	146	82	0	82	46	0	46	27	0	27	2	0	2	10	0	10	3	0	3
40～49歳	78	0	78	92	0	92	98	1	99	71	0	71	22	3	25	10	0	10	1	0	1
50～59歳	33	0	33	51	0	51	58	2	60	77	0	77	20	11	31	17	2	19	13	2	15
60歳以上	10	0	10	41	0	41	50	4	54	58	0	58	43	5	48	43	1	44	44	1	45
計	370	0	370	296	0	296	271	8	279	243	1	244	92	19	111	82	3	85	63	3	66

資料：漁業センサス

■年齢別漁業就業者数



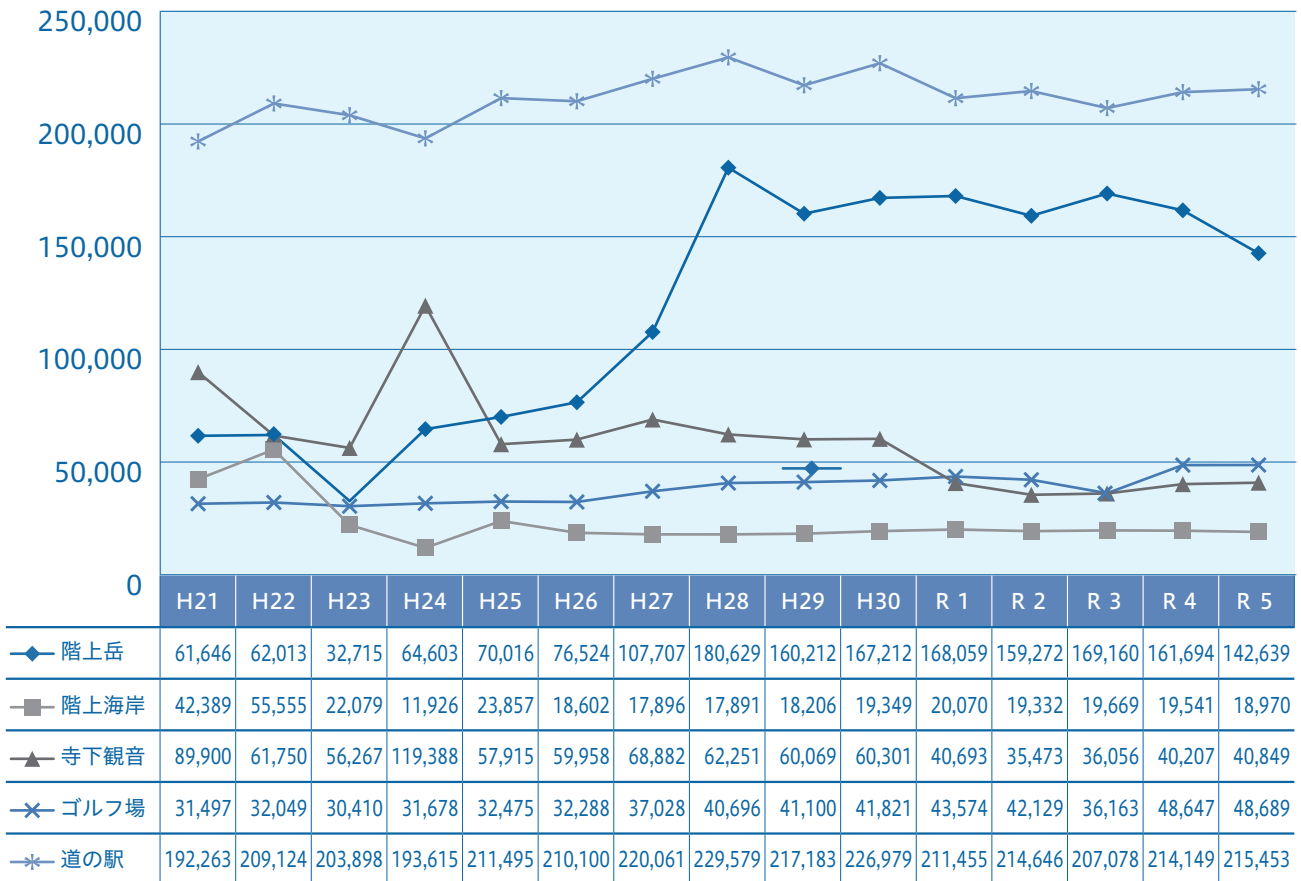
観光地別観光客入込数

(単位：人)

区 分	階上岳	階上海岸	寺下観音	ゴルフ場	道の駅	合計
H21	61,646	42,389	89,900	31,497	192,263	417,695
H22	62,013	55,555	61,750	32,049	209,124	420,491
H23	32,715	22,079	56,267	30,410	203,898	345,369
H24	64,603	11,926	119,388	31,678	193,615	421,210
H25	70,016	23,857	57,915	32,475	211,495	395,758
H26	76,524	18,602	59,958	32,288	210,100	397,472
H27	107,707	17,896	68,882	37,028	220,061	451,574
H28	180,629	17,891	62,251	40,696	229,579	531,046
H29	160,212	18,206	60,069	41,100	217,183	496,770
H30	167,212	19,349	60,301	41,821	226,979	515,662
R 1	168,059	20,070	40,693	43,574	211,455	483,851
R 2	159,272	19,332	35,473	42,129	214,646	470,852
R 3	169,160	19,669	36,056	36,163	207,078	468,126
R 4	161,694	19,541	40,207	48,647	214,149	484,238
R 5	142,639	18,970	40,849	48,689	215,453	466,600

産業振興課集計

観光地別観光客入込数推計



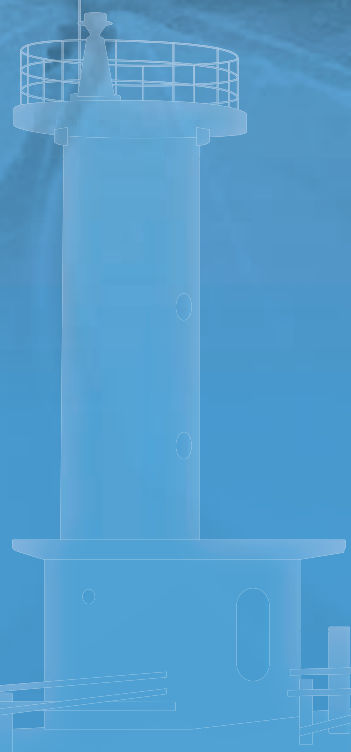
財政状況の比較(県内町村平均との比較)

区分	H21		H26		R 1		R 2		R 3		R 4	
	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均	階上町	県内町村平均
歳入	歳入総額	6,190,812	6,645,413	6,252,661	5,895,082	6,711,979	7,960,171	8,288,949	6,635,577	7,466,818	6,496,371	7,572,961
	自主財源	1,726,312	1,755,378	1,980,308	1,823,279	1,978,568	1,553,108	2,055,881	1,392,102	1,993,484	1,427,318	2,203,994
	うち町税	1,042,995	1,089,349	1,089,010	1,169,231	1,181,952	1,170,670	1,170,075	1,134,619	1,191,780	1,142,120	1,214,686
	依存財源	4,464,500	4,890,035	4,272,353	4,071,803	4,733,411	6,407,063	6,233,068	5,243,475	5,473,334	5,069,053	5,368,967
	うち地方交付税	2,204,432	2,607,397	2,049,328	2,260,539	2,518,054	2,320,694	2,599,500	2,593,838	2,846,665	2,588,106	2,833,534
歳出	うち町債	698,900	649,526	451,200	260,900	638,544	482,800	767,079	360,700	499,189	260,800	490,155
	歳出総額	5,903,009	6,473,294	5,958,784	5,527,925	6,508,241	7,718,821	8,036,330	6,343,471	7,176,867	6,191,635	7,287,153
	義務的経費	2,542,106	2,482,361	2,554,132	2,471,711	2,349,094	2,700,747	2,411,111	3,021,694	2,619,254	2,760,863	2,549,970
	投資的経費	1,047,047	1,168,380	815,520	419,873	1,046,190	1,073,457	1,193,784	460,222	895,475	515,396	940,979
	その他の経費	2,313,856	2,822,553	2,589,132	2,436,780	3,112,957	3,944,617	4,431,434	2,861,555	3,662,138	2,915,376	3,796,203
実質収支	歳入歳出差引	287,803	172,119	293,877	367,157	203,738	241,350	252,620	292,106	289,951	304,736	285,809
	実質収支	263,227	124,524	186,618	337,434	161,892	238,307	215,999	282,925	248,910	303,015	251,312
	積立基金現在高	1,276,179	1,636,819	2,128,664	2,082,640	3,047,633	2,442,979	3,107,388	2,959,752	3,504,476	3,373,479	3,660,824
	地方債現在高	9,192,358	7,439,609	7,583,368	5,951,216	6,484,312	5,714,773	6,602,336	5,366,344	6,439,310	4,975,723	6,244,657
	標準財政規模	3,645,865	3,920,178	3,722,850	3,732,158	3,841,380	3,844,791	3,935,582	4,094,242	4,163,068	3,999,746	4,073,488
財政指標等	実質収支比率	7.2	3.2	5.0	9.0	4.2	6.2	5.5	6.9	6.0	7.6	6.2
	財政力指数	0.357	0.343	0.318	0.4	0.348	0.4	0.348	0.4	0.341	0.4	0.335
	経常収支比率	91.1	90.4	93.2	94.8	90.7	91.3	90.1	85.1	85.1	87.8	88.2
	公債費負担比率	23.1	18.0	18.9	17.5	17.4	16.0	16.7	15.6	15.5	14.0	16.2
	健全化計画	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化計画	実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	連結赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実質公債費比率	17.1	17.3	13.1	11.4	10.1	11.3	9.7	11.2	9.2	10.9	9.0
将来負担比率	将来負担比率	137.1	142.7	82.0	43.0	41.4	25.4	38.3	2.5	25.8	0.0	23.1

普通会計決算額の推移

区分	H21			H26			R 1			R 2			R 3			R 4		
	決算額	H16 比		決算額	前年比		決算額	前年比		決算額	前年比		決算額	前年比		決算額	前年比	
		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率
歳入	歳入総額	6,190,812	51,310	0.8	6,252,661	▲ 7.6	5,895,082	185,323	▲ 4.8	7,960,171	2,065,089	35.0	6,635,577	▲ 1,324,594	▲ 16.6	6,496,371	▲ 139,206	▲ 2.1
	自主財源	1,726,312	367,123	27.0	1,980,308	▲ 7.7	1,823,279	108,220	1.2	1,553,108	▲ 270,171	▲ 14.8	1,392,102	▲ 161,006	▲ 10.4	1,427,318	35,216	2.5
	うち町税	1,042,995	164,256	18.7	1,089,010	30,921	1,169,231	19,237	2.7	1,170,670	1,439	0.1	1,134,619	▲ 36,051	▲ 3.1	1,142,120	7,501	0.7
	依存財源	4,464,500	▲ 315,813	▲ 6.6	4,272,353	▲ 10.7	4,071,803	77,103	▲ 7.3	6,407,063	2,335,260	57.4	5,243,475	▲ 1,163,588	▲ 18.2	5,069,053	▲ 174,422	▲ 3.3
	うち地方交付税	2,204,432	130,596	6.3	2,049,328	▲ 397,173	2,260,539	▲ 38,571	▲ 1.8	2,320,694	60,155	2.7	2,593,838	273,144	11.8	2,588,106	▲ 5,732	▲ 0.2
	うち町債	698,900	▲ 960,800	▲ 57.9	451,200	38,200	260,900	6,300	▲ 41.1	482,800	221,900	85.1	360,700	▲ 122,100	▲ 25.3	260,800	▲ 99,900	▲ 27.7
	歳出総額	5,903,009	▲ 27,655	▲ 0.5	5,958,784	▲ 614,757	5,527,925	162,873	▲ 6.0	7,718,821	2,190,896	39.6	6,343,471	▲ 1,375,350	▲ 17.8	6,191,635	▲ 151,836	▲ 2.4
	義務的経費	2,542,106	254,816	11.1	2,554,132	▲ 57,164	2,671,272	86,933	2.4	2,700,747	29,475	1.1	3,021,694	320,947	11.9	2,760,863	▲ 260,831	▲ 8.6
	投資的経費	1,047,047	▲ 60,733	▲ 5.5	815,520	▲ 211,772	419,873	49,384	▲ 49.7	1,073,457	653,584	155.7	460,222	▲ 613,235	▲ 57.1	515,396	55,174	12.0
	その他の経費	2,313,856	▲ 221,738	▲ 8.7	2,589,132	▲ 345,821	2,436,780	26,556	▲ 0.0	3,944,617	1,507,837	61.9	2,861,555	▲ 1,083,062	▲ 27.5	2,915,376	53,821	1.9
歳出	歳入歳出差引	287,803			293,877		367,157			241,350			292,106			304,736		
	実質収支	263,227			186,618		337,434			238,307			282,925			303,015		
	積立基金現在高	1,276,179	▲ 128,946	▲ 9.2	2,128,664	▲ 165,120	2,082,640	14,458	3.2	2,442,979	360,339	17.3	2,959,752	516,773	21.2	3,373,479	413,727	14.0
	地方債現在高	9,192,358	▲ 1,014,477	▲ 9.9	7,583,368	▲ 285,376	5,951,216	▲ 470,842	▲ 13.3	5,714,773	▲ 236,443	▲ 4.0	5,366,344	▲ 348,429	▲ 6.1	4,975,723	▲ 390,621	▲ 7.3
	標準財政規模	3,645,865	483,262	15.3	3,722,850	▲ 18,425	3,732,158	▲ 22,187	▲ 0.5	3,844,791	112,633	3.0	4,094,242	249,451	6.5	3,999,746	▲ 94,496	▲ 2.3
	臨時財政対策債発行可能額	275,361	▲ 21,533	▲ 7.3	217,736	▲ 10,415	133,745	▲ 39,997	▲ 22.8	132,803	▲ 942	▲ 0.7	175,612	42,809	32.2	49,333	▲ 126,279	▲ 71.9
	実質収支比率	7.2			5.0		9.0			6.2			6.9			7.6		
	財政力指数	0.357	0.038		0.318	0.004	0.364	0.008	4.6	0.370	0.006	1.6	0.363	▲ 0.007	▲ 1.9	0.356	▲ 0.007	▲ 1.9
	経常収支比率	91.1	1.8		93.2	▲ 2.0	94.8	2.3	3.2	91.3	▲ 3.5	▲ 3.7	85.1	▲ 6.2	▲ 6.8	87.8	2.7	3.2
	公債費負担比率	23.1	3.6		18.9	▲ 2.0	17.5	0.3		16.0	▲ 1.5		15.6	▲ 0.4		14.0	▲ 1.6	
財政指標等	健全化比率	-			-		-			-			-			-		
	連結赤字比率	-			-		-			-			-			-		
	実質公債費比率	17.1			13.1	▲ 0.8	11.4	0.3		11.3	▲ 0.1		11.2	▲ 0.1		10.9	▲ 0.3	
	将来負担比率	137.1			82.0	▲ 6.4	43.0	▲ 10.6		25.4	▲ 17.6		2.5	▲ 22.9		0.0	▲ 2.5	

まちづくり 地区計画編



地区キャッチフレーズ あいさつと笑顔で心和む石鉢

地区データ

- 人口 1,503 人／世帯数 658 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：石鉢小学校

古くから地域を支えてきた住民と新興住宅の住民とが混在する地域で、地区住民のコミュニケーションづくりにも取り組んでいます。



まちづくりの基本方針

1. 住み良い住環境の整備

地域のもつ特性を生かし生活環境と自然的景観保全を図りながら、生活に密着した道路排水路等の環境整備やきれいで住み心地の良い住環境の整備と様々な住民支援体制を整え、幼児から高齢者弱者が安心して暮らせる「住み良い住環境」の形成に努めます。

☆道路・公園・ごみ環境の整備、ペットマナーの確立、防災環境の整備など

2. 健康で元気なまちづくり

働き盛りの勤労世帯や様々な就労経験者の世帯が多いものの、少子高齢化が急速に進行しています。元気な生活の源である健康は、「健康は自分で維持し予防する」を基本に、運動習慣の確立と心と体の健康づくりのために、地域全体で子どもから高齢者の世代間交流を積極的に進めるとともに、組織体制づくりを進め、「健康で元気なまちづくり」に努めます。

☆健康づくりのための世代間交流、石鉢ふれあい交流館活動、高齢者支援、子育て支援など

3. 仲良く暮らせるまちづくり

古くから産業と文化を支えてきた住民と新興住宅地の住民とが混在する地域です。地域の宝である子どもたちと、これまで支えてきた私たちがともに支えあい、新たな地域交流の開発と、協働を含めた地域活動の活性化に努力していく事がまちづくりの大きなポイントです。このため学区内の地域間交流と地域活動を積極的に推進しながら「仲良く暮らせるまちづくり」に努めます。

☆世代間交流事業、公園・広場の活用、行政区加入促進、ボランティアの人材育成など

地区キャッチフレーズ 階上町の玄関口 学生もお年寄りも住み良い地域に

地区データ

- 人口 1,853 人／世帯数 1,095 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：石鉢小学校

町の玄関口に位置し、学生アパートやグループホームが多く、他地区に比べ一人暮らし世帯が多いのが特徴です。



まちづくり重点目標

最重点目標「町内会加入率50%をめざそう!!」

まちづくりの基本方針

1. コミュニティ

“困った時には、遠くの親戚より近くの他人が力になる”コミュニティづくりに努めます。

☆町内会加入促進、近所づきあい、参加しやすい体制づくりなど

2. 環境

ひとりひとりがマナーを守り、美しい環境（地域）づくりに努めます。

☆ごみ問題、街灯・防犯灯・防災無線、草刈り・枝払い・除雪の問題、犬・猫の問題など

3. 教育

“安全安心な地域をつくろう!”地域での見守りに努めます。

☆横断歩道の設置、カーブミラーの整備など

4. 福祉

高齢者との交流を深めていくことに努めます。

☆介護施設と交流・連携しての老後の相談・勉強会等の開催など

5. 道路建設等

快適で安心安全な生活を送るため、道路整備に努めます。

☆道路・側溝の整備など

地区キャッチフレーズ 美しい姿で未来に残そう我が地域

地区データ

- 人口 1,598 人／世帯数 746 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：石鉢小学校

住民の多くが他地区からの転居者で占められ、八戸市のベッドタウン化が進んでいる地区です。



まちづくりの基本方針

1. 道路・建設等

生活に密着した道路及び側溝などの整備促進を図り、通行に支障を来している立木の枝払いを行うなど、安心して安全に利用できる環境整備に努めます。

☆道路や側溝整備、下水道整備、枝払い、カーブミラーの設置など

2. 健康・福祉

自分の健康は自分で管理するということを基本とし、地区全体で子どもや高齢者などへ十分な配慮をし、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆ウォーキング促進、ラジオ体操実施、食生活改善等の講習会実施、地域のたまり場の継続など

3. 環境

平成21年度供用開始された下水道事業について、全戸の使用可能となれるよう整備促進を図ります。また、ごみ出しや動物のフンの後始末について各自のマナーアップの向上を図る運動を展開します。

☆ごみ出しマナーの向上、ペットの飼い主責任の徹底、下水道等の整備、環境美化活動など

4. 教育・文化

地域活動のきっかけとして、地域内の人々の交流を図る事業を中心としながら、世代を越えて地域住民の「顔」を知る取組を進め、地区の伝統となるような機会づくりに努めます。

☆ふれあい夕市の開催、あいさつ道路の継続、子どもと地域住民との交流など

5. 安全・安心

「平成23年3月11日を忘れない!」を合言葉に、日頃から、災害時の適切な対応を目的に自主防災組織が発足され、地域住民が協力し合い被害を最小限に食い止めるよう努めます。また、災害弱者が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、安全対策の充実を図ります。

☆防災に対する心構えの啓発、避難訓練及びAEDの講習会の実施、街灯の増設など

地区キャッチフレーズ 野鳥のさえずり かたくりの彩り 守り続けよう 人のやさしさ

地区データ

●人口 209 人／世帯数 98 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

●小学校区：階上小学校

少子高齢化が顕著ですが、恵まれた自然環境の中で、人と人とのつながりを大切にしています。



まちづくりの基本方針

1. 道路建設

生活道路の整備促進を図りながら、快適で、安全な道路環境の整備に協働で取り組みます。

☆道路舗装整備、カーブミラーの設置、側溝清掃など

2. 健康福祉

階上町内の長寿地区ナンバーワンを目指して、地区住民の健康づくりを推進し、各家庭から笑い声が聞こえる地区づくりを目指します。

☆総合健診の見直し、地区交流の推進、声かけ・あいさつ運動の推進など

3. 環境

地区で、環境美化活動を積極的に推進し、誰もが住みたくなる環境づくりに努めます。

☆クリーンアップ、花植え、道路法面の雑木伐採、犬を飼う方へのマナー呼びかけなど

4. 教育・文化

人と人とのつながりを大切にしながら、地区の後継者を育成し、地区コミュニティの活性化を図ることを目指します。

☆世代間交流の促進、地区後継者の育成、大日神社の保存・継承、えんぶりの伝承など

5. 安全・安心

地区内で協力し合い、防災と防犯に対して、安全で安心して暮らせる地区づくりを目指します。

☆避難場所の把握、防災訓練の実施、防犯パトロールの実施など

地区キャッチフレーズ 未来に残せる里 緑豊かな環境づくり

地区データ

- 人口 375 人／世帯数 175 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区: 赤保内小学校(旧金山沢小学校)

河川公園を中心に恵まれた自然環境の中、地域住民の協力体制がしっかりしており、様々な活動に取り組んでいます。



まちづくりの基本方針

1. 生活環境

地域がもつ豊かな自然環境と景観を保全しながら、道路等の整備や、環境づくりに努めます。

☆快適な道路環境の整備、合併浄化槽の整備促進、クリーンアップデーの推進、ごみ不法投棄の処理、花植え運動など

2. 防災

一人ひとりが防災意識をもち、地域の協力体制を構築し、自主防災に強い明るい地域社会の形成に努めます。

☆自主防災組織の見直し、避難所の周知と避難経路の確認など

3. 交通安全・防犯

地域の宝である子どもたちと地域住民が、声掛けや見守りを行い、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりに努めます。

☆防犯パトロール隊の設置、交通安全看板の設置、危険箇所の調査・マップの作成など

4. 健康・福祉

健康は自分で守り育てるものを基本に、健診受診、運動の継続、食生活の改善に努め、健康長寿を目指します。

☆総合健診・各種健診の受診率の向上、生活習慣病の予防活動、交流活動の推進、緊急連絡先の掲示の推進など

5. 教育・文化

地区の生い立ちなどの歴史文化を大切にし、伝統文化の保全と伝承をしながら地域の活性化に努めます。また、地域の将来を担う子どもたちの健全な育成を図ります。

☆体験学習の実践、伝統芸能の継承、伝統文化の保全活動と伝承など

地区キャッチフレーズ 共生のオアシスたしろ

地区データ

- 人口 154 人／世帯数 77 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：赤保内小学校(旧田代小中学校)

少子高齢化、過疎化が進む中、これまでの自治活動の他にボランティアによる地域づくりに力を入れ、居住空間の快適性を実現しつつ、豊かな自然も保全する努力をしています。



まちづくりの基本方針

1. 便利で環境にやさしいまちづくり

生活道路や農道について、地区においても整備協力します。地区においても草刈作業や清掃作業を行います。

☆道路・交通安全施設の整備、道路の草刈・清掃、生活排水処理施設整備など

2. 助け合いの心でつなぐ、安心安全で健康なまちづくり

少子高齢化に対応したいろいろな健康づくりや福祉関係の活動を実施します。地区一体となった取組による効率化を図っていきます。

☆ほのぼの交流事業、敬老会の開催、絆で長生き体操事業など

3. 伝統と交流を大切にする教育文化のまちづくり

農業体験学習やまちづくり行事、民俗文化や地区の歴史など、子どもと一緒に活動の中で、地区として教育機会の拡大を図っていきます。

☆田代えんぶり・ナニヤドヤラの保存継承、神社・祠等史蹟の管理運営、農村交流事業の実施とIターン定着活動など

4. ゆたかな農林資源を活用する産業振興のまちづくり

農産物の付加価値化や特産物の開発、地産地消の推進など、地区の生活と一体となった農業・農家形態の生産手法を検討していきます。

☆農道や用排水路の管理・補修、ため池の管理と危険防止活動、グリーンツーリズム活動など

5. 自然を大切にし、調和する美しい景観のまちづくり

美しい自然環境は住民全員のかけがえのない財産であり、これらの維持、保全、共生を地区の理念として掲げます。

☆ホテルとどじょうの里づくり活動、せせらぎ公園周辺整備、ごみ捨て防止活動と看板設置など

地区キャッチフレーズ 歴史と文化をはぐくみ緑豊かな里

地区データ

- 人口 135 人／世帯数 63 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：赤保内小学校 (旧登切小学校)

自然環境に恵まれた田園地帯です。俳句会、例大祭、盆踊りなど文化と歴史にあふれた地区です。



まちづくりの基本方針

1. 安全で安心して暮らせるまちづくり

地域のもつ豊かな自然環境と景観保全をしながら、地域住民が健康で安心して生活できるまちづくりに努めます。

☆掲示板の更新、道路整備、地域が一体となった防犯・防火活動への取組など

2. 山や川を大切にし、自然と共生するまちづくり

自然環境に恵まれた立地条件を生かし、ホタルやトンボが飛び交うまちづくりに努めます。

☆ホタル等の貴重な生物が生息できる環境づくり、山番人の選定、あじさいロードの保全管理など

3. 人にやさしいコミュニティのあるまちづくり

少子高齢化、非行の低年齢化、多様化傾向に対応し、地区全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人にやさしいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆青少年健全育成、家庭ごみの分別と減量の推進、ふれあい日帰りバス遠足の実施など

4. 歴史や文化をはぐくむまちづくり

地区の生い立ちなどの歴史文化を生かし、大切にするとともに、今に残る社寺等を保全しながら地域の活性化に努めます。

☆地域の歴史文化散策路整備、寺社等の説明板設置、盆踊会への協力など

5. 農村環境を生かしたまちづくり

緑に囲まれた自然環境を生かし、次世代に誇れる快適な環境のまちづくりのため、保全・整備・継承に努めます。

☆自然環境の保全と農業後継者の育成、遊休農地の有効活用、グリーンツーリズムの推進など

地区キャッチフレーズ 豊かな自然と歴史文化が薫る里

地区データ

- 人口 126 人／世帯数 68 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：赤保内小学校（旧登切小学校）

伝統芸能と文化が受け継がれ、お互いの協力によって支えられてきた、階上岳の麓に位置した緑豊かな地域です。



まちづくりの基本方針

1. 道路・防災環境の整ったまちづくり

自然環境豊かな地域の特性を生かしながら生活環境と自然的景観保全を図りながら、生活に密着した道路水路等の環境整備やきれいで住み心地の良い住環境の整備、様々な弱者支援体制を整え、特に高齢者弱者が安心して暮らせる「住み良い住環境」の形成に努めます。

☆道路整備、学校跡地広場整備、弱者支援体制の確立、自主防災組織体制の強化など

2. 健康で安心して暮らせるまちづくり

地域全体の高齢者や障害のある人たちが、健康で安心して住みやすいまちづくりのため、世代間交流などのコミュニケーションを通じて、楽しみや生きがいを持てるよう支援し、健康増進の普及にも努めます。

☆ごみ対策・生活環境の整備、ペットマナーの確立、健康づくり対策、高齢者支援・過疎対策、花いっぱい運動など

3. 歴史と文化の薫るまちづくり

古くから歴史ある伝統芸能と文化が受け継がれ、お互いの協力によって支えられてきた地域です。少子高齢化時代である今だからこそ、宝である子どもたちと、これまで支えてきたわたしたちがともに支えあい、新たなコミュニティの開発と、協働を含めた地域活動の活性化に努力し継承していく事が大切です。このため学区内の世代間交流と地域活動を積極的に推進しながら「歴史と文化の薫るまちづくり」に努めます。

☆世代間交流事業、ボランティアの人材育成、歴史・文化の伝承、わっせ活用対策など

地区キャッチフレーズ 未来に残そう豊かな自然と伝統文化

地区データ

- 人口 317 人／世帯数 149 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：階上小学校

階上岳登山の玄関口で、自然豊かな地区です。また、国の重要無形民俗文化財指定の「鳥屋部えんぶり」を伝承しています。



まちづくりの基本方針

1. 道路等の整備

生活道路の整備を進め、安全な道路環境に協働で取り組みます。また、水路整備も計画し、豊かな自然環境を後世に残すことを目指します。

☆生活道路の整備、街灯の設置など

2. 健康福祉

健康診断の受診率を高め、病気の予防に努めます。また、高齢者の健康増進を図る場として、児童と高齢者とのふれあいの場として、地区内にある施設等（鳥屋部農村公園、森の交流館、小学校、わらび苑等）を利用し、子どもからお年寄りまで健康で明るく暮らせる地区づくりに取り組みます。

☆総合健診の見直し、ボランティア活動の推進など

3. 環境

環境美化活動を積極的に推進し、誰もが住みたくなる環境づくりに努めます。また、ごみ減量の取組や不法投棄対策を進め、きれいな鳥屋部地区を目指します。

☆環境美化活動、不法投棄看視活動など

4. 教育文化

小学校の行事等を活用しながら、世代間交流や地区内の交流活動を通じて、人づくりを進め、町内会の活性化に努めます。さらに、史跡や観光資源を大切にし、後世に継承していきます。

5. 安全・安心

防犯パトロールを中心に、地区が安全・安心に暮らせる体制づくりを進めます。消防団と協力しながら、自主防災組織を中心として、災害時に対応できるようにして、地区の安全・安心に努めます。

☆避難場所の把握、防犯パトロールの実施と充実など

地区キャッチフレーズ 歴史文化の息づく緑豊かな里づくり

地区データ

- 人口 574 人／世帯数 278 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：赤保内小学校

宅地化によりベッドタウン化が進んでいます。赤保内駒踊り、寺下観音、遺跡、天然記念物などを保存しながら緑豊かな地域づくりに頑張っています。



まちづくりの基本方針

1. 道路・防災・産業

地域のもつ豊かな自然環境と景観保全をしながら、道路水路等の環境整備、防災に強い明るい社会の形成、就労の場や遊休農地の活用に努めます。

☆道路や側溝等整備、地区防災訓練の実施、遊休農地等の活用など

2. 健康・福祉・環境

健康は自分で守り育てるものを基本に、地域全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。また、緑に囲まれた自然環境を生かし、次世代に誇れる快適な環境のまちづくりのため、保全整備継承に努めます。

☆検診普及活動、健康増進普及活動、ボランティアなどの地域活動者募集、高齢者に対する災害・除雪等の応援体制、クリーンアップデーの推進など

3. 文化・教育・地域安全

地区の生い立ちなどの歴史文化を大切にするとともに、今に残る社寺、無形文化財、遺跡等を保全しながら地域の活性化に努めます。また、地域の宝である子どもたちの健全育成を図るとともに、地域安全対策の充実を図ります。

☆伝統文化の保全活動、地域ぐるみによる子育て支援、地域の安全対策の充実など

地区キャッチフレーズ 快適で安全に暮らせるまちづくり

地区データ

- 人口 1,387 人／世帯数 570 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：赤保内小学校

町の中核機能が集約された地区に位置し、年々人口も増加し、町内では比較的若い地区です。



まちづくりの基本方針

1. 保健・健康・福祉

健康は自分で守り育てるものを基本に、地域全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆健診の普及、健康の増進、食生活の改善、声かけ運動・見守り運動の推進、地域の皆ボランティアの推進など

2. 文化・教育

地区の生い立ちなど歴史文化を大切にするとともに、新興住宅との交流を密にし、新たなコミュニティの開発と、中核的機能の確立を図り、自然環境も保全しながら地域の活性化に努めます。また、地域の将来を担う子どもたちの健全育成を図ります。

☆伝統文化の保全活動、地域ぐるみによる子育て支援など

3. 道路整備・生活環境

安全で快適な生活空間を確保するため、既存道路の改善と整備を図ります。地域住民がそれぞれの責任を果たしながら連携を深め、安らぎのある居住環境の整備を図ります。

☆道路整備、雨水処理施設整備、公園・緑地整備、下水道整備、ごみ問題に関する意識の啓発など

4. 防犯・防災・地域安全

地域住民の防火・防災意識を高め、組織体制の強化を図ることにより、安全に暮らせるまちを築きます。関係機関の協力の下に、地域ぐるみで犯罪や事故の未然防止に努めます。交通安全のための施設整備を図り、通勤・通学・買い物等誰もが安全に移動できる交通環境を整備します。

☆自主防災組織の整備、地域の防犯・防災体制の確立、防犯灯の維持管理、交通安全思想の徹底など

地区キャッチフレーズ 創ろう住み良い町に、育てよう協力の和

地区データ

- 人口 1,367 人／世帯数 621 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：赤保内小学校

住民の多くが他地域からの住民で構成された新興住宅地であり、ベッドタウン化が進んでいます。地区住民のコミュニティづくりに取り組んでいます。



まちづくりの基本方針

1. 健康・福祉

働き盛り世帯の多い地区で、若年層が多く、高齢化率は比較的低い地区となっています。「自分の健康は自分で守り予防する」を基本に、地域全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行う体制づくりなど、安全で安心の人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆総合検診受診率の向上、食生活の改善、高齢者・障がい者福祉、児童福祉、ボランティア育成など

2. 教育・文化

新興住宅地で歴史文化の「生い立ち」の浅い町で、新たな文化的コミュニティの開発と、都市的機能の確立も図り、自然環境にも配慮しながら地域の活性化に努めます。また、地域の宝である子どもたちの健全育成を推進し、老若男女の集いなど、社会活動参加型地域による生涯教育の充実を図ります。

☆地域ぐるみによる子育て支援・青少年健全育成支援、世代間交流の充実、文化活動の充実など

3. 環境・防災

地域内の住環境と自然的景観の保全を図りながら、生活に密着した道路や水路等の住環境の整備に努めます。また、東日本大震災を教訓として、高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者が安心して暮らせるよう、地域自主防災の向上による明るい社会の形成に努めます。

☆下水道整備、環境美化の推進、公園環境整備、生活道路整備、自主防災組織体制の確立、地域防災訓練の実施など

4. 安全・安心

人口の増加やコミュニティの変化に伴い、希薄化しつつある地区内の連携意識を高め、防犯及び交通安全対策の充実を図り、子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

☆自主交通・防犯体制の充実、コミュニティ活動による地域交流の活性化など

地区キャッチフレーズ 未来への継承「里地・里山」と「海」深まる絆

地区データ

- 人口 267 人／世帯数 104 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：道仏小学校（旧大蛇小学校）

海と緑の自然環境に恵まれています。虚空蔵様の祭りなどで賑わっていた頃を取り戻せるよう、地域づくりを頑張っています。



まちづくりの基本方針

1. 道路建設

生活に密着した道路や水路等の整備促進を図りながら、立木の伐採を行うなど、安心安全に利用できる環境整備に努めます。

☆道路・側溝等の整備

2. 健康福祉

健康は自分で守り育てるものを基本に、地域全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆総合健診の早期受診、健康づくりの普及、ほのぼのの交流の充実、緊急連絡先の掲示推進など

3. 環境

海と緑に恵まれた自然環境を未来に残すため、美化マナーの向上、不法投棄の根絶に努めます。

☆犬を飼うマナーの呼びかけ、環境美化整備、標識・街路灯の整備、子どもたちの安心できる環境づくりなど

4. 教育・文化

地区の生い立ちなどの歴史文化を大切にするとともに、今に残る神社等を保全しながら、祭りの復活とともに地域の活性化に努めます。

☆お祭りの復活、史跡等の保存・継承、体験学習、世代間交流事業、指導者育成など

5. 安全・安心

高齢者世帯が多いことから、災害弱者が安心して暮らせる地域をつくるとともに、安全対策の充実を図ります。

☆地区防災マニュアルの作成、地区防災訓練の実施など

地区キャッチフレーズ 海と太鼓のこだまする心和む里づくり

地区データ

- 人口 325 人／世帯数 145 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：道仏小学校（旧大蛇小学校）

太平洋を望み昔から漁業の盛んな地域です。少子高齢化が進む中、盆踊りの開催や大蛇海鳴りソーランの制作など住民総参加の地域づくりをしています。



まちづくりの基本方針

1. 道路等整備

地域のもつ豊かな自然環境と景観保全をしながら、快適な道路等の環境整備に努めます。

☆道路の拡幅・改良・舗装など

2. 保健・福祉

地区全体で子どもや高齢者への声かけ、見守りを行うなど、人に優しいふれあいのあるまちづくりに努めます。

☆大蛇ほのぼの友の会(仮称)、一人世帯の応援隊、健康啓もうの実施など

3. 生活・環境

海に面した自然環境を大切にし、住みよい地域を目指し、快適な環境づくりに努めます。

☆ごみ出しマナーアップ、ペットマナーアップ、街灯整備、草刈隊クリーンアップ

4. 文化・教育

地区の生い立ちなどの歴史文化を生かし、大切にするとともに、今に残る社寺等を保全しながら地域の活性化に努めます。また、子どもたちの健全育成を図るとともに、安全対策の充実に努めます。

☆コミュニティバスの有効利用、海浜プール・海岸の整備、世代間ふれあい事業など

5. 農漁村

つくり育てる漁業を推進し、今後一層の漁業の振興に努めます。また、防災意識を高め災害に強い地域の形成に努めます。

☆海守活動、地域でできる津波災害抑止活動など

地区キャッチフレーズ 朝日と潮騒に包まれ思いやりの心と笑顔あふれる地域

地区データ

- 人口 311 人／世帯数 142 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：道仏小学校（旧大蛇小学校）

眼下に広大な太平洋を望み、追越漁港、県栽培漁業センターなど昔から漁業の盛んな地域です。明るく楽しい安心できる地域を目指しています。



まちづくりの基本方針

1. 生活環境の整備・保持

道路・側溝の整備、環境美化、安全対策に努めます。

☆生活に密着した道路・側溝・排水溝の整備、ごみステーションの更新・清潔保持、ごみ拾い清掃、草刈り、斜面崩壊対策、防犯灯の整備、消火栓・防災設備の整備など

2. 皆で助け合い仲良く暮らせる地域

思いやりのある班運営、福祉・助け合い、ほのぼのの交流、世代間交流の実施、防災に努めます。

☆新班長制の定着、班内の融和、班内の絆の強化、要援護者支援、近隣ネット、家族介護者交流、高齢者交流、介護予防、朝の挨拶運動、町・学校の行事への参加、敬老会、防災訓練、避難訓練など

3. 健康で楽しい暮らし

楽しい生活、健康な身体づくりに努めます。

☆検診の受診率向上、食事や病気などの健康に関する学習、運動のすすめ、仲間づくり、学習・趣味の会の実施、通信カラオケの導入と仕組みづくり、バス旅行の実施など

地区キャッチフレーズ **浜で遊び、良き伝統を継承し、元気で暮らせる榊地域**

地区データ

- 人口 415 人／世帯数 201 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：道仏小学校

少子化の傾向は否めず、全体として人口はやや漸減しています。海と山のどちらにも近いという絶好の位置にあります。



まちづくりの基本方針

1. 道路等整備

快適な生活のため、道路等の整備に協働で取り組みます。

☆生活道路の舗装、側溝整備、遊歩道の整備など

2. 健康・福祉

地域住民が元気で暮らせるために健康づくりに努めます。共助の榊づくりに努めます。

☆総合健診の受診率の向上、健康づくりの実施、災害時の安否確認等の役割分担、茶のみ場の創設など

3. 生活環境

ひとはみんなのために、みんなはひとりのために、共助の気持ちをもってより良い生活環境づくりをします。

☆ごみ出しマナーの向上、不法投棄のない環境づくり、合併浄化槽の整備推進、街灯の省電力化、除雪対応の改善、集う場・広場の整備など

4. 教育・文化

子どもの元気な声が響く地域をつくれます。

☆子どもたちが遊び集える広場づくり、体験学習・観察学習等ができる海辺環境整備、いじめ防止の意識高揚など

地区キャッチフレーズ 階上駅とともに90余年いつまでも元気で明るい駅前地区

地区データ

- 人口 498 人／世帯数 242 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：道仏小学校

町の玄関口として、階上駅とともに歩んできました。少子高齢化が進む中、階上駅を中心に活気ある地域づくりに取り組んでいます。



まちづくりの基本方針

1. 教育・文化

世代間交流など生涯学習と連携しながら、地域で子育て支援に努めます。

☆世代間交流を通して地域で生涯学習、駅前と階上駅の歴史を学びながら無人駅を守る、史跡の保存、お祭りの復活など

2. 保健・福祉

“ひとりひとりが自分の体に関心を持つ”ことを基本に相互に助け合う地域づくりに努めます。

☆健康づくりの推進、ほのぼの交流事業の充実、健診・検診の受診率向上、高齢者福祉の充実など

3. 環境

住みよい地域となるよう、個人のマナー意識高揚に努めます。

☆ごみ出しマナーの向上、ペットを飼う方のモラルの向上、水辺環境の保全、海岸線の清掃など

4. 道路等建設

生活環境を整備し、観光客が往来するまちづくりに努めます。

☆道路等の整備、海岸線エリアの活用、街灯整備、防災訓練など

地区キャッチフレーズ

みんな 元気で しあわせに
楽しいまち（道仏らんど）づくり
～五（互）輪で繋ぐやすらぎとロマンの里づくり～

地区データ

- 人口 583 人／世帯数 271 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
 - 小学校区：道仏小学校
-
- 地区の中心を道仏川が流れ、道仏神楽、館神社、銀杏の木など名所旧跡の多い地区です。



まちづくりの基本方針

1. 生活環境

道仏行政区会は、5町内会一体となり奉仕作業を行っています。主要幹線道路沿いの不法投棄対策を進め、さらには合併浄化槽の普及により快適な生活環境に努めるとともに、施設の整備維持管理を行います。

☆ごみ対策、合併浄化槽の整備促進など

2. 防災・地域安全

集落が広範囲にあるため、地域住民が防犯と防災意識を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

☆避難所の周知と避難経路の確認、防犯灯の設置など

3. 道路等整備

地域内の未整備、危険箇所をリストアップし、優先度の高いものから整備します。

☆道路・側溝・交通安全施設の整備など

4. 保健・福祉

病気の早期発見及び治療と健康維持のため、自分自身で健康管理できる環境づくりに努めます。家に閉じこもり気味の高齢者が気軽に外出し、地域住民とふれあい健康で生きがいを持ち、充実した生活を送れるよう地域ぐるみで応援します。

☆健康体操の充実、食生活改善指導、コミュニティバスの継続、高齢者の交流会推進、集会施設の新築移転など

5. 教育・文化

地域の史跡・歴史・文化を学び、伝統文化を継承し、世代間交流を通して生涯学習と青少年の育成を図ります。

☆あいさつ運動の実践、体験学習の実施、地区の歴史文化の冊子作成、盆踊りや神楽発表会の実施など

- 人口 631 人／世帯数 294 世帯
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 小学校区：道仏小学校（旧小舟渡小学校）

小舟渡海岸など、豊かな自然環境に囲まれています。地域とのつながりも強く様々な活動に取り組んでいます。



まちづくりの基本方針

1. 快適・安心の地域づくり

潤いのある生活環境の中で快適に安心して暮らすことは地域みんなの願いです。本地域の持つ豊かな自然と独自の景観を保持しながら、自然の営みと生活が調和した快適性とやすらぎが実感できる地域づくりを進めます。

☆生活基盤整備、生活環境の保全、災害の予防、交通安全の推進、防犯対策の推進、安心・安全のコミュニティなど

2. 地域資源を生かした地域づくり

活力あふれる地域づくりのためには、恵まれた地域資源に着目し、さらには共有感を持って小舟渡の魅力をアピールし、持続的ににぎわいのある地域づくりを進めます。

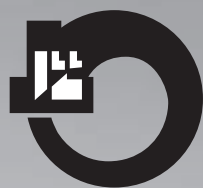
☆特産化の推進、付加価値販売の推進、地域資源を活用した交流、観光施設の整備、レクリエーション活用、イベント開催、体験機会の提供、学習機会の提供、児童館の跡地の利用など

3. 人がかがやく地域づくり

地域づくりには地域コミュニティの醸成が大切です。当地域の老若男女誰もが幸せを実感できる、ふれあいのある地域づくりを進めます。

☆ふれあいイベントの充実、スポ・レク活動の充実、健康づくりの推進、地域文化の継承と創造、青少年活動の促進、地域ぐるみの健全育成など

階上町民憲章



わたくしたちは、やま（臥牛山）と、うみ（太平洋）の美しい自然にはぐくまれた豊かな伝統をもつ階上町民です。

わたくしたちは、愛する郷土の発展としあわせをねがいこの憲章を定めます。



1、心のふれあいを大切にし文化の高いまちにしましょう。

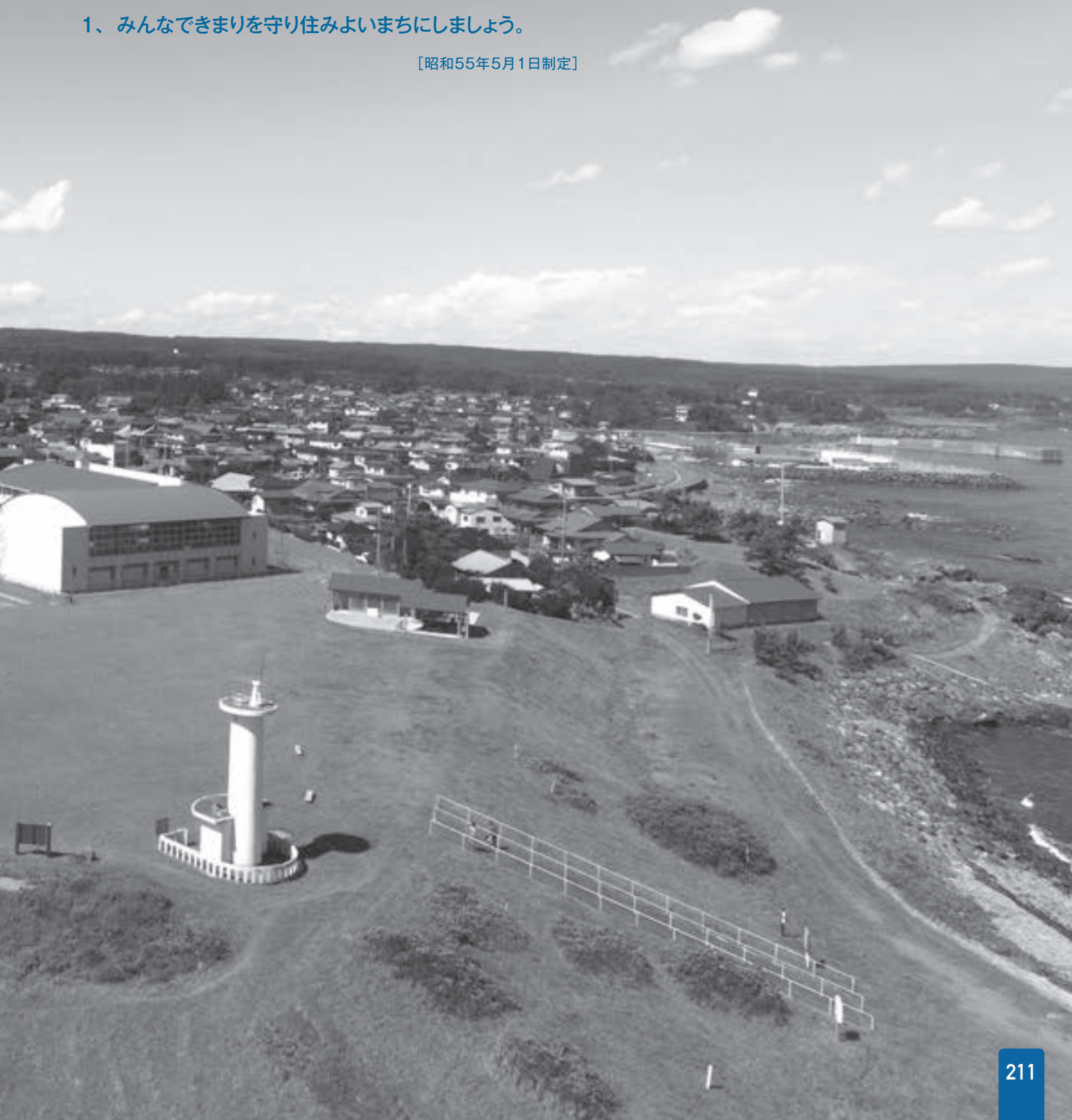
1、より豊かな生活を求め活力のあるまちにしましょう。

1、心とからだをきたえ健康なまちにしましょう。

1、恵まれた自然を愛護し美しいまちにしましょう。

1、みんなできまりを守り住みよいまちにしましょう。

[昭和55年5月1日制定]





第5次階上町総合振興計画

ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり | 後期計画 |

2020
▼
2029

はしかみ New era plan

発 行

令和7年3月

階上町

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87
TEL.0178-88-2111(代表) / FAX.0178-88-2117

編 集

階上町総合政策課

制 作

株式会社テクノス

039-1114 青森県八戸市北白山台2丁目4-23
TEL.0178-27-6565 / FAX.0178-27-6566

第5次階上町総合振興計画

ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり | 後期計画 |

